

第 3 次豊田市地域福祉計画・ 豊田市地域福祉活動計画

令和*年*月

豊田市

目 次

p 1 第1章 計画策定にあたって

p * 1 計画の概要

p * 2 * * * * * * *

p * 3 * * * * * * *

p * 第2章 * * * * * * * * *

p * 1 * * * * * *

p * 2 * * * * * * *

p * 3 * * * * * * *

p * 第3章 * * * * * * * * *

p * 1 * * * * * *

p * 2 * * * * * * *

p * 3 * * * * * * *

p* 第4章 *****

p* 1 *****

p* 2 *****

p* 3 *****

p* 第5章 *****

p* 1 *****

p* 2 *****

p* 3 *****

p* 資料編 *****

p* 1 *****

p* 2 *****

p* 3 *****

第1章

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

第1章では、「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の目的や位置づけについて記載しています。

内容

- 1 計画策定の趣旨・目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

1 計画策定の趣旨・目的

本計画は、地域共生社会の実現を目的に、地域福祉の推進に向けた方向性と取り組むべき内容を示すものです。人と人とのつながりを大切にし、助け合い・支え合える関係づくりを進めながら、住民、地域団体、事業者、企業など多様な主体が共働りし、地域全体で日常の暮らしを支える仕組みと役割を明確にします。

社会福祉法

(地域福祉の推進)

第四条

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

コラム：地域福祉とは

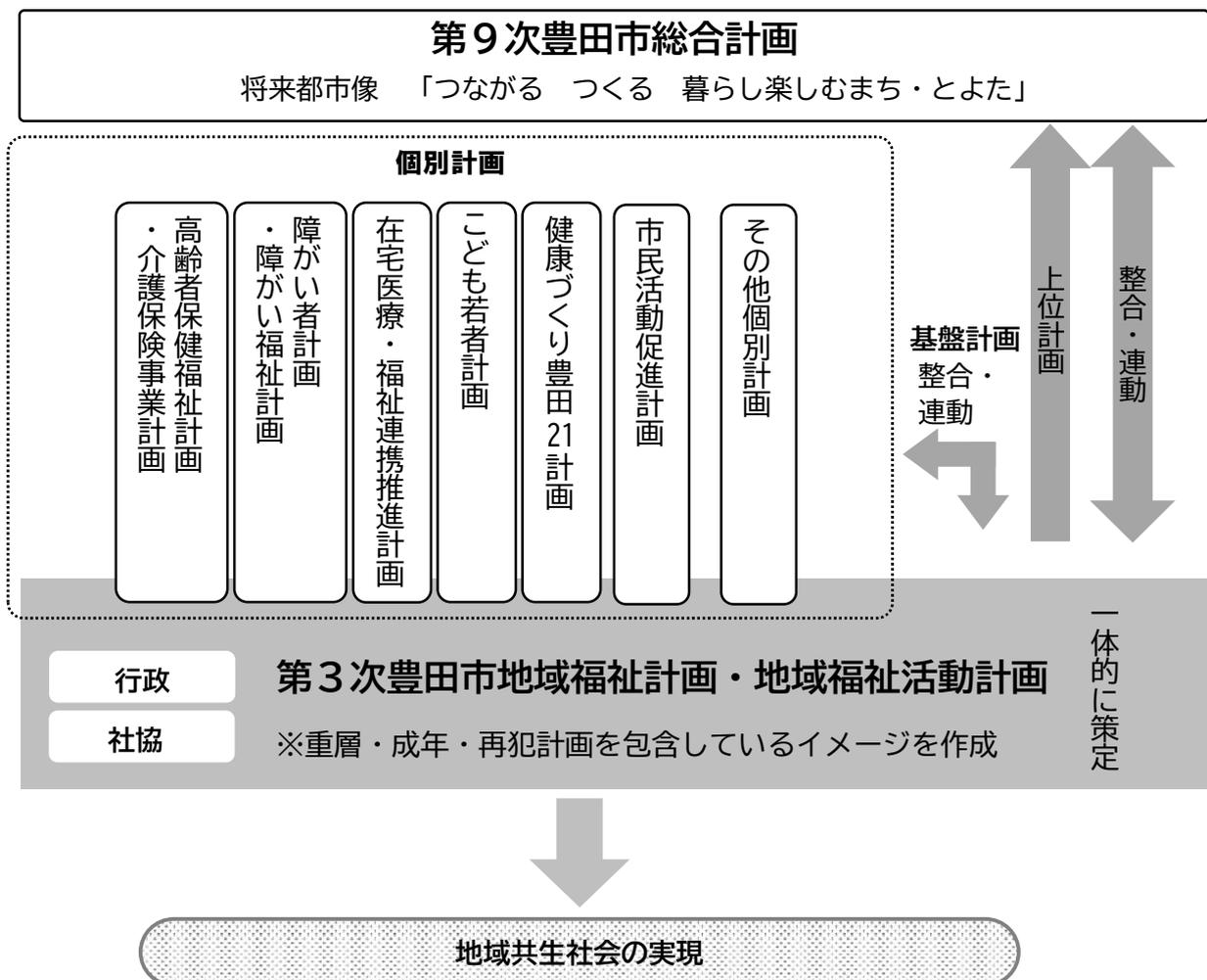
地域福祉とは、地域に暮らすすべての人が、年齢や障がいの有無、家庭環境、国籍などにかかわらず、安心して自分らしく生活できるよう、地域の中で支え合い、助け合う仕組みを築いていくことです。一人ひとりが互いを理解し、認め合い、思いやりを持つことで、共に暮らしやすい地域社会が形成されていきます。その輪が広がるほど、地域福祉はより豊かに、力強く進展していきます。

2 計画の位置づけ

- 「豊田市地域福祉計画」は社会福祉法第107条に基づいて行政が策定する市町村地域福祉計画です。
- 「豊田市地域福祉活動計画」は、住民が主役となった地域福祉活動を実践するために社協が策定する住民活動計画です。
- 本計画は、行政と社協が連携を図りながら上記の計画を一体的に策定するものです。
- 市政経営の基本である「第9次豊田市総合計画」を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえ、福祉分野の個別計画を横断的につなぐ役割を担う基盤計画として策定しました。また、こども・若者、防災、住生活など、他分野の計画とも連携を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しています。
- さらに、本計画は「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進計画」ならびに「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

※図は業者作業中

【 上位計画・関係計画との関係 】



3 計画の期間

本計画は、2026年度から2031年度までの6年間を計画期間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

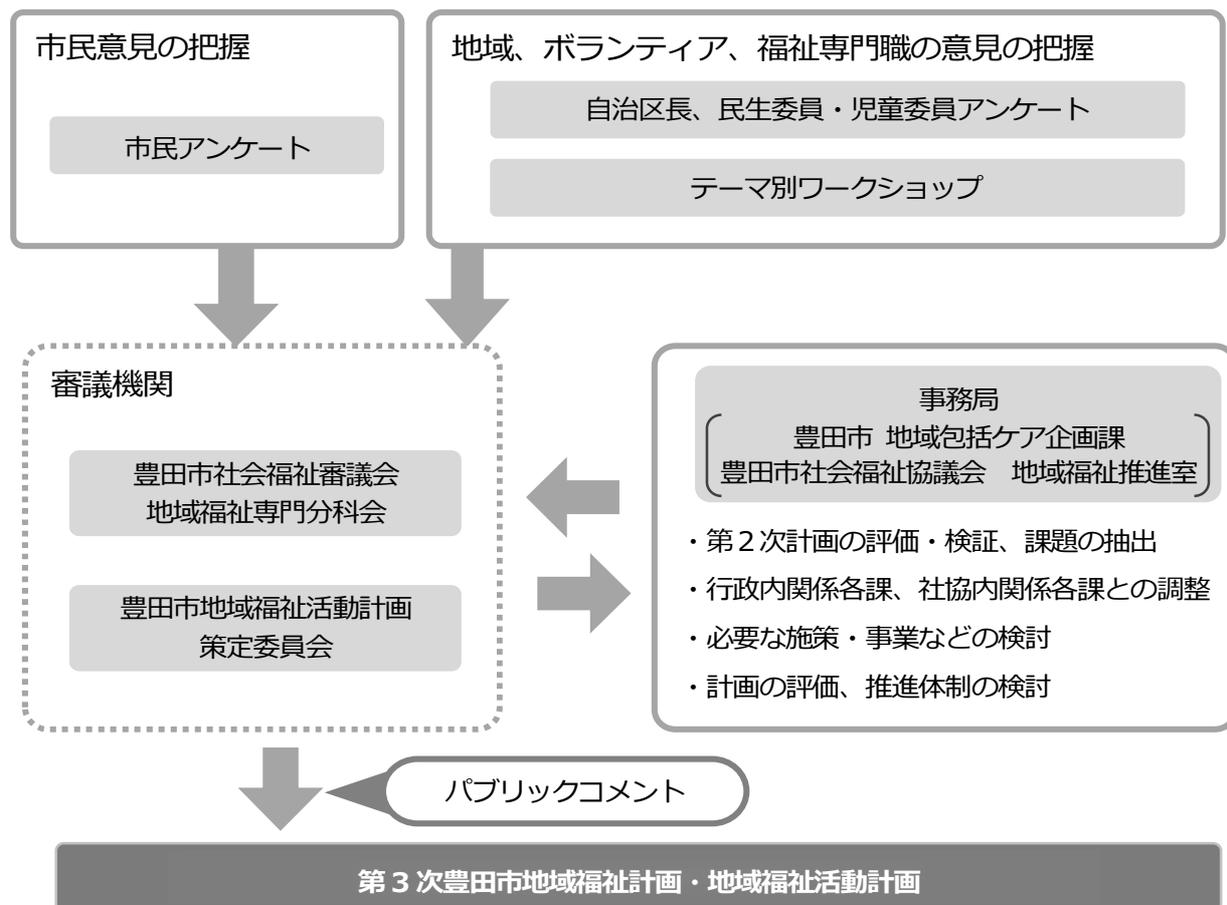
※図は業者作業中

(年度)	...	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R	...
	...	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	...
豊田市総合計画	第8次		~2020年度 ~2024年度		前期実践計画 後期実践計画		基本構想：2040年を展望					
豊田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第1次		第2次（6か年）									
豊田市成年後見制度 利用促進計画			第1次→この後は地域福祉計画に包含									
豊田市再犯防止推進 計画												
豊田市高齢者保健福祉 計画・介護保険事業 計画	第6期	第7期		第8期		第9期						
豊田市障がい者計画 (障がい者ライフサポ ートプラン)	第4次			第5次								
豊田市障がい福祉計画	第4期	第5期		第6期		第7期						
豊田市在宅医療・ 福祉連携推進計画			6か年									
豊田市子ども若者計画	第2次		第3次									
健康づくり豊田21計画	第2次	第3次										
豊田市自殺対策計画			5か年 包含									
豊田市市民活動促進 計画	第2期	第3期										

4 計画の策定体制

本計画は、「豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」と「豊田市地域福祉活動計画策定委員会」が中心となり、計画の検討を行いました。また、アンケートやテーマ別ワークショップ、パブリックコメントなどの実施など、各種の市民参画の過程を経て策定しています。

●計画策定の流れ



第2章

地域共生社会の実現に向けて

第2章では、地域共生社会の概要や、実現に向けた様々な取組について説明しています。

内容

- 1 地域共生社会について
- 2 地域共生社会の実現に向けての動き

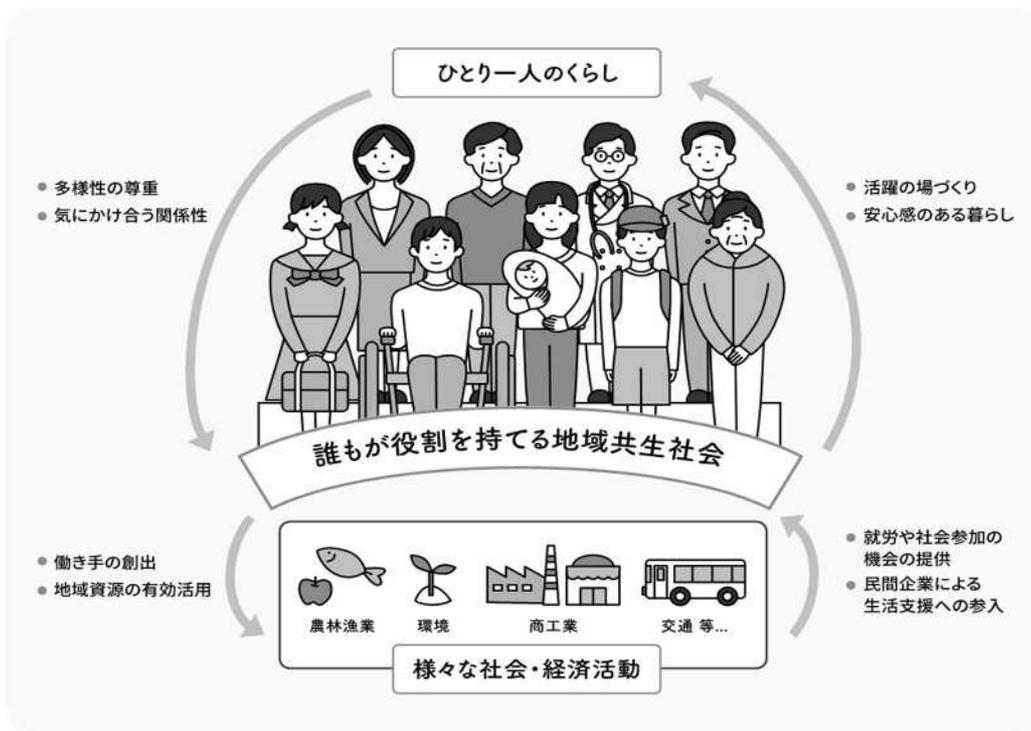
地域共生社会の実現に向けて

1 地域共生社会について

現在、国では「地域共生社会の実現」に向けて、様々な施策や事業が行われています。

(1) 地域共生社会とは？

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています

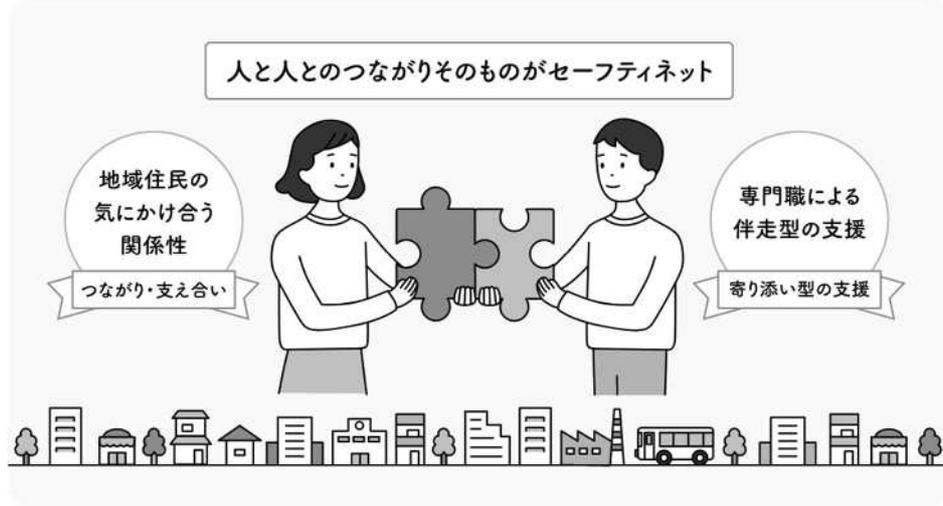


※出所：「地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）」より引用

(2) 地域共生社会の実現に向けての取組経緯

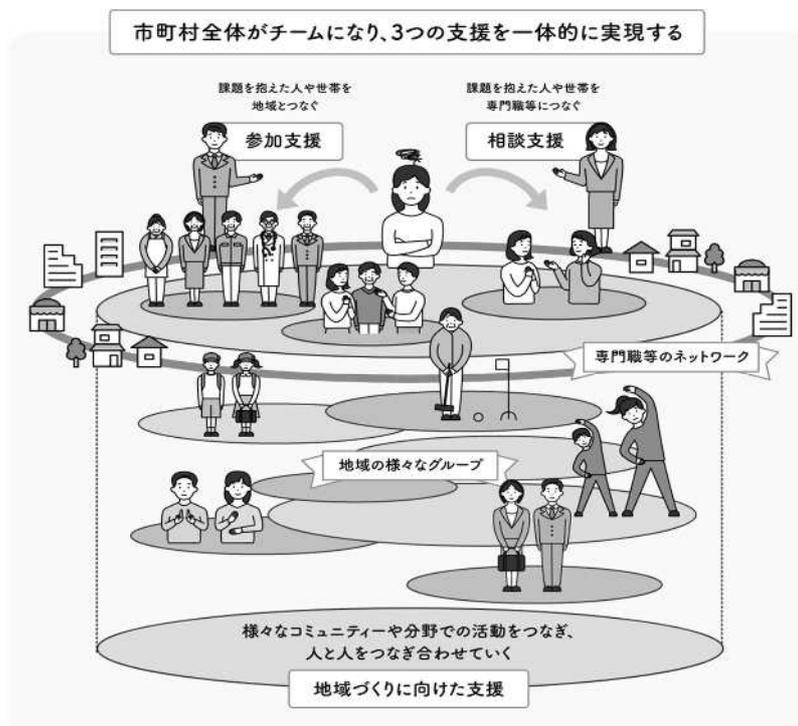
高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。

人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。



(3) 重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業が、令和3年4月からスタートしました。



2 地域共生社会の実現に向けての動き

(1) 国の動き

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ

- 令和6年から開催された「地域共生社会の在り方検討会議」において、人口減少や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、社会構造の変化を踏まえた議論が重ねられ、令和7年5月に中間とりまとめが公表されました。本とりまとめでは、福祉分野にとどまらず、教育・医療・防災・司法等との連携や地域との協働を通じて、包括的な支援体制の整備を進めることが、2040年に向けた地域共生社会の深化に不可欠であると示されました。

<「中間とりまとめ」のポイント>

1. 地域共生社会の更なる展開
 - ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化
2. 身寄りのない高齢者等への対応
 - ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
 - ② 日常生活支援、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
 - ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワークの構築
3. 成年後見制度の見直しへの対応
 - ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設
 - ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護 支援の地域連携ネットワークのコーディネーターや家裁からの意見照会に対応）を法定化
4. 社会福祉法人・社会福祉 連携推進法人の在り方
 - ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
 - ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進
5. 社会福祉における災害への対応
 - ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
 - ② DWA T（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

社会福祉法の改正

- 令和3年4月に社会福祉法の一部が改正され、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の構築、いわゆる「重層的支援体制の整備」とその事業の実実施計画の策定の努力義務化や、地域における公益的な取組の推進や事業所の体制強化を図る「社会福祉連携推進法人」制度の創設などが新たに規定されています。

<重層的支援体制整備事業とは> 以下の①～⑤の事業のことをいいます。

- ① 包括的相談支援事業
属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応する
 - ② 多機関協働事業
複雑化・複合化した課題について適切に対応するため関係者の連携で解決にあたる
 - ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
支援が届いていない人に訪問等を実施し支援を届ける
 - ④ 参加支援事業
社会とのつながりを作るための支援を行う
 - ⑤ 地域づくり事業
世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくり、コーディネートを行う
- 令和6年4月の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業を実施する際は、居住支援協議会などの関係機関と連携し、地域住民の安定した居住の確保に向けた支援に努めることが求められています。

孤独・孤立対策推進法の施行

- 令和5年に成立した「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月に施行されました。この法律では、孤独・孤立の状態が人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得ることを踏まえ、国・地方公共団体・関係機関が連携して支援を行う責務が定められています。

孤独・孤立対策重点計画の策定

- 令和6年6月、孤独・孤立対策推進法に基づき「孤独・孤立対策重点計画」が策定されました。この計画では、相談支援、官民連携、啓発活動、人材育成、実態調査などを柱として、孤独・孤立の予防と支援を総合的かつ計画的に進める方針が示されています。

<「孤独・孤立対策重点計画」のポイント>

- 基本理念
 - (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
 - (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
 - (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする。
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる。
- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する。

地域協議会の設置促進

- 地方公共団体に対しては、関係機関による「孤独・孤立対策地域協議会」の設置が努力義務として課されており、地域における情報共有と支援体制の強化が求められています。

官民連携プラットフォーム

- 官民連携プラットフォームは、孤独・孤立の課題に対応するため、行政と民間団体が連携して情報共有や支援の強化を図る全国的な枠組みとして、令和4年2月に内閣府が設置しました。現在は、地域ごとの「地方版プラットフォーム」の構築も進められています。

成年後見制度

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立、同法に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）が閣議決定され、制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備が進められました。
- 令和4年3月、第一期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進していくため、第二期基本計画が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援などの取り組みも進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

<「第二期成年後見制度利用促進基本計画」のポイント>

- ① 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
成年後見制度の見直しに向けた検討、成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討
- ② 成年後見制度の運用の改善
家庭裁判所と地域の関係者の連携による、本人にとって適切な後見人等の選任など
- ③ 後見人等への適切な報酬の付与
最高裁判所、家庭裁判所による適切な報酬算定や、報酬助成事業の見直し検討
- ④ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
中核機関のコーディネート機能強化、市民後見人や法人後見の担い手育成や支援など

- 2025年2月、法務大臣は法制審議会に対し「成年後見制度の見直し」について諮問（諮問第126号）を行い、制度改正に向けた正式な審議が開始されました。この諮問は、高齢化の進展や障害者権利条約の審査結果を踏まえ、本人の尊厳や権利擁護をより重視する制度への転換を目的としています。

(2) 愛知県の動き

「あいち福祉保健医療ビジョン2026」の策定

愛知県は、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、「あいち福祉保健医療ビジョン2026」を策定しています（計画期間：2021年度～2026年度）。このビジョンでは、共に支え合う地域づくりや予防・早期対応の重視などを柱に、子育て支援、健康づくり、医療・介護体制の整備、障害者支援などを総合的に進めています。

「あいち福祉保健医療ビジョン2026」の概要

(基本的な視点)

「地域共生社会」「すべての人が輝くあいち」を目指し、様々な取組を進める上で、共通して必要となる考え方を4つの視点として整理。

- 視点① 共に支え合う地域づくり
- 視点② 本人・世帯を主体とした包括的支援
- 視点③ 予防・早期対応の重視
- 視点④ 適切な役割分担と連携

(施策の方向性)

地域共生社会を実現するうえで共通して必要な取組について位置付けるとともに、各分野の施策の一層の充実を図り、福祉・保健・医療が一体となった取組を推進。

第1節 共に支え合う地域づくり

第2節 安心・安全な暮らしを支えるサービスの充実

- | | |
|----------------|-----------|
| 1 子ども・子育て支援 | 2 健康寿命の延伸 |
| 3 医療・介護提供体制の確保 | 4 障害者支援 |

(3) 豊田市役所の動き

第9次豊田市総合計画（ミライ構想・ミライ実現戦略2030）の策定

- 2024年度に第9次豊田市総合計画を策定しました。第9次豊田市総合計画は、本市が目指すまちづくりの方向性を明らかにし、その実現に向けた取組を市民と共働で進めるための最も基本となる計画です。
第9次豊田市総合計画では、長期（2050年）を展望して設定する「ミライ構想」と今後5年間で特に注力する取組の方向性を示す「ミライ実現戦略2030」の2つの構成となっています。

○ ミライ構想

「ミライ構想」は、2050年を展望し、普遍的なまちづくりの方向性を示すものです。将来像として「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」を掲げ、多様な主体とのつながりや学び合いを通じた人づくりを重視しています。地域共生社会の深化や包括的な支援体制の整備など、他の福祉関連計画とも連動した施策展開を行います。

○ ミライ実現戦略2030

「ともにこどものミライに夢と希望をつくる」と「ともにミライにつながるまちをつくる」の2つを取組方針とし、「人口減少社会におけるまちの担い手である『こども起点』でまちづくりを考えること」、「誰もが『つながり合う』まちづくりを進めること」、「人を支える『まちの基盤』をつくること」を5年間で特に注力する3つの視点として定めています。

こども若者計画の策定

- 本市では、国の法律などに規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」などの様々な計画として位置づける、すべてのこども・若者が自分らしく成長し、安心して暮らせる地域社会の実現を目的として、令和5年度に「豊田市こども若者計画」を策定しました。計画では、妊娠・出産から自立までの切れ目ない支援や、社会参画・居場所づくりの推進などを通じて、育ちを支える環境づくりを進めています。

健康づくり豊田21計画の策定

- 本市では、すべての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせることを目指し、令和5年度に「健康づくり豊田21計画（第4次）」を策定しました。本計画では、これまで個別に策定していた「健康づくり豊田21計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」を一体的に整理し、より効果的な健康づくり施策の推進を図っています。生活習慣の改善、こころの健康への支援、孤立防止、食育の充実などを柱に、市民・関係機関・団体が協働して取組を展開しています。健康づくりの合言葉「とよた健康プラス10」のもと、誰もが健やかに暮らせるまちの実現を目指しています。

(4) 全国社会福祉協議会の動き

社会福祉協議会基本要項 2025 の策定

ニーズの変化・多様化、地域生活課題の複雑化・複合化に応じ、社協活動・事業が広がっている現状と福祉以外の他分野との連携・協働の必要性の高まり、また地域福祉の施策化の潮流等を踏まえ全国社会福祉協議会では、31年ぶりに「社会福祉協議会 基本要項」を改訂しました。

【改訂ポイント】

- 社協の使命として「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を掲げました。
- 住民主体の理念を明記しました。

住民主体の理念：① 住民を中心に置くこと
 ② 住民のニーズに基づくこと
 ③ 住民の主体形成と組織化を基礎とすること

- 社会福祉協議会の組織を「社会福祉協議会の構成」、「社会福祉協議会の組織特性」に分けて記載しました。

- 社会福祉協議会の組織
 - ① 社会福祉協議会の構成
社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。
 - ② 社会福祉協議会の組織特性 社会福祉協議会は、次の5つの組織特性を有する。
 - ・住民や地域の関係者による協議体組織
 - ・地域福祉を創造する運動体組織
 - ・地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
 - ・公共性と公益性を有する民間非営利組織
 - ・市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

- 活動原則を6つに整理し、「個別支援と地域づくりの一体的展開の原則」を新設。また、連携・協働の原則では、福祉関係のみならず多分野の関係者との連携の重要性を明記しました。

- 社会福祉協議会の活動原則

- ① 住民ニーズの原則
- ② 住民活動基盤の原則
- ③ 個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④ 民間性の原則
- ⑤ 連携・協働の原則
- ⑥ 専門性の原則

- 社会福祉協議会の機能を10項目に整理しました。

- 社会福祉協議会の機能

- ① 住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ② 組織化、連絡調整
- ③ 福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 権利擁護
- ⑥ 調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑦ 福祉教育の推進
- ⑧ 地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑨ 災害時等の支援
- ⑩ 地域福祉の財源確保および助成の実施

(5) 豊田市社会福祉協議会の動き

- 第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成27年度～令和元年度）に基づき、下記の内容に取り組みました。

● 取組の背景

地域福祉を推進していくためには、地域福祉の重要性や、助け合い・支え合いの大切さを、より多くの人に伝えるための住民福祉教育が必要になります。福祉を「自分ごと」として捉えていただくため、福祉に関心を持っていない人に対するアプローチや、学習活動の実践につなげるため「福祉教育」に重点的に取り組みました。

また、住民懇談会では、「身近な相談窓口の設置」に関する必要性の声が多くあり、従来の福祉の分野にとどまらない地域課題の発生や、人と人、人と資源などをつなぐ役割の不足などの課題に対応した専門的な人材を求める声もあり、「身近な相談窓口の設置」や「コミュニティーソーシャルワーカーの配置」に取り組みました。

更には、経済的に困窮する人や社会的に孤立する人、孤独死などの事例の増加、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者の増加から、生活困窮者自立支援事業の開始や成年後見支援センターの開設を行いました。

● 主な取組

- ・とよた市民福祉大学の開講
- ・高岡コミュニティセンター及び猿投コミュニティセンターにコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を配置
- ・生活困窮者自立支援事業の開始
- ・成年後見支援センターの開設 など

- 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和2年度～令和7年度）に基づき、下記の内容に取り組みました。

● 取組の背景

複雑化・多様化した地域生活課題に対応するためには、これまでの個別の分野ごとに整備された支援体制を見直し、地域住民や関係団体などが「我がごと」になって参画し、制度や分野を越えて人と資源がつながることが必要となります。

その為、住民が様々な活動へ参加したり、地域生活課題に住民が主体的に参画し活躍するよう、ボランティア活動を促進するため、「ボランティアセンターの機能強化」に重点的に取り組みました。

また、第1次計画での高岡・猿投地区でのコミュニティーソーシャルワーカーの実績を踏まえ、身近な相談窓口で困りごとを受け止め、住民や地域、専門職、社協、行政が連携しながら課題を解決する体制を構築すべく上郷・高橋・松平地区にもコミュニティーソーシャルワーカーを配置し、全市的な相談体制の構築と、個別支援と地域づくりの一体的展開を実施しました。

更には、「8050問題」「7040問題」「社会的孤立の問題」「身寄り問題」など、複雑化・複合化した課題に対応すべく居場所づくりの支援や生活困窮者支援の充実、また、国の流れや本市の現状から先駆的に身寄りを頼ることができない方への支援などに取り組みました。

● 主な取組

- ・ ボランティアセンターの機能強化
- ・ 上郷コミュニティセンター、高橋コミュニティセンターにCSWを配置
- ・ お助け隊、子ども食堂などCSWによる住民主体の多様な活躍・居場所づくりの支援
- ・ 高校生等就学応援金支給や生活応援事業など生活困窮者支援の充実
- ・ 身寄りを頼ることができない方の支援「結サポート～くらし安心事業～」など権利擁護支援の充実

(6) その他注視すべき社会情勢

後期高齢者の急増

- 2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるため、将来的な医療・介護をはじめとした社会保障費の急増や、地域福祉の担い手である人材の不足が懸念されています。
- 2022年厚生労働白書によると、2018年の医療・福祉就業者は826万人で全就業者の12%を占めています。2040年には、全就業者数の2割となる1,070万人の医療・福祉就業者が必要と見込まれるものの、実際に確保できるのは974万人とされており、96万人が不足する推計となっています。
- そのため、国では医師や看護師など専門職種での仕事移管や共有といったタスクシフトやタスクシェア、介護助手やロボットの導入などが提起されていますが、地域においてもボランティア実践者など地域福祉に関わる人材の「住民福祉教育の推進」と介護職員等「専門人材の確保・育成」について、より一体的に、段階を踏みながら進めていく必要があります

第3章

豊田市の地域を取り巻く現状と課題

第3章では、統計データ、アンケート結果、第2次計画の評価、住民懇談会・ワークショップの結果から本市の地域福祉の現状をまとめ、それらを統括した地域福祉の方向性を説明しています。

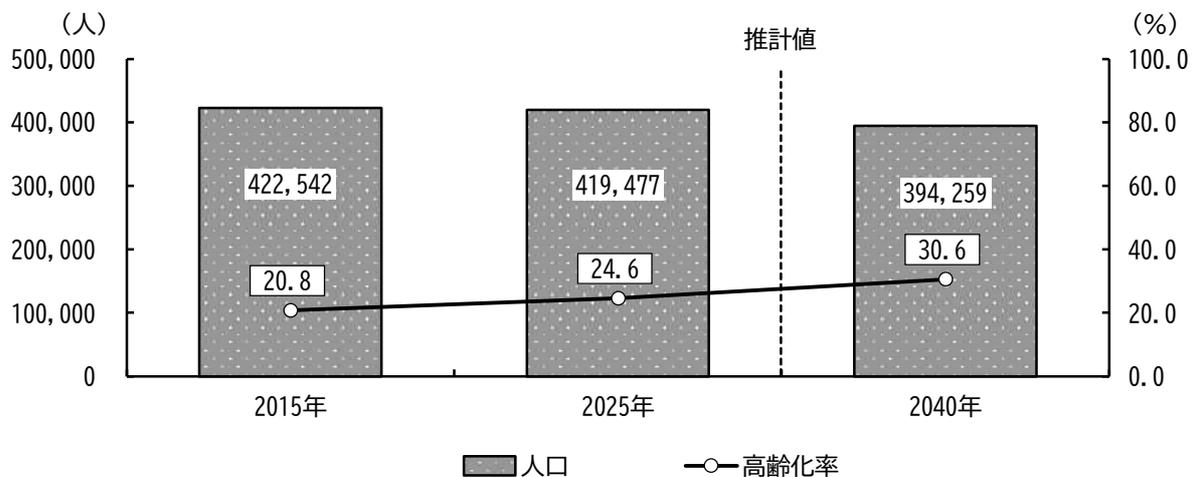
内容

- 1 統計データから見る豊田市の現状
- 2 アンケートから見る市民・活動者の意識
- 3 第2次計画の評価と今後の方向性
- 4 テーマ別ワークショップからの意見
- 5 パブリックコメント
- 6 豊田市の地域福祉の方向性

豊田市の地域を取り巻く現状と課題

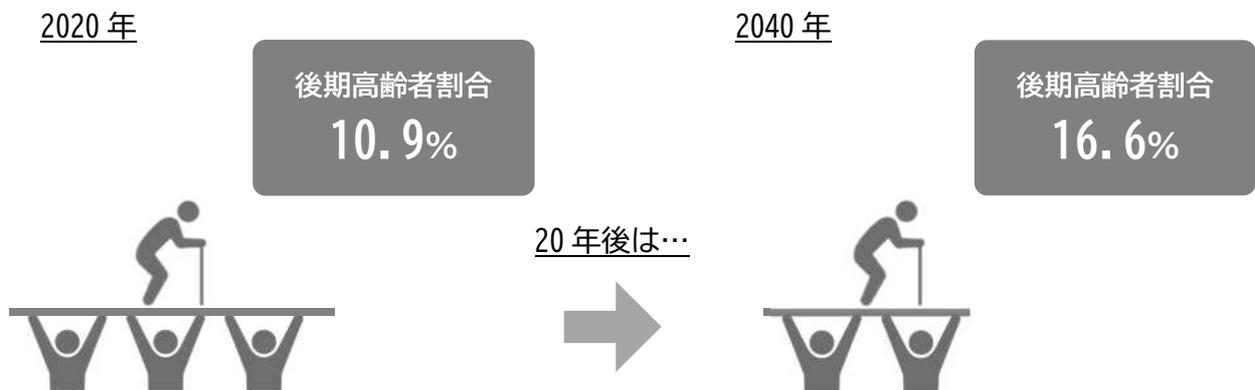
1 統計データから見る豊田市の現状

少子高齢化が進み、今後は更なる人口減少も見込まれます。



出典：第9次豊田市総合計画

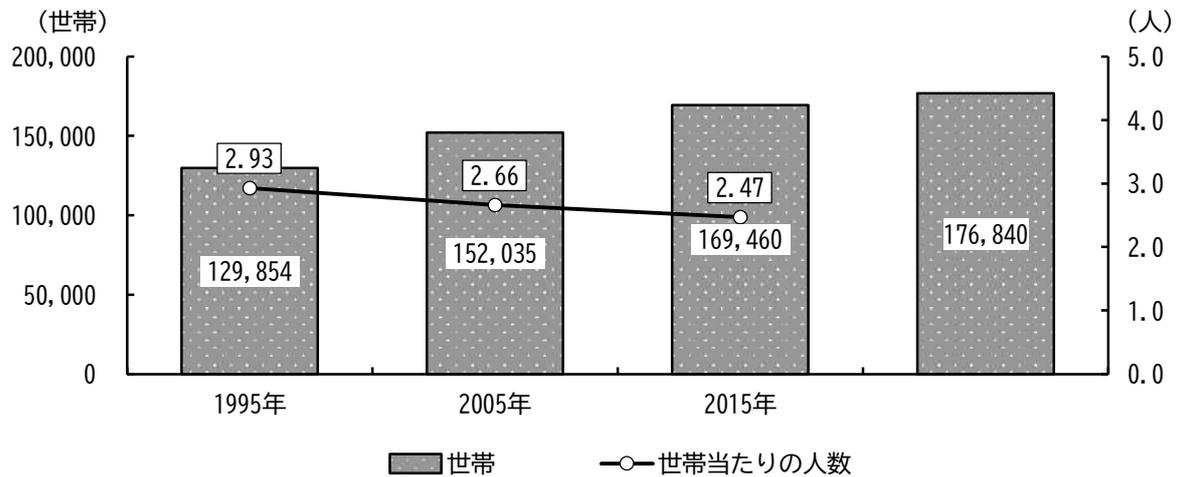
2020年は「2.7人で1人の高齢者を支える」時代でしたが、15年後の2040年には「1.6人で1人の高齢者を支える」時代がやってきます。



※ 高齢者1人を支える人数は15～64歳人口を65歳以上人口で除して算出

出典：第9次豊田市総合計画

世帯数は増加していますが、世帯規模は縮小しています。家庭内での支え合いが難しくなっています。



出典：国勢調査

要支援・要介護認定者、障がいのある人、母子家庭・父子家庭など、支援が必要な人が増えています。



要支援・要介護認定者数

(平成 30 年度) (令和 7 年 9 月 末 時 点)

14,070 人 → **17,418 人**

出典：豊田市統計書



障がい者手帳所持者数

(平成 29 年) (令和 7 年 3 月 末)

18,808 人 → **21,327 人**

出典：豊田市統計書



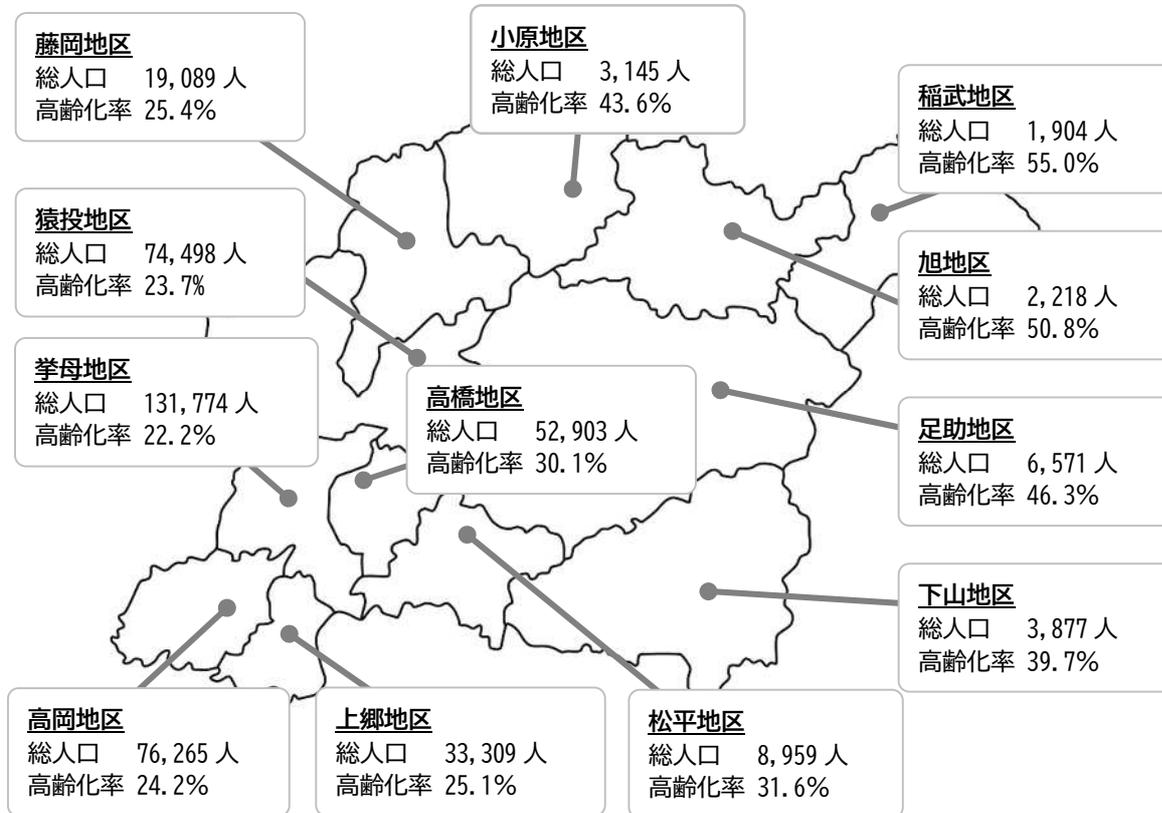
母子家庭・父子家庭世帯数

(平成 17 年) (令和 27 年 数値調査中)

1,881 世帯 → **2,269 世帯**

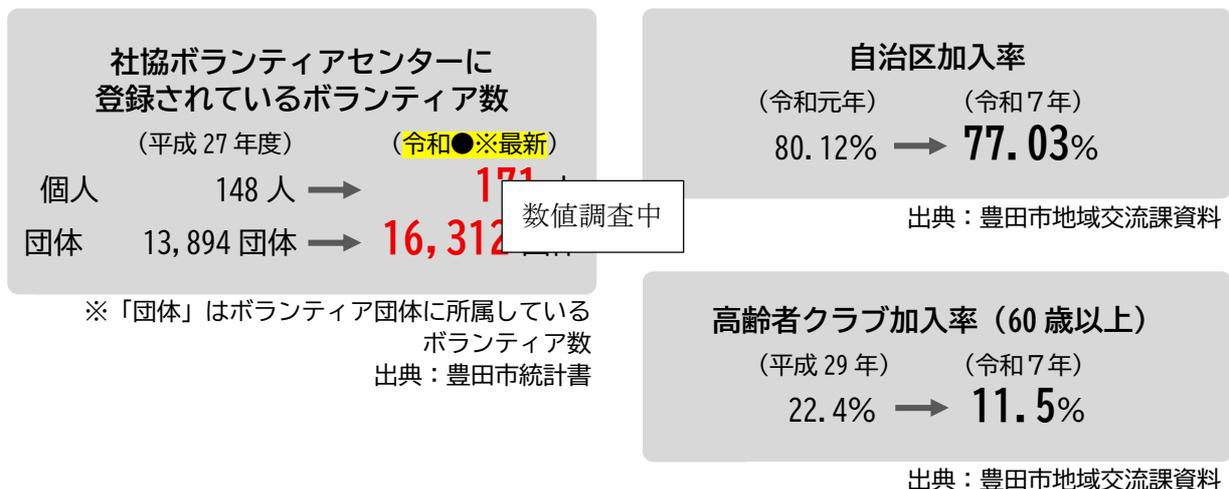
出典：国勢調査

広大な市域の中で人口や高齢化率が地域によって大きく違ってきます。



出典：住民基本台帳（とうけいとよた） 令和7年9月1日時点

ボランティア活動者は増加しています。一方で、地域の活動者は減少しています。

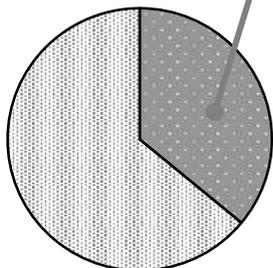


民生費※は年々増加しており、歳出に占める割合は、約3分の1となっています。



歳出に占める民生費割合

36% (令和7年度)



民生費

(2019年度)

(2025年度)

60,356 百万円 → **78,390** 百万円

※お年寄りや障がいのある人、子育てなどを支えるためのお金

出典：当初予算のあらまし

2 アンケートから見る市民・活動者の意識

(1) 調査の概要

この調査は、本計画の策定に当たり、市民や地域で活動をしている自治区長、民生委員・児童委員を対象に、地域との関わりや福祉に関する考えなどを把握し、計画づくりに活用することを目的として実施しました。

【実施概要】

区分	対象者	調査時期	調査方法	回収状況	
				回収数	回収率
市民	18歳以上の市民から無作為に抽出した4,000人	2024年 9月	郵送による配布・回収	1,704件	42.6%
自治区長	2024年8月時点の自治区長298人	2024年 9月	区長便・郵送による配布・回収	250件	83.9%
民生委員・児童委員	2024年8月時点の民生委員・児童委員594人	2024年9月の地区協議会で配布し、10月の地区協議会で回収	直接配布・直接回収	554件	93.3%

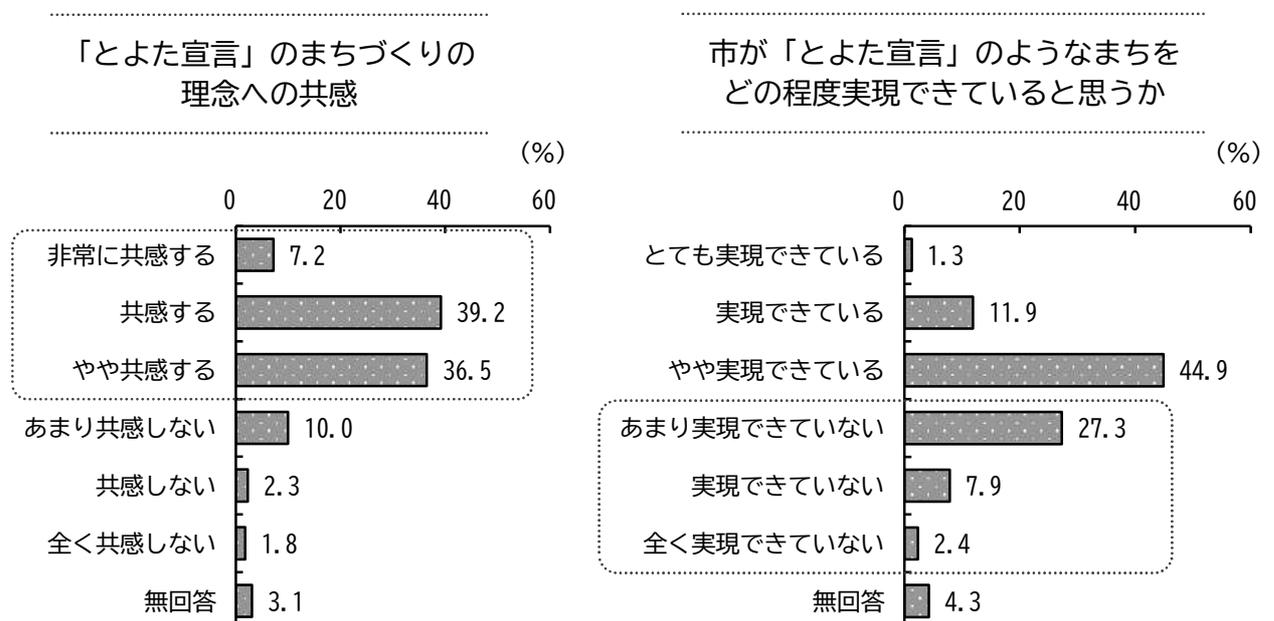
(2) 調査結果の概要

※前回アンケート調査は2018年に実施

※グラフ中の「N」とはNumber of Casesの略で、各設問に該当する回答者の総数

○ 「つながり合い」について

豊田市の目指すまちづくりと現実の市民感覚の間にギャップがあり、本計画における取組の推進により、このギャップを埋める必要があります。



コラム 地域共生社会推進全国サミット「とよた宣言」について

令和5年に開催された「第5回地域共生社会推進全国サミット in とよた」において、地域共生社会の理念と今後の方向性を全国に発信するメッセージとして「とよた宣言」が採択されました。

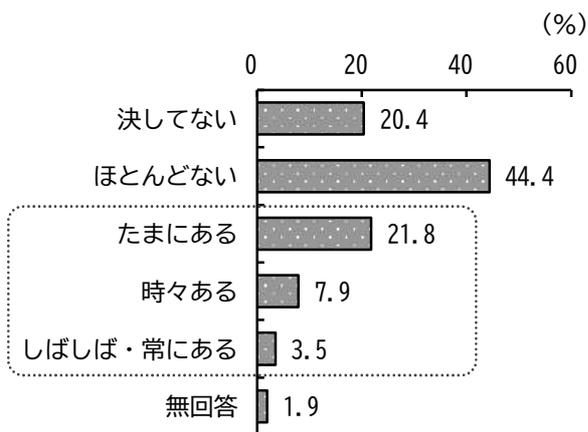
この宣言では、孤独・孤立の増加や支え合いの基盤の弱体化といった社会課題に対し、「おたがいさま」と言える関係性の再構築を提唱しています。キーワードは「ともにつくる」であり、市民の尊厳と自分らしさの実現を土台に、多様な主体が制度や分野を超えてつながり合い、支え合う社会の実現を目指すことが確認されました。

とよた宣言は、地域の人々、活動、価値観が交わる新たな関係性を育みながら、誰もが日々の幸せを実感できる地域共生社会を「ともにつくる」ことへの強い意思を示すものです。

○ 「孤独・孤立」について

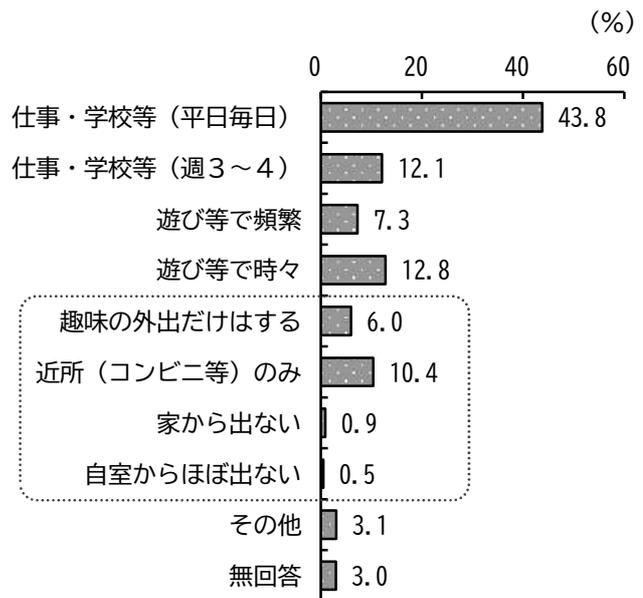
孤独感を抱える市民の割合は全国平均よりやや低いものの、外出頻度の低さから見える孤立の傾向には注意が必要です。特に退職後の60～70代で外出が減少する傾向が顕著であり、社会との接点が少なくなることで孤立が深まる可能性があります。今後は、年代に応じた外出機会や交流の場の充実を図ることが重要です。

問23 どの程度、孤独であると感じることがあるか



- 「たまにある」・「時々ある」・「しばしば・常にある」と回答した市民は、33.2%であった。また80歳台以上で割合が高くなっていた。
- 内閣府の5年度調査（孤独・孤立の実態把握に関する全国調査）によれば、同調査項目で「たまにある」・「時々ある」・「しばしば・常にある」と回答した人は39.3%であり、全国と比較して本市はやや少ない傾向にあることが分かった。

問27 あなたは、どのくらい外出していますか。年代別も掲載して



- 外出頻度の非常に少ない（≒孤立状態にある）市民は、17.8%であった。（名古屋市の令和5年度調査：外出頻度の非常に少ない市民 8.9%）

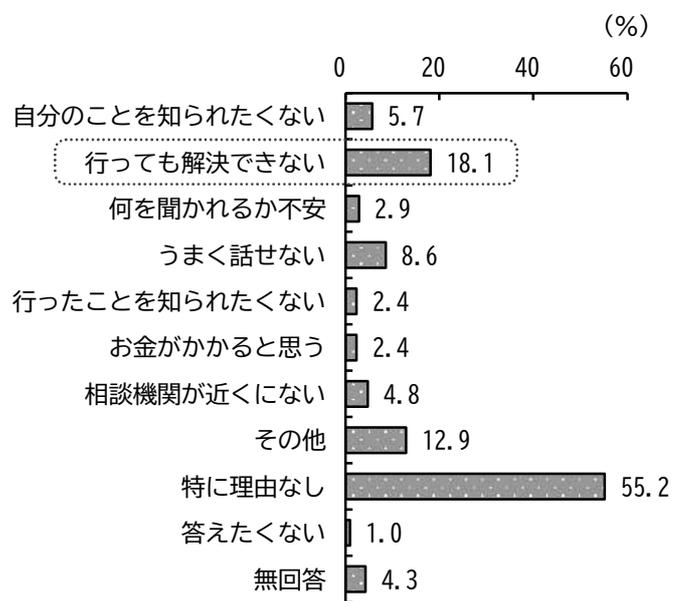
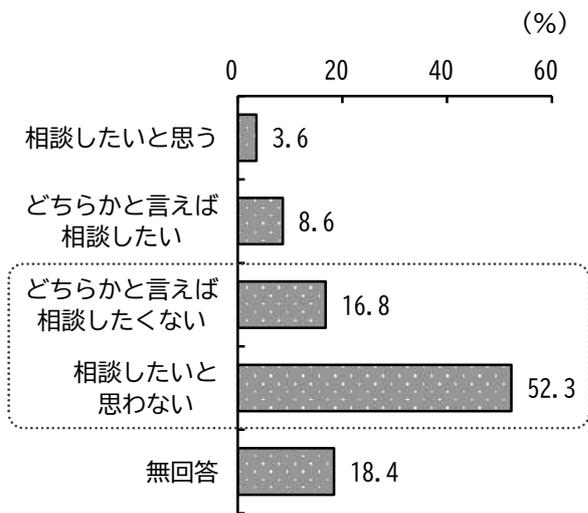
孤立状態では支援につながりにくい傾向が明らかとなっており、孤独・孤立の深刻化を防ぐためには、早期の気づきや関係づくりを促す予防的な施策の推進が重要です。

<問27で「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」「普段は家にいるが、近所のコンビニ（買い物）などには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」を選ばれた方にお聞きします。>

<問27-2で「どちらかといえば相談したいと思わない」「相談したいと思わない」を選ばれた方にお聞きします。>

問27-2 現在の状況に関して、関係機関（誰か）に相談したいと思いませんか。

問27-4 相談したくない理由を選んでください。



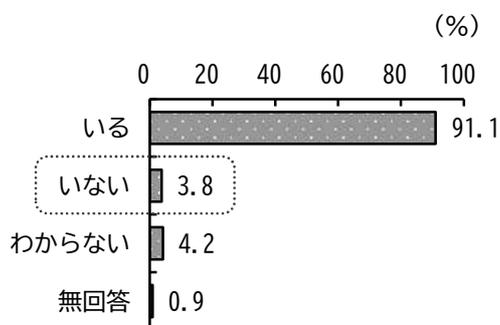
- 現在の外出状況（孤立状態）について誰かに相談したいと思うかという説問に対し、「相談したくない」市民が 69.1%であった。
- 性別にみると、女性に比べ男性で「相談したくない」の割合が高い傾向があった。
- また、相談したくない理由については、「特に理由はない」市民が 55.2%と最も多かったが、「行っても解決できない」と考えている市民も 18.1%おり、自発的な相談には結びつきづらい状況が読み取れる。

○ 身寄りのない方支援について

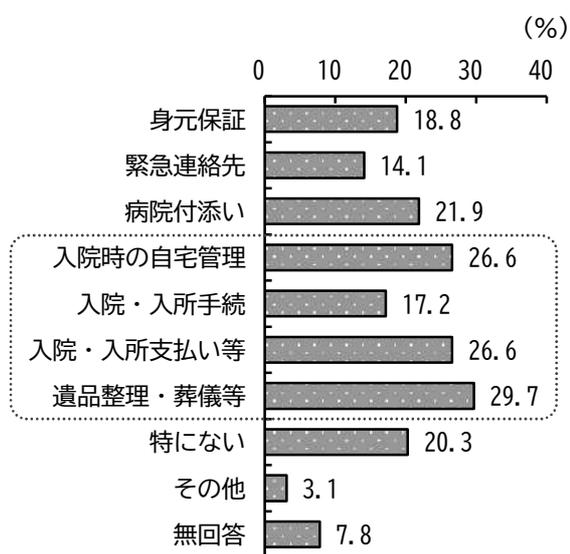
頼れる人がいない高齢者の存在が確認されており、入院手続きや葬儀手配などで困難を抱えるケースが想定されます。こうした困りごとへの相談支援を中心に、施策を検討していくことが望まれます。

<問17で「いない」を選ばれた方にお聞きします。>

問17 万が一（緊急入院など）何かあった時に頼れる人はいますか。



問17-2 頼れる人がいない場合、自分自身や家族の将来（高齢になった際）、対応に困ることはありますか。



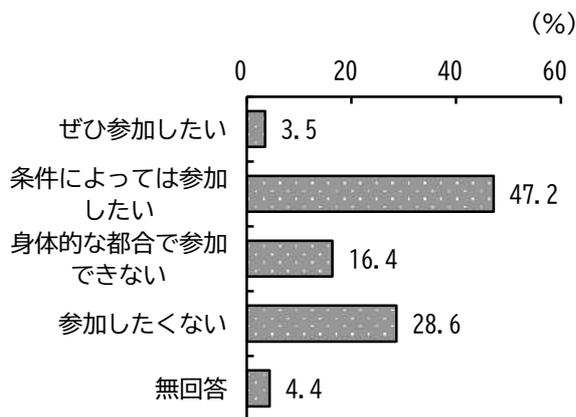
- 万が一何かあった時に頼れる人が「いない」市民が3.8%であった。
- 豊田市の人口（414,502人/R7.1.1時点）に当てはめると15,751人となる。
- 年代別クロス集計では、30～40歳台で「いない」割合が有意に高い。

- 身寄りがいない場合に対応に困ることとして、最も多かったのは、「亡くなった後の遺品整理・葬儀の手配」（29.7%）であり、「入院・入所に伴う支払や手続き」、「長期入院時の自宅管理」と並んで不安に思う市民が多いことが分かった。

○ 地域における福祉の担い手確保について

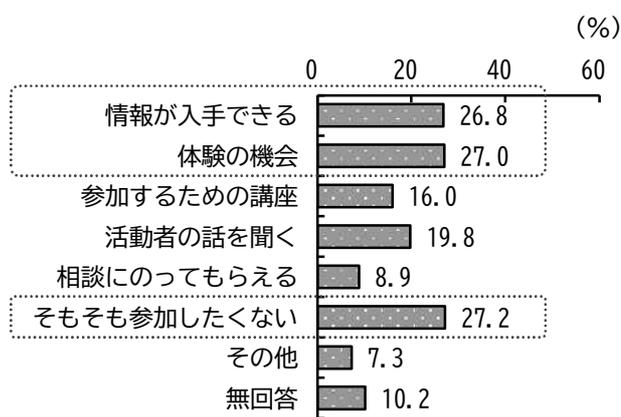
参加意向は減少傾向にあり、情報提供や体験機会の工夫が求められます。午前中の活動希望が多く、短時間で取り組める内容や柔軟な募集が担い手確保の鍵となります。

問32 あなたは、今後、ボランティア活動等に参加したい（続けた）と思いますか。



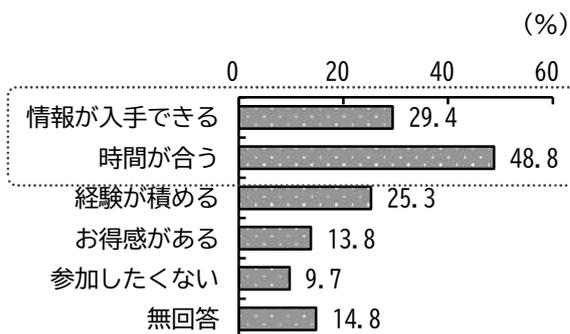
- ボランティア等に参加したい市民は50.7%であった。
- 65歳以上で徐々に「身体的な都合で参加できない」割合が増加している。
- 前回調査時（H30、59.3%）と比較し、参加したいと思う市民はやや減少した

問33 どのような取組があればボランティア等に参加したいと思いますか。



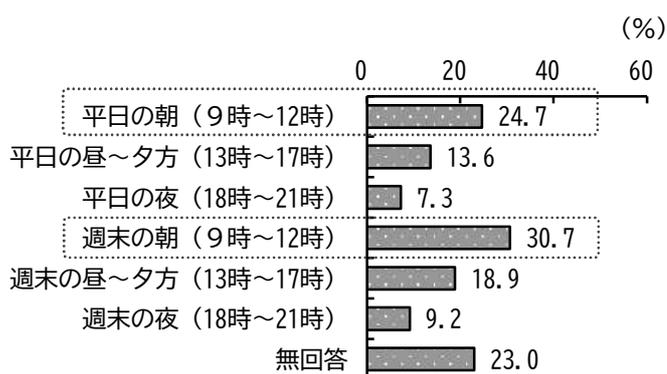
- ボランティアや地域活動等に参加したいと思うのに必要な取組としては、「情報が入手できる」（26.8%）、「体験の機会がある（27%）」といった意見が挙がった一方で、「そもそも参加したくない」という層も一定数存在する（27.2%）という結果であった。

問34 地域活動やボランティア活動等に参加する際に重視することは何ですか。



- ボランティア活動や地域活動等に参加するにあたって市民が重視することとしては、「時間が合う」という条件が48.8%で最も多かった。
- また、活動に関する情報が手に入るかどうかを重視している市民が多く（29.4%）、問33の「参加したいと思うのに必要な取組」の結果と併せ、幅広く情報を発信することの重要性が読み取れる。

問35 地域活動やボランティア活動等に参加するとした場合、参加できる時間帯はいつですか。

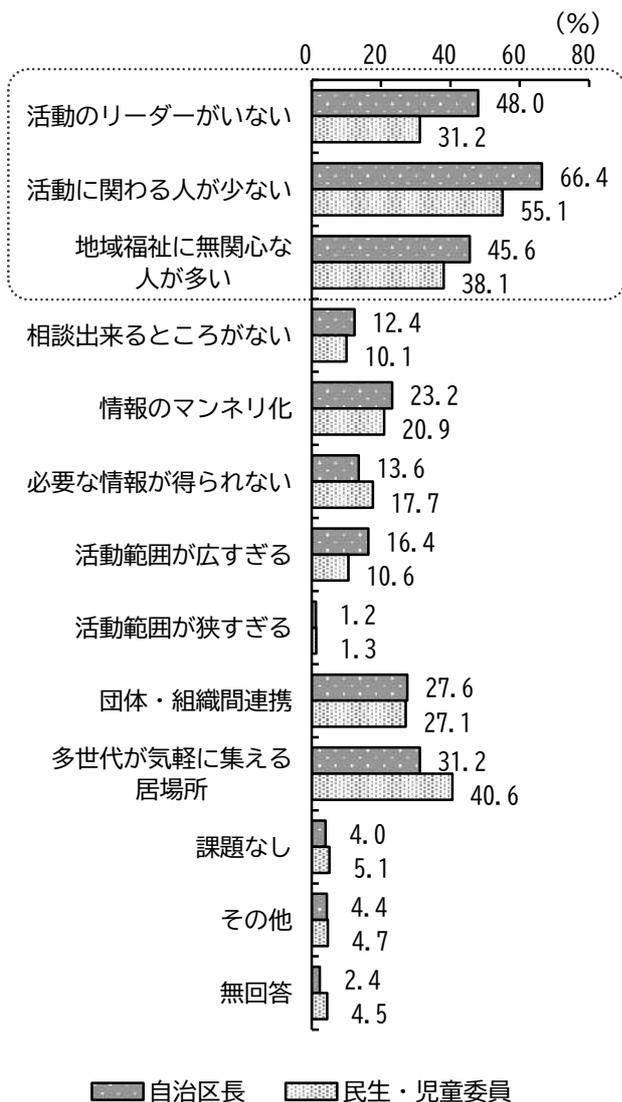


- ボランティア活動や地域活動等に参加しやすい時間帯は、平日・週末ともに朝（9時～12時）の時間帯であることが分かった。
- 64歳までは、「週末朝」、65歳以上は「平日朝」の割合が高い結果となった。
- 参加する際に、「時間が合う」ことが最も重視されることから、担い手の確保にあたっては、活動者の時間的ニーズに合う活動等の切り出しや、募集の仕方が重要であるとの示唆が得られる。

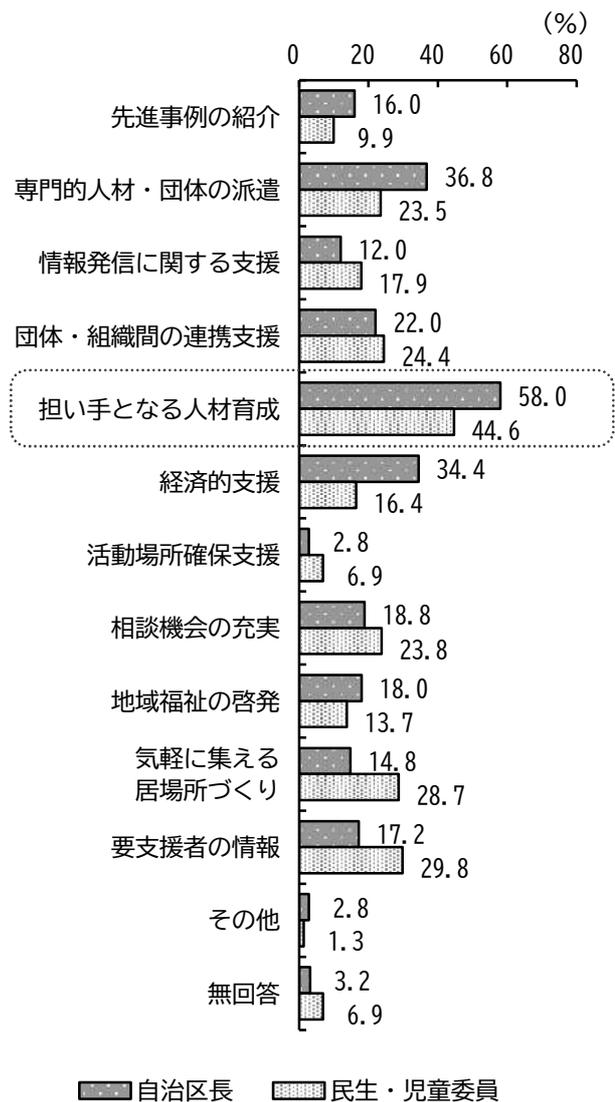
○ 地域での支え合い活動等について（区長・民生）

地域の支え合い活動では、担い手不足や関心の低さが課題となっており、人材の発掘・育成・情報提供への期待が高まっています。住民福祉教育に加え、育成の体系化や情報発信の強化など、取組を一体的に進めることが求められます。また、ひとり暮らし高齢者等の見守りに対するニーズも高く、地域と連携した安心の仕組みづくりが重要です。

問5 あなたがお住まいの地域では、地域住民による地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題はありますか。

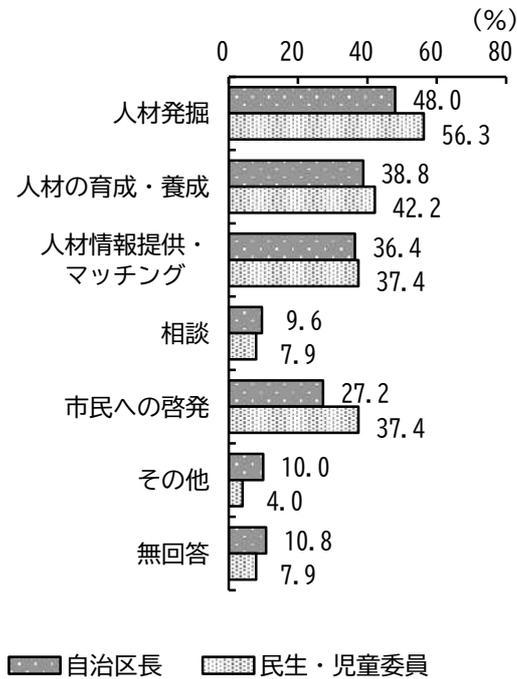


問7 問6で回答した対象者の支援に向けた地域の支え合いを推進するために必要なことはありますか。



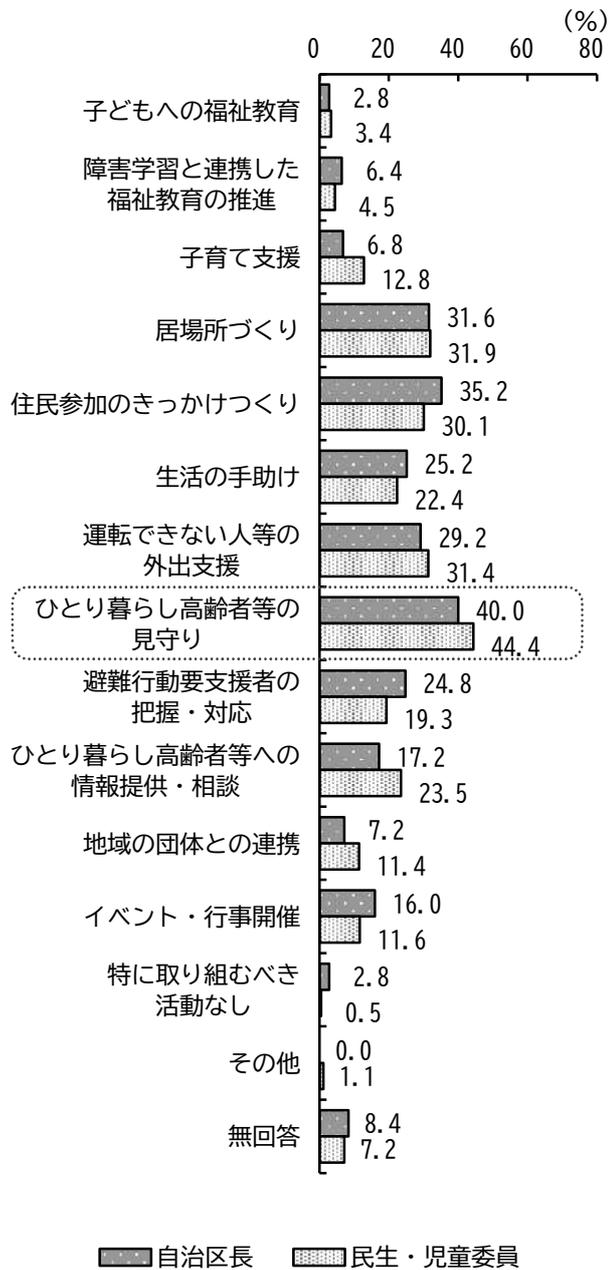
○ 自治区長・民生委員ともに「活動に関わる人が少ない」「リーダーがない」「地域福祉に無関心な人が多い」が挙げられ、「担い手となる人材育成」が必要であるとする回答が際立って多かった。

問14 担い手不足の支援として期待することはどのようなことですか。



○ 自治区長・民生・児童委員ともに、担い手の支援としては「人材の発掘」、「人材の育成・養成」、「人材の情報提供・マッチング」等の取組に期待するとの回答が多かった

問9 行うべき地域の支え合いの活動や取組は何があると思いますか。



○ 自治区長・民生委員ともに支援が必要だと思う対象に「一人暮らし高齢者」「高齢者世帯」を多く挙げており（問6）、その見守りが行うべき取組として多かった。

3 第2次計画の評価と今後の方向性

本計画の策定に当たり、第1次計画の進捗状況の検証・評価を行い、今後の方向性を検討しました。

基本目標1 地域の支え合いの仕組みづくり

基本的な考え方1 多様な主体による地域福祉活動の促進

重点取組1 ボランティア活動の促進

- 主な事業
- ① ボランティアセンターの機能強化
 - ② 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進
 - ③ 企業による社会貢献活動の促進

【数値目標の達成状況】

評価指標名	策定時 (H30実績)	目標値	現状値 (2024年度実績)	達成度
社協ボランティアセンター登録者数	・482グループ (18,713人) ・310人	▲	・559グループ (27,029人) ・464人	順調
社会貢献活動に取り組んでいる法人・団体数	中間見直し時に設定	▲	2,699法人・団体	順調

【考察・課題など】

- ・コロナ禍による活動制限の影響で、ボランティア登録者数は一時的に減少しましたが、養成講座や体験機会の提供を継続したことで回復傾向にあります。個別支援に対応できる人材の育成も進み、多様なニーズへの対応力が高まっています。社会福祉法人による地域支援や見守り活動も広がり、高齢者の体調の変化や生活の困りごとをきっかけに支援につながる事例も生まれており、地域の支え合い体制が着実に強化されています。
- ・学生や現役世代を対象に、SNS（Instagram等）を活用した情報発信を開始したことで、一定の反応が得られました。無関心層を活動者に引き上げるための情報提供や、想定する年代や活動の規模感等にマッチした事業展開の方法などに課題があります。
- ・包括連携企業とのマッチング会を継続的に実施し、企業の得意分野を庁内で共有することで、官民連携の促進にもつながっています。今後も多様な主体との連携を深め、地域福祉活動の持続的な推進を図る必要があります。

基本的な考え方2 包括的な相談支援体制の充実

重点取組1 総合相談体制の整備

- 【主な事業】 ① 重層的支援体制推進事業の着実な実践
 ② 包括的な支援体制を支えるデジタル化の促進

重点取組2 多分野の連携によるネットワーク形成

- 【主な事業】 ① 多職種連携研修・会議の充実

【数値目標の達成状況】

評価指標名	策定時 (H30実績)	目標値	現状値 (2024年度実績)	達成度
総合相談窓口相談件数	573件	↗	1,580件	順調
アウトリーチ支援数	—	↗	2,697件	順調
多職種連携研修・会議の 開催回数	12回	↗	84回	やや減少

【考察・課題など】

- ・コロナ禍により生活不安を抱える人の相談が急増し、総合相談窓口の利用件数は大きく伸びました。一方で、地域の相談窓口の認知度は依然として低く、周知の強化が課題です。研修については、オンラインの活用により遠隔地や多様な働き方の参加者にも対応できるようになり、多職種連携の広がりにより一定の成果が見られました。
- ・複雑化・複合化する市民の困りごとに対し、部局を超えて支援機関を招集し、支援検討を行う多機関協働体制を構築して支援を進めることができました。
- ・「多職種で自立支援を考える会（地域ケア会議）」では、管理栄養士やCSW、医師・歯科医師など参加する職種の幅が広がり、充実した学び合いの場になっています。今後は抽出された地域課題を地域づくりへ生かしていけるよう多職種に促していく必要があります。

基本的な考え方3 暮らしを支える環境整備

重点取組1 相互理解の促進と意思疎通の円滑化

【主な事業】 ① 相互理解の促進と意思疎通の円滑化に関する行動計画の推進

重点取組2 認知症高齢者、障がい者などの権利擁護の推進

【主な事業】 ① 多様な主体が権利擁護支援に関わることができる仕組みづくり

重点取組3 ヤングケアラー支援の推進

【主な事業】 ① ヤングケアラー支援体制の構築

重点取組4 福祉的支援による再犯防止の推進

【主な事業】 ① 刑事司法関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築

重点取組5 避難行動要支援者対策の推進

【主な事業】 ① 地域の関係者と連携した支援体制モデルの展開

【数値目標の達成状況】

評価指標名	中間見直し時に 指標を設定 (2021年度実績)	目標値	現状値 (2024年度実績)	達成度
理解啓発事業の実施数	6回		15回	順調
成年後見制度相談者数	271人		310人	順調
多様な主体が権利擁護支援 に関わることができる仕組み づくり	—	仕組みの 構築	完了	順調
ヤングケアラー支援体制の 構築	—	体制の 構築	完了	順調
刑事司法関係機関と連携し た支援体制の構築	—	体制の 構築	完了	順調
支援モデル事例集の作成	—	事例集の 作成	完了	順調
出前講座等（防災訓練支援 含む）実施数	—		7回	順調

【 考察・課題など 】

- ・条例の制定により、要配慮者への理解促進と意思疎通の円滑化に向けた行動理念を示すことができました。行動計画に基づき、小学校での授業や講座の開催、企業との協働によるコミュニケーション支援ボードの作成などを通じて、理解促進に向けた取組が進みました。
- ・権利擁護支援については、多様な主体が関わる支援の仕組みづくりが完了し、地域における支援の裾野が広がりました。成年後見制度の相談件数も増加傾向にありますが、実際に活動する市民後見人の確保が課題として残っています。
- ・「ヤングケアラー支援の推進」については、支援体制の構築と教職員向けガイドラインの作成・周知を通じて、教育現場との連携が強化されました。重層的支援会議を活用した意見聴取により、現場ニーズを踏まえた支援の具体化を進めていきます。
- ・「再犯防止の推進」については、刑事司法関係機関との連携体制が構築され、支援 モデル事例集の作成を通じて、支援の実践知の共有が図られました。入口・出口支援の取組については、これまでの実践を踏まえ、体系的な整理・構築を進めていく必要があります。
- ・「避難行動要支援者対策の推進」については、ICT技術を活用した実証実験の実施や出前講座の展開により、支援体制モデルの構築が進みました。各地区の好事例を集約した事例集の公表を通じて、地域間の取組の横展開が図られています。今後は、大規模災害時における災害関連死の防止に向けた具体的な検討が求められます。

基本目標2 地域福祉の担い手づくり

基本的な考え方1 地域福祉に関わる人材の裾野の拡大

重点取組1 住民福祉教育の推進

- 主な事業
- ① 地域福祉活動実践の手引書の活用
 - ② 小中学生などを対象とした福祉実践教室の充実
 - ③ とよた市民福祉大学の推進

【 数値目標の達成状況 】

評価指標名	策定時 (H30 実績)	目標値	現状値 (2024 年度実績)	達成度
福祉実践教室の交流プログラムの開催数	—		52 校 145 回	順調
とよた市民福祉大学修了生の数 (延べ)	183 人		529 人	順調

【 考察・課題など 】

- ・福祉実践教室については、従来の疑似体験プログラムに加え、障がいのある方とのレクリエーション等を通じた交流を取り入れることで、子どもたちが共感を深め、相手の立場や違いを理解し、支え合うことの大切さを学ぶ機会となりました。福祉の魅力を伝えるとともに、困りごとを抱えた際に相談できる仕組みがあることを伝えることで、「支援を求める声を上げやすい風土づくり」の推進にもつながっており、地域共生社会への理解促進に寄与しています。
- ・とよた市民福祉大学では、「福祉入門コース」や「家庭介護コース」の開講を通じて、地域福祉活動の入口となる福祉教育を着実に推進してきました。修了生の数は目標を大きく上回り、民生委員やボランティア活動、福祉施設への就業など、地域福祉を担う人材の育成につながっています。今後は、修了後の活動が地域の実情に応じた場につながるよう、フォローアップ支援の充実を図る必要があります。

基本的な考え方2 福祉サービスを担う専門人材の確保・育成

重点取組1 専門人材の確保・育成

- 【主な事業】
- ① 国内人材を確保するための総合的な取組の推進
 - ② 外国人介護人材の受入れ支援
 - ③ 専門人材を育成するための総合的な取組の推進
 - ④ 民生委員・児童委員の活動環境の改善推進

重点取組2 事業所の体制強化

- 【主な事業】
- ① 中小事業所による共同事業化・生産性向上への支援

【数値目標の達成状況】

評価指標名	策定時 (H30実績)	目標値	現状値 (2024年度実績)	達成度
担い手を確保するための取組の参加者総数(延べ)	925人	▲	2,198人	順調
他の法人と共同で事業(研修など)を行っている法人数	44法人	▲	R7の高齢者等実態調査で確認予定	順調

【考察・課題など】

- ・専門人材の確保・育成については、学校との連携による仕事説明会や体験事業を通じて、現場に触れる機会を提供し、福祉分野への関心を高めることができました。研修受講者数も概ね増加傾向にありますが、講座によっては情報が十分に届いていない可能性もあるため、情報発信の方法に課題があります。事業所の体制強化やDXの活用も含め、実施方法の工夫を継続していくことが重要です。

基本的な考え方3 地域福祉人材を活躍の場に着実につなぐ仕組みの検討

重点取組1 地域福祉人材の登録・マッチングなど活動支援の仕組みづくり

主な事業 ① (仮) 地域福祉人材センターの検討

【 数値目標の達成状況 】

評価指標名	中間見直し時に指標を設定 (2021年度実績)	目標値	現状値 (2024年度実績)	達成度
地域福祉人材の登録・マッチングなど活動支援の仕組みの構築	—	仕組みの構築	構築中	概ね順調

【 考察・課題など 】

- ・地域福祉人材を活躍の場につなぐ仕組みの検討については、ワークショップやアンケートを通じて、担い手づくりや活動支援に必要な取組を整理することができました。現在、地域福祉人材の登録・マッチング等を支援する仕組みの構築を進めており、概ね順調に推移しています。特に専門人材の確保は喫緊の課題であることから、今後は多様な主体の連携を図り、地域人材から専門人材への橋渡しとなる仕組みづくりを検討してまいります。

基本目標3 誰もがいつまでも活躍できる仕組みづくり

基本的な考え方1 社会参加・就労につなげる仕組みの構築

重点取組1 居場所・社会参加の機会の拡大

- 主な事業
- ① 多様な多世代が交流・活躍できる居場所の展開
 - ② 認知症の人の社会参加を応援するプロジェクトの推進

重点取組2 生きがい・就労機会の創出

- 主な事業
- ① 就労支援組織のネットワークの強化
 - ② 高齢者などが生きがいを持って働くことができる場の確保
 - ③ 他分野との連携による多様な就労の機会の確保
 - ④ 福祉的な支援が必要な人の生きがい・中間的就労支援の推進

【数値目標の達成状況】

評価指標名	中間見直し時に 指標を設定 (2021年度実績)	目標値	現状値 (2024年度実績)	達成度
多様な多世代が交流・活躍 できる居場所の総数	382 か所		350 か所	やや減少
生きがい・就労支援の 実施数	—		66 人	順調

【考察・課題など】

- ・社会参加・就労につなげる仕組みの構築については、とよた多世代参加支援プロジェクトの活用により、支援対象者のニーズに応じた支援メニューを創出し、本人の社会参加につなげることができました。
- ・地域ふれあいサロンや若者サポートステーション事業など、多様な対象者に向けた居場所づくりも進められ、広告やリーフレット等による周知を通じて活用が促進されています。一方で、自治区や活動団体の担い手の高齢化により、運営人員の確保が課題となっており、今後の継続的な支援体制の検討が必要です。
- ・また、一般就労への定着が難しい方に対しては、中間的な就労支援の仕組みづくりを進めてきましたが、中間就労支援（就労準備支援事業、認定就労訓練事業等）制度につながらないケースへの対応については支援の枠組みが十分でないため、今後の課題として整理していく必要があります。

基本目標4 地域福祉を推進するための基盤づくり

基本的な考え方1 福祉風土の醸成

重点取組1 住民及び福祉に携わる団体、企業などの連携強化

- 主な事業 ① 社会福祉協議会のネットワーク機能の強化
② 社協の事務局機能の強化

重点取組2 支援を求める声を上げやすい（発見できる）社会の構築

- 主な事業 ① 支援を求める声を上げやすい（発見できる）風土づくり

【考察・課題など】

- ・福祉風土の醸成については、地域共生社会推進全国サミットinとよたで発信された「サミット宣言」や「市職員の想い」を通じて、地域全体で考え方や行動指針を共有する機会となり、住民・団体・企業によるつながりや連携の重要性が再認識される契機となりました。また、「制度やサービスでは補うことができない困りごとを抱えた方が多い」といった地域課題に対しては、社会福祉協議会のCSWが中心となり、包括支援センターや介護・障がい福祉サービス事業者などと連携し、協議体の結成を通じて多者協働による支援の場づくりが進められています。
- ・支援を求める声を上げやすい、また発見できる社会の構築に向けては、市民向けに実施した「地域福祉に関するアンケート調査」において、孤独・孤立に陥った場合に「相談したくない」と考える市民が約70%にのぼることが明らかとなりました。この結果を踏まえ、ゆるやかなつながり合いの創出などを通じて、孤独・孤立状態の予防に重点を置いた取組を進めていくことが重要であるとの示唆を得ています。

< 第2次計画 成果目標（状態指標） >

指標項目	H30時点	目標値	今回調査
【基本目標1】 今後、ボランティア・市民活動NPO活動に参加したい（続けたい）と思う市民の割合	59.3%		50.7%
【基本目標1】 生活上の悩みや不安を家族や親せき以外にも相談できる割合	66.9%		42.7%
【基本目標2】 今後、地域活動に参加したい（続けたい）と思う市民の割合	68.9%		53.9%
【基本目標3】 「身近に集える場所」について「特にない」と回答した割合	31.5%		40.2%

< 第2次地域福祉計画の総評と次期計画に向けた課題 >

- 第2次計画に位置づけた重点取組の目標に対する達成状況は概ね順調であり、それぞれの取組に設定された評価指標の示す方向性に沿って施策を進めることができたと評価できます。
- 特に、重層的支援体制整備事業を通じて構築を進めてきた多機関協働による包括的な支援体制により、複合的な課題を抱える世帯など、制度福祉のサービス受給だけでは解決が難しい課題へのアプローチが可能となり、本市における権利擁護支援や再犯防止に向けた支援の推進にもつながりました。
- 一方で、第2次計画の基本目標ごとに設定された成果目標（状態指標）については、4つすべてが現行計画策定時の水準を下回る結果となりました。計画に位置づけた事業目標が概ね達成されているにもかかわらず、成果目標が未達成である要因としては、事業の効果を上回る社会変化（新型コロナウイルスによる生活様式の変化や、企業等における定年延長などの社会情勢の変化）の影響が考えられます。
- 取組の達成状況と成果目標（状態指標）との不整合については、令和6年度第2回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会合同会議において、委員から「評価について、いわゆる数値目標等の指標を使って評価しても、地域福祉計画の評価につながらないことがあるため、適切な評価のあり方について十分に議論していただきたい」との意見がありました。
この意見を踏まえ、次期計画の策定にあたっては、計画の適切な評価につなげるために、社会情勢等の影響を受けやすい数値目標等の指標だけに依存しない評価手法の検討が必要です。

4 テーマ別ワークショップからの意見

(1) 孤独・孤立対策” 身寄りを頼ることができない高齢者及び親亡き後支援

① 概要

現在、国では身寄りを頼ることができない高齢者等が抱える課題等への対応及び対応に当たっての多分野の連携・協働の在り方等について、検討がなされている（地域共生社会の在り方検討会議）。そうした背景や、アンケート結果で身寄りをたよることができない市民が4,000人程度（推計値）見える現状から、「身寄りを頼ることができない方の支援」について、検討するテーマ別ワークショップを開催しました。

参加者	弁護士、司法書士、社会福祉士、包括、ケアマネ、障がい相談、葬儀会社、金融機関、障がい当事者、高齢者クラブ、障がいのある方の親の会 など		
参加人数	実人数 106 名（延べ 214 名）		
実施時期	第1回	令和6年10月24日（木）午後2時～午後4時	
	第2回	令和6年11月14日（木）午後2時～午後4時	
	第3回	令和6年12月11日（水）午後2時～午後4時	
実施内容	第1回	講演 テーマ：身寄りのない人の入院・入所問題の解決に向けて～愛知県尾張北部：地域医療機関ガイドライン作成の取り組み～ 講師：J A 愛知厚生連 江南厚生病院 地域連携部 患者支援室 室長 野田智子氏	
		取り組み紹介 「身寄りを頼ることができない方の支援のレシピ集〈救急搬送編〉」	
		報告 「身寄りのない方の支援に対するアンケート結果」 ※包括・居宅・障がい者相談支援事業所・ひとり暮らし高齢者、障がいのある方、障がい児者の親の会等	
			グループワーク 上記、講話・説明を受けて、課題抽出
	第2回	第1回の振り返り グループワークで出された「課題」について報告	
		グループワーク ・「課題に対して、できること・できないこと」 ・「必要な支援の優先順位づけ」	
	第3回	第2回の振り返り グループワークで出された「でていること・できないこと」「必要な支援の優先順位」づけについて報告	
		説明「今後の取組（予定）」 「日常支援」、「入院・入所支援」「死後事務支援」の3スキームごとの取り組む内容について説明	
		グループワーク 周知・啓発方法及び理解浸透のアプローチ 基調講演 テーマ：豊田市における権利擁護支援の充実に向けて 講師：熊田法律事務所 弁護士 熊田均氏	



第1回（10月24日）

第2回（11月14日）

第3回（12月11日）

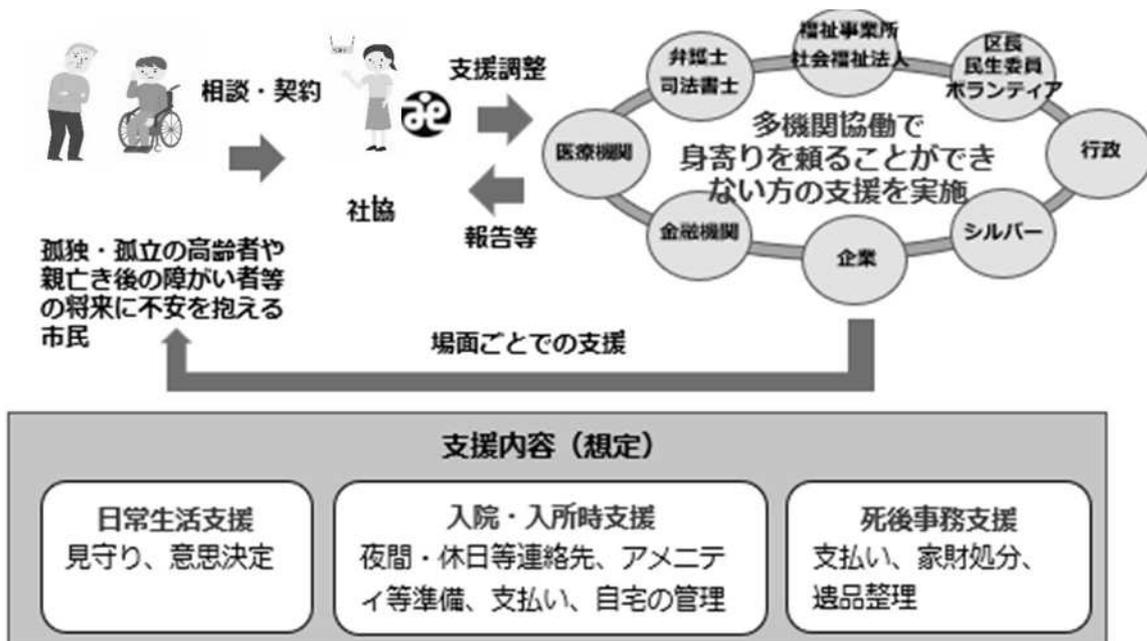
② 出された具体的なニーズ（課題）

- ・本人の意思決定を支援してくれる人が必要。本人の意思は変化する為、定期的な確認が必要。
- ・契約や治療等を本人と一緒に考えてくれる人がいない。
- ・入院した際、衣類や日用品の買い出しや、自宅から荷物を届けてくれる人がいない。
- ・入院した際、自宅の管理ができない。
- ・入所した際の緊急連絡先がなく、サービスを受けられない。
- ・入院費の滞納があり、回収ができない。
- ・死後事務を行う人がいなく、家財処分や遺品整理ができないまま部屋に残っている。

③ 上記ニーズ（課題）の解決に向けた支援策

豊田市社会福祉協議会では、令和7年4月より市内で身寄りのない判断能力のある方を対象に、「日常生活」、「入院・入所時」、「死後」の3つの場面で支援を提供する「結（ゆい）サポート～暮らし安心事業～」をスタート。

【イメージ図】



(2) 地域の担い手づくり

① 概要

第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の改訂において、「地域福祉人材の登録・マッチングなど活動支援の仕組みづくり」を重点取組に加えしました。第3次計画においても引き続き地域の担い手づくりを重点取組に位置付け、今までの検討内容を更に具体化していくためボランティア等の「地域人材」、仕事として高齢者や障がい者等を支援する「専門人材」のワークショップを開催しました。

【ヒアリング】

ヒアリング団体	(株) musbun、豊田市 地域支援課、市民活躍支援課、高齢福祉課、こども家庭課、保育課、健康づくり応援課、とよた市民活動センター、あすて、(公財)豊田市国際交流協会、愛知県立豊田東高等学校、豊田市ボランティア連絡協議会、(学)豊田大谷高等学校、母子保健推進員の会、とよたシニアアカデミー、とよた市民福祉大学(公財)豊田市文化振興財団(豊田市青少年センター、交流館課)、とよた学生プロジェクト、おいでんさんそんセンター、とよた学生盛り上げ隊、じっくり傾聴チーム、トヨタ自動車(株)、豊田市健康づくり協議会、とよた子育て総合支援センター“あいあい”、ボランティアセンター運営委員会
実施内容	人材確保のために必要な機能について(新たな担い手の確保、人材の育成・養成などの講座、登録、マッチング・受け皿、活動後の定着・フォロー)

関係機関へのヒアリング等を踏まえ、人材確保のための必要な機能を整理しました。

機能	内容
啓発・発掘	新たな層(若者・現役世代)へハードルを下げる仕組み 福祉に関心を持ち、様々な業種の中から福祉の仕事を選択肢の1つに入れてもらい、1歩を踏み出してもらう
育成・養成	育成・養成に関する情報の整理と体系化 仕事に必要な知識や技術などを身につけ、その後に活かしてもらう
登録	登録の一元化(情報の共有化) 情報がほしい求職者を把握し、求めている情報を届ける
マッチング	活動につなぐ仕組み 求職者と求人を探している事業所をつなぐ
定着・フォロー	フォローアップやスキルアップできる体制や講座 仕事にやりがいを感じ、長期的な就労の継続ができるような支援を行う
ネットワーク	①～⑤を実施するための、土台となる関係機関・団体のネットワーク

【 ワークショップ 】

○ 地域人材

【 実施概要 】

参加団体	ボランティアセンター運営委員会委員、とよた市民福祉大学運営委員会委員、豊田市自主防災会連絡協議会、中間支援連携のためのコア会議参加団体、学生（社会参加バンク）、musbun（むすぶん）
実施時期	第1回 令和6年12月26日（木）午前10時～正午 第2回 令和7年1月30日（木）午後2時～4時
実施内容	第1回 「機能ごとにやれると良いこと」「取組団体・企業でできること」 第2回 「機能ごとの社協としての取組についての意見」 「団体、企業でできること」

【 ワークショップの様子 】



【 出された意見 】

「機能ごとにやれると良いこと」「取組団体・企業でできること」

機能	意見
啓発・発掘	ハードルを下げる仕組みとしてアプリの活用や体験の機会があると良い。
育成・養成	情報も分野を広く、多様な情報を届ける事で、受け取る側は選択肢が広がる。
登録	登録のハードルを下げる。2段階の方式。活動者の層（ライト層、若者層、シニア層）に合わせた登録方法が必要。
マッチング	プッシュ型の情報発信 ※マッチングにつながる可能性を広げる。 やりたい側だけでなく、やってほしい側・困っている側の双方が必要。やってほしい側・困っている側もコア会議に呼ぶ。
定着・フォロー	幅広いジャンルの話を聞くことで、視野を広げられる機会になる。
ネットワーク	コア会議が情報提供だけの場になってしまっているが、せつくなら交流し、顔の見える関係が気付ける場になるといい。 コア会議は2か月に1回開催しているが、コア会議に来ないと情報が取れないし、情報が古くなる。掲示板のようなリアルタイムで情報を発信・受け取る仕組みが必要。

○ 専門人材

【 実施概要 】

<p>参加団体</p>	<p>専門職（介護・障がい事業所等） 豊田市介護サービス機関連絡協議会、特別養護老人ホーム施設長協議会、豊 田市地域自立支援協議会、豊田市福祉事業団、障がい福祉事業所 若者世代 学生</p>
<p>実施時期</p>	<p>専門職（介護・障がい事業所等） 第1回 令和6年12月20日(金)午前10時～正午 第2回 令和7年1月23日(木)午後2時～4時 若者 令和7年1月11日(金)午後1時30分～3時50分</p>
<p>実施内容</p>	<p>専門職（介護・障がい事業所等） 第1回 専門人材を確保するために各団体・事業所で取り組んでいる取組 第2回 「専門人材の確保に必要な取組」「専門人材の確保に必要な取組の 役割分担」 若者 「福祉のイメージを変えるアイデア出し」</p>

【 ワークショップの様子 】

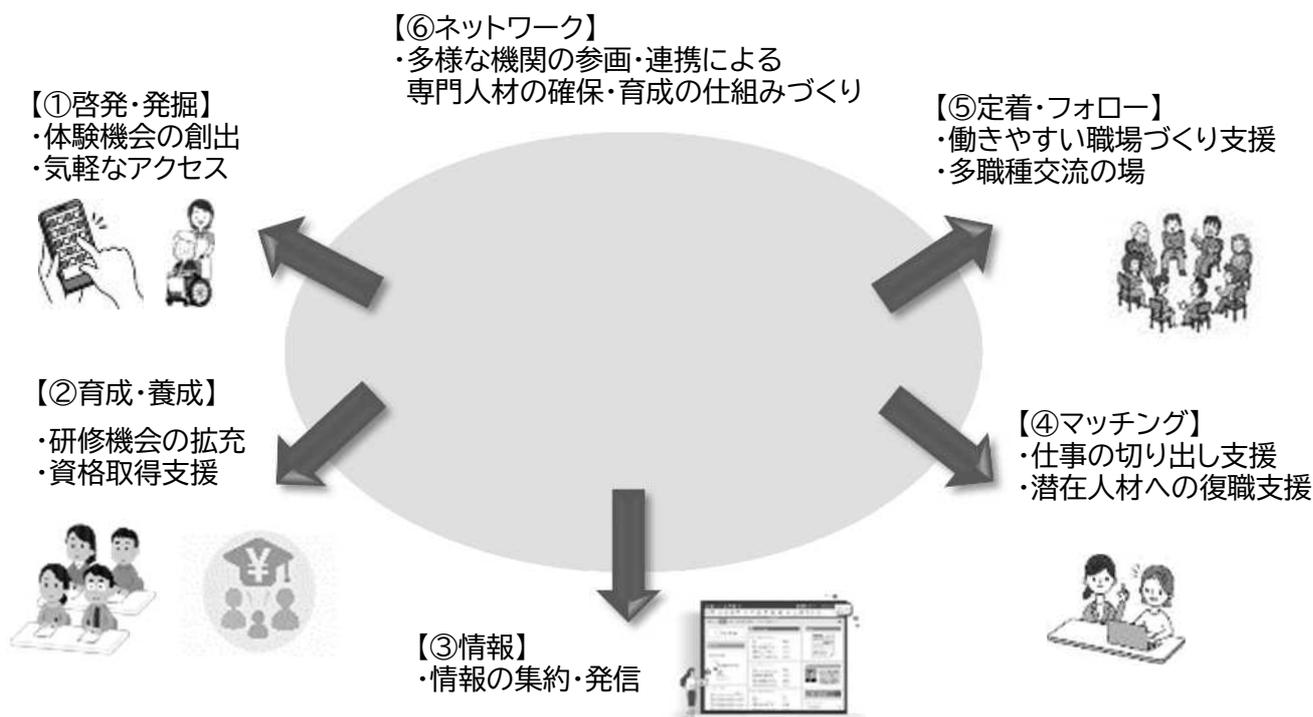


【 出された意見 】

機能	主な意見
啓発・発掘	本人の属性や希望に応じた情報提供・コーディネート of 仕組み（アプリ活用による気軽な体験申込、窓口での直接相談等） 事業所の見学・体験・インターン・実習に向けた事業所間連携の促進 地域や学校と福祉がつながる場の創出
育成・養成	県や研修実施機関等と連携した研修受講機会の拡充 複数事業所での合同研修実施に向けた支援 資格取得のハードルを下げる取組（資格取得費用等助成の周知、対象拡大等）
登録	様々な機関の募集情報（求人、研修、体験等）を集約し、事業者等と市民それぞれが情報の発信・アクセスしやすい仕組み（情報掲示板等） 資格取得やスキルアップに向けた講座・研修情報の体系的整理・発信
マッチング	潜在的な人材（一時的に離職した資格所有者等）の復職に向けた支援 求職者側のニーズ（短時間勤務、無資格等）を捉えたマッチングの仕組み マッチングに向けた事業者側の業務整理（仕事の切り出し）に関する支援
定着・フォロー	働きやすい職場環境づくりに向けた事業所支援（専門家（社労士等）派遣等） 業務負担軽減に向けた ICT・ロボット等の活用促進 介護・障がい等の分野を超えた職員の情報交換・交流支援
ネットワーク	（1）～（5）について、様々な機関の実施する取組を共有し、結びつける場と仕組みづくりが必要となる

② ワークショップ（地域人材・専門人材）から出された意見を踏まえた具体的な事業内容

多様な機関の参画するネットワークを構築することで連携・連動させ、専門人材の確保・育成につながる仕組みを検討



5 パブリックコメント

パブリックコメント後に記載

6 豊田市の地域福祉の方向性

方向性1

○

○

○

方向性2

○

○

方向性3

○

○

○

方向性4

○

○

第4章

計画の構成と基本方針

第4章では、計画の根幹となる基本理念を示すとともに、施策展開における2つの視点と基本目標を整理し、全体の体系および評価の考え方について明らかにします。

内容

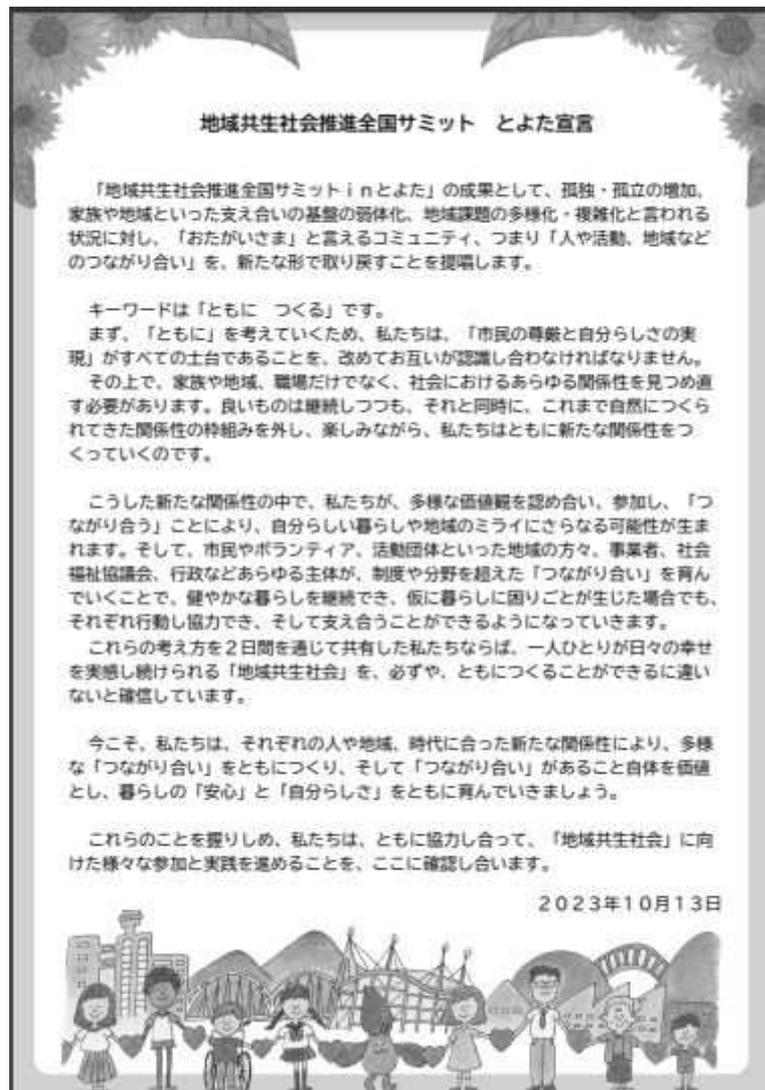
- 1 基本理念（目指す姿）
- 2 2つの視点
- 3 基本目標
- 4 計画の体系
- 5 計画の評価について

計画の構成と基本方針

1 基本理念

ともに誰もがつながり合い、自分らしく、 安心して暮らすことができるまちをつくる

本計画の基本理念は、地域共生社会の定義や、2023年に本市で開催した「地域共生社会推進全国サミット in とよた」で、全国に向けて本市が目指す地域共生社会の姿を発信した「とよた宣言」を基にしています。



2 視点

本計画の基本理念を推進していくうえでの2つの視点を、次のように定めます。

視点	内容
(1) 主体的な選択の支援 と尊重	誰もがいつまでも生きがいを感じ、自分らしく輝き続けるためには、どう暮らしたいのかを自分自身で選択でき、多様な背景や価値観を持つ人々が相互に理解し合い、認め合える地域づくりが必要です。
(2) 枠組みを超えた協力 と連携	あらゆる主体がこれまでの関係性の枠組みを外し、制度や分野を超えたつながり合いを育むことで、困りごとが生じた場合でもそれぞれが行動し協力でき、支え合うことが暮らしの安心につながります。

3 基本目標

基本目標1 認め・支え合う地域づくり

地域福祉の推進には、住民、地域団体、専門職、社協、行政など多様な主体が連携し、地域生活課題の解決に取り組むことが重要です。地域福祉活動の促進や包括的な相談支援体制の充実に加え、誰もが安心して暮らせるよう、円滑なコミュニケーション、権利擁護の支援体制を整備します。さらに、孤独・孤立の予防、若者や企業の参画促進、意思決定支援などを通じて、つながりと支え合いのある地域共生社会の実現を目指します。

基本目標2 参加・活躍の機会づくり

高齢者や障がいのある人なども、生きがいを持ち、活躍できる地域づくりが求められています。誰もが安心し、不安や悩みを共有できる居場所づくりや、年齢や、障がいの有無などに関係なくあらゆる市民が多様な形で活躍できる仕組みづくりを推進します。

基本目標3 安心を得られる支援の充実

すべての市民が自分の意思や権利を尊重され、安心して暮らせる地域づくりには、日常生活から災害時まで切れ目のない支援体制の整備が不可欠です。福祉的な支援が必要な人への包括的な相談支援や、権利擁護、意思決定支援の充実を図るとともに、災害時に安全に避難できる体制や情報共有の仕組みを整備します。また、再犯防止の視点から、刑事司法関係機関との連携による自立支援や地域での受け皿づくりを進め、誰もが孤立せず安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

4 計画の体系

5 計画の評価について

本計画は、地域住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して策定されるものです。その実効性を高めるためには、計画の進行状況や成果を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行うことが重要です。

本計画では、評価を以下の3つの段階に分けて実施します。

(1) 取組の評価

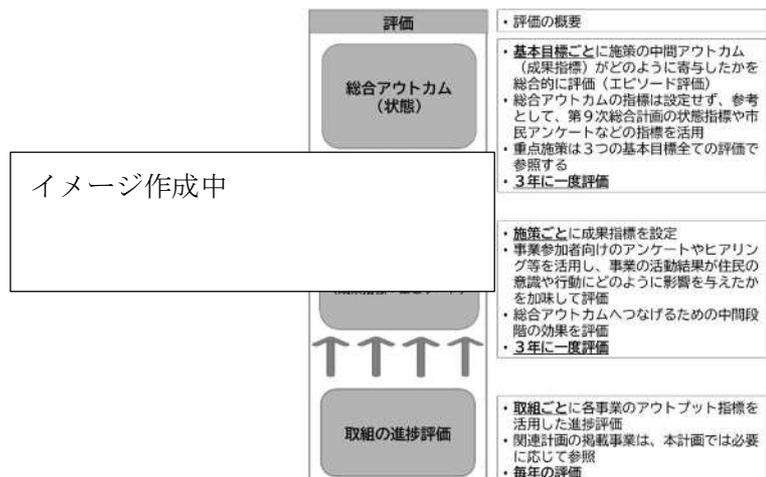
毎年、取組ごとに各事業のアウトプット指標を活用した進捗評価をします。たとえば、地域活動の開催回数、相談支援の実施件数など、具体的な取組の進行度を把握します。これは、計画の実行力を測る基礎的な評価です。

(2) 中間アウトカムの評価

3年に1度、毎年の取組評価、施策ごとに設定した成果指標に加え、アンケートやヒアリングなどを活用し、地域や住民にどのような変化が生じたかを評価します。たとえば、活動につながった人数やアンケートによる満足度などが成果指標となります。また、個人や団体の経験や変化のエピソードも踏まえ、地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会にて評価を行います。これは、施策の効果を測る中間的な評価であり、地域全体の福祉の状態（総合アウトカム）につながる前段階のプロセスとして位置づけられます。施策の方向性や改善点を見出すための重要な手がかりとなります。

(3) 総合アウトカム（地域の状態）の評価

3年に一度、基本目標ごとに、地域全体の福祉の状態がどのように改善されたかを評価し、地域の質的な変化を捉えます。これは、計画の目的達成度を測る総合的な評価であり、施策ごとの中間アウトカムや参考指標を基に、地域福祉の全体的な成果を把握します。評価は、地域福祉専門分科会および地域福祉活動推進委員会にて実施され、計画の改善や次期計画への反映に活用されます。



【参考指標の位置づけ】

地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価をする際の補助的な視点として、第9次豊田市総合計画の「まちの状態指標」を参考指標に用います。これらの指標は、社会経済の変化などにより数値が変動する可能性があるため、地域福祉計画の成果を直接的に評価するものではなく、あくまで参考として位置づけます。総合アウトカム評価では、記述的な分析を中心に、本市全体の傾向や上位計画の指標も踏まえながら、地域福祉の取組の方向性を確認する補助的な材料として活用します。

基本目標	評価の参考とする指標 (9 総目指す姿指標・市民意識調査)	基準値 (2025 年)
1. 認め・支え合う地域づくり	① 日頃の生活の中で生きがいを感じている市民の割合	72.7%
	② 1年以内に新たな活動や学びの機会を持った市民の割合	※
2. 参加・活躍の機会づくり	③ ボランティア活動や NPO 活動に参加している市民の割合	18.9%
	④ 地域の活動に参加している市民の割合	54.4%
3. 安心を得られる支援の充実	⑤ 自分にはつながりがあると感じている市民の割合	※

※2025 年アンケート結果が公表され次第、記入する。

第5章

地域福祉に関わるうえでの共通視点

第5章では、住民懇談会や高校生・大学生の意見交換会を基にまとめた地域福祉に関わるあらゆる関係者が、「地域福祉に関わるうえでの共通する視点」について説明をしています。

内容

- 1 共通視点の策定にあたって
- 2 地域福祉に関わるうえでの共通視点
- 3 住民懇談会、高校生・大学生意見交換

地域福祉に関わるうえでの共通視点

1 共通視点の策定にあたって

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づいて行政が策定します。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

一方、地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした住民主体の民間の活動・行動計画です。

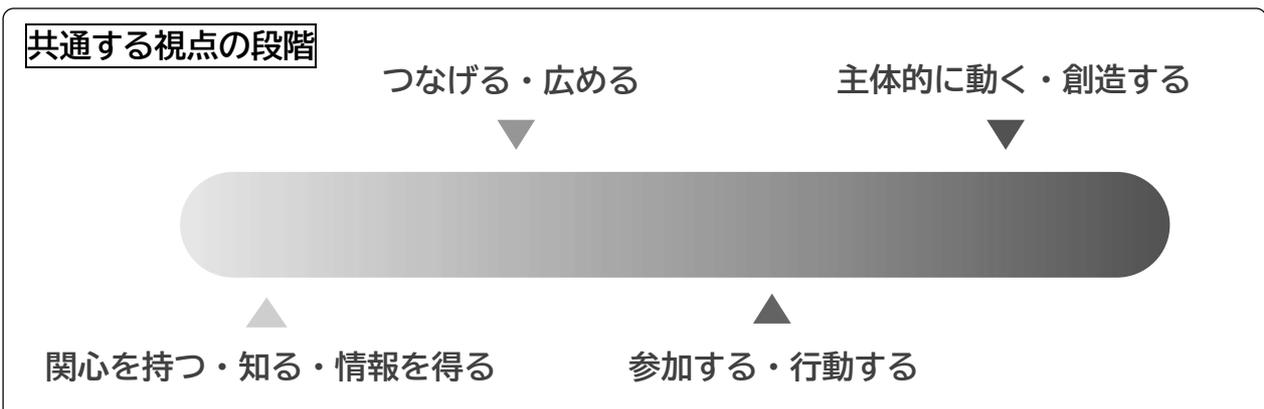
その為、住民や区長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア・市民活動者、当事者組織、市民活動団体（NPO）、社会福祉法人、福祉施設、事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者とともに作り、ともに推進していく必要があります。

そこで、住民をはじめ、地域の関係者が地域福祉に関わるうえでの共通視点を、住民等懇談会や高校生・大学生との意見交換会を通じてまとめました。

2 地域福祉に関わるうえでの共通視点

住民や地域福祉に関わる多様な主体は、それぞれの状況や環境、意識などにより、地域福祉に関わる段階が違います。そこで本計画では、段階に合わせた4つの共通する視点を示しています。

- ① 関心を持つ・知る・情報を得る
- ② つなげる・広める
- ③ 参加する・行動する
- ④ 主体的に動く・創造する



共通視点 1

関心を持つ・知る・情報を得る

- ・地域や福祉、ボランティアなどに関心を持ち、情報を得る。
- ・地域生活課題や地域の取組を知る。

共通視点 2

つなげる・広める

- ・困りごとを支援機関などにつなげる。
- ・得た情報を知り合い等へ広める。

共通視点 3

参加する・行動する

- ・地域の活動に参加する。
- ・声かけ、活動の手伝い・手助けなど行動する。

共通視点 4

主体的に動く・創造する

- ・活動に参加し、主体的に活動する。
- ・課題の解決に向けて、新たな活動をはじめたり、仕組みをつくる。

地域福祉に関わる様々な立場

地域福祉には、住民や区長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア・市民活動者、当事者組織、市民活動団体（NPO）、社会福祉法人、福祉施設、事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる立場の人が関わります。



住民



地域の団体

区長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア・市民活動者、当事者組織、市民活動団体（NPO）



専門職

社会福祉法人、福祉施設



企業等

あらゆる関係者
事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者



社協

社会福祉協議会（福祉センター、支所、出張所）



行政

市役所、支所

※事例を掲載予定

3 住民懇談会、高校生・大学生意見交換会

(1) 住民等懇談会

① 社会福祉協議会 支所推進委員会

地区	時期	参加人数
旭地区	令和7年6月12日	8人
足助地区	令和7年6月16日	6人
小原地区	令和7年6月20日	6人
藤岡地区	令和7年6月23日	7人
下山地区	令和7年6月25日	8人
稲武地区	令和7年6月27日	5人



足助地区の様子



下山地区の様子



藤岡地区の様子

② 地区コミュニティ会議福祉部会長

地区	時期	参加人数
全地区 (28地区)	令和7年6月7日	21人



(2) 高校生・大学生意見交換会

時期	参加人数
令和6年11月16日	8人



【 地域福祉に関わるうえで必要な視点 [出された意見等 (抜粋)] 】

- ・ 参加する会議で、まずは知ることからはじめたい。
- ・ 回覧等で配布される情報に目を通すこと、情報を得ること。
- ・ 様々な知識・情報を持っていること。そうすることで選択の幅が広がる。
- ・ 小さなことでも良いから、自分のできる範囲でできることを行う。そういった意識を持つことで関心を持つことができる。
- ・ 身近な課題・話題だと関心を持てる。そういった身近なことを中心に周知を図ること。知ることで関心が増える。
- ・ ボランティア活動等を行うには、時間的余裕ややりたいことが見つかるなどのタイミングがある。すぐには難しい。得た情報を広めるぐらいならできる。
- ・ 得た情報を家族や知人に伝えることで情報が広がる。そういった地道なことが大事。
- ・ 自分自身で何かすることは難しくても、市役所や社協や支援機関などにつなげることはできる。
- ・ 関係機関につなげることはできる。その為には、関係機関を知っておくことも必要。
- ・ 様々な場や研修に参加すること。参加することで次へのきっかけになる。
- ・ できることは少ないかもしれないが、声掛けは必要。ちょっとした手助けやつなぐことならできる。
- ・ 主体的には動けないかもしれないが、手伝うことはできる。そういった中心となる方を支えることならできる人は多い。
- ・ まずは参加。参加を通じて主体性が備わるかもしれない。
- ・ お手伝いなどの関わりや、役割を通しながら主体的に動くにつながることもある。
- ・ 主体的に動くことで、新たな創造につながる。
- ・ それぞれに状況や環境、意識が違う。それぞれにステージがあると思う。いきなり行動したり、主体的に活動する人もいれば、まずは知ることや関心を持つことからの人もいる。それぞれに合わせた段階が必要。最終的には自分で創り出すが理想。

第6章

重点施策・基本施策の展開

第6章では、第4章の計画体系に基づき、重点施策と基本施策の具体的な取組内容や成果指標を示します。

内容

重点施策について

- 1 地域における福祉の担い手づくりと活躍支援
- 2 多様でゆるやかな「つながり合い」創出の促進

基本施策について

- 1 認め合う社会風土の醸成
- 2 意思決定支援の推進
- 3 支え合う地域づくりの推進
- 4 配慮が必要な人の社会参加・就労支援
- 5 配慮が必要な人への支援体制の強化
- 6 災害時の福祉支援体制の充実

基本目標・施策の展開

重点施策1 地域における福祉の担い手づくりと活躍支援

- 地域福祉の推進に向けて、市民が福祉に関心を持ち、主体的に地域活動へ参加できるよう、福祉教育やボランティア体験の機会を提供し、地域人材の裾野を広げます。
- 地域人材と専門人材の橋渡しを行う仕組みづくりや、業務分解やスポットワークの活用など、多様で柔軟な働き方が実現できる環境づくりを進め、福祉分野における人材の確保と定着を支援します。
- 市民が権利擁護支援や更生保護などに関心を持ち、多様な立場の人が地域福祉に関わることができる環境を整え、誰もが支え合う地域づくりを推進します。

【関連する基本目標】

認め・支え合う地域づくり

参加・活躍の機会づくり

安心を得られる支援の充実

【評価指標】

指標名	現状値・把握方法	目標値
ボランティア等の地域活動につながった人数 (豊田市社会福祉協議会アンケート)	— (令和●年度調査)	
今後、ボランティア・市民活動やNPO活動に参加したい(続けたい)と思う市民の割合 (地域福祉計画アンケート)	% (令和6年度調査)	
学校や職場以外で、地域の行事や活動に参加している割合 (こども・子育て、若者に関する市民意向調査)	% (令和5年度調査)	
福祉事業所(介護・障がい)における人材の充足感 (豊田市社会福祉協議会アンケート)	% (令和7年度調査)	
事業所における雇用者数・離職者数※仮設定 (高齢者等実態調査・障がい者等実態調査)	人 (令和7年度調査)	
権利擁護支援に関わる活動に関心があると回答した割合 (地域福祉計画アンケート)	% (令和6年度調査)	
各種協議会等による総合評価	エピソード等	—

取組1 地域人材の育成と活躍支援

【取組概要】

地域福祉に関心を持つ市民を増やし、世代を超えて地域活動に参画する人材を育成することにより、地域課題の解決に向けた担い手の裾野を広げます。

主な事業

① ボランティアセンター事業

ボランティア実践者の活動支援に加え、市民の知る機会、体験する機会をすることで、地域福祉に関心を持つ方を増やします。また、福祉分野に限らず他分野の団体と連携し、地域の課題解決に繋がります。

② 住民福祉教育の推進

福祉実践教室やとよた市民福祉大学など様々市民に対し福祉教育を行うことで、幅広い年齢・立場の住民が地域福祉に関心を持つ機会を作ります。とよた市民福祉大学の受講生等と地域の困りごとをつなげることで、地域住民の活躍の創出と、地域の困りごと解決を目指します。

取組2 地域人材と専門人材の橋渡し

【取組概要】

地域人材（ボランティア実践者など地域福祉に関わる人材）と専門人材（介護・障がいなどの福祉専門職）の取組をつなぎ、ボランティア活動に取り組む人や福祉に関心のある層が、福祉専門職へとつながる仕組みを構築し、福祉の担い手づくりの充実を図ります。

主な事業

① 結びつける場と仕組みづくり（プラットフォーム）

多様な機関が参画し、連携・連動することで、福祉の担い手の確保・育成・支援につながる取り組みを推進します。参画する主体の協働により、「地域人材の育成」、「地域人材から専門人材への橋渡し」、「専門人材の活躍・定着」といった段階的な取り組みを創出・拡充し、福祉の担い手の充実を目指します。

② タイムリーな情報共有の仕組みの構築

地域人材・専門人材の担い手づくりに関する各機関の取組を集約し、必要な人が必要な情報をタイムリーに発信・受け取れる仕組みを構築します。

※コラム プラットフォームとは

社協図をベース

取組3 専門人材確保・育成支援

【取組概要】

福祉分野における人材の確保と育成を目的として、これまでの取組に加えて、あらゆる人材の活用・活躍に向けた多様で柔軟な働き方に対応できる人づくり・環境づくりを両輪で進め、専門性の高い人材の安定的な活躍を促進します。

主な事業

① 短時間・単発ワークの活用促進

福祉分野での人材確保に向けて、短時間・単発で働ける仕組みの導入を支援し、多様な人が関わる機会を創出します。柔軟な働き方を促進し、担い手の裾野を広げます。

② 初任者研修の実施

山間地域の受講希望者やとよた市民福祉大学の修了者、未就業者などを主な対象に、初任者研修の受講を促進し、福祉の担い手や地域での介護人材を育成します。

③ 国内人材創出事業

行政や社協、福祉事業所、豊田市介護サービス機関連絡協議会等が協力し、相談会の開催等、福祉サービスに携わる人を確保します。

④ 外国人材への支援

外国人介護人材向けの日本語講座や介護福祉士国家試験対策講座、生活支援講座等を実施し、外国人介護人材の定着を支援します。

⑤ 職場環境向上支援

介護サービス事業所の生産性向上に向けた取組の支援を実施し、職場環境向上を促進します。

⑥ 専門スキルの向上支援

障がい分野では、強度行動障がい支援者養成研修や喀痰吸引研修などを実施し、支援者の専門的スキルの向上を図っていきます。

また、介護・高齢分野においては、介護支援専門員や介護職員を対象とした専門的スキル向上の取組を進め、介護サービスの質の向上につなげていきます。

取組4 権利擁護支援の担い手づくりと活躍支援

【 取組概要 】

地域における権利擁護支援の担い手を多様な形で確保し、制度の枠にとらわれない柔軟な支援体制を整備することで、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

主な事業

① バストミックスによる権利擁護支援の担い手の確保と活躍支援

「専門職後見人の活躍支援」、「市民による多様な権利擁護支援の推進」、「セーフティネット後見の役割分担を含めた受任フローの見直し」、「成年後見制度以外の支援策の充実」を一体的に進めながら、総合的に担い手を確保していきます。

② 権利擁護基金の充実

基金を原資に担い手の活躍を応援できる環境づくりを進めるため、市民・市内企業等による寄付の充実を図ります。

取組5 若者の社会参加の促進

【 取組概要 】

若者が地域活動に関心を持ち、将来の地域づくりを担う人材となるよう社会参加の機会を提供し、若者自身が企画・提案する社会課題の解決に向けた活動を支援します。

主な事業

① 若者が活動を始めるためのきっかけづくり

ボランティアやイベント活動など、高校生や大学生などが意欲や関心に応じて選択できる多様な場を用意するとともに、若者に向けて積極的に情報発信を行うことで、若者が活動を始めるためのきっかけをつくります。また、「二十歳のつどい」を通じて、地域の大人や同世代と交流できる機会を用意することで、地域における様々な活動への参加を促します。

② 若者主体のまちづくりの促進

若者が自らの強みや意欲を生かした社会課題の解決につながる企画を提案し、地域の人々と関わり合いながら実現する活動を支援することにより、将来のまちづくりの担い手を育成します。

取組6 社会支援活動の担い手支援

【取組概要】

民生委員・児童委員や更生保護団体等の活動を支えるため、業務負担の軽減と活動環境の整備を図り、継続的な社会支援活動の担い手を確保します。

主な事業

① 民生委員活動の負担軽減

デジタル技術活用した、民生委員活動の負担軽減の検討など、民生委員・児童委員活動の支援を推進していきます。

② 更生保護団体の活動費の負担軽減と連携強化

協力雇用主・保護司会・更生保護女性会の負担軽減・担い手確保のために、活動費の一部補助や公共施設の無償提供を行います。また、団体同士の情報交換の場を設けることで、さらなる連携を図ります。

取組7 重層的支援体制の推進

【取組概要】

地域福祉の多様な課題に対応するため、重層的支援体制の理解促進と人材育成を通じて、関係機関の連携を強化します。

主な事業

① 重層的支援体制推進研修の実施

重層的支援を推進するために必要な視点等を身につける研修や既存の分野別・制度別研修などを体系として整理して、多機関が研鑽できる環境を整えます。

重点施策2 多様でゆるやかな「つながり合い」創出の促進

- 孤独・孤立対策推進法の理念に基づき、「予防」に重点を置いた広報・啓発活動を展開し、多様な市民・団体の交流を促進することで、若者を中心とした市民の参加とつながりを育みます。
- デジタル技術などを活用し、対面だけではない様々なつながり合いの場を創出することで、孤独・孤立の「支援」や「脱却」につながる柔軟な仕組みの構築を図ります。
- 家族や親族を頼ることができない高齢者等の相談体制を整備し、支援に向けた調整を行う仕組みづくりを進めるとともに、権利擁護支援に向けた体制を強化し、重層的な支援と市民参画による安心のネットワークづくりを推進します。

【関連する基本目標】

認め・支え合う地域づくり

参加・活躍の機会づくり

安心を得られる支援の充実

【評価指標】

指標名	現状値・把握方法	目標値
自分にはつながりがあると感じている市民の割合 (市民意識調査)	% (令和7年度調査)	
孤独を感じる頻度 (地域福祉計画アンケート)	% (令和6年度調査)	
学校や職場以外で、地域の行事や活動に参加している割合 (こども・子育て、若者に関する市民意向調査)	% (令和5年度調査)	
イベントを通してつながり合い、活動につながった事例	エピソード等	-
支援につながった身寄りを頼ることのできない市民の数 (豊田市社会福祉協議会アンケート)	- (令和●年度調査)	
身寄りのない人を対象とした相談窓口の満足度 (豊田市社会福祉協議会アンケート)	% (令和●年度調査)	

取組1 予防に重点を置いた孤独・孤立対策の充実

【取組概要】

孤独・孤立対策推進法の理念に基づき、「予防」に重点を置いた広報・啓発活動を展開することで、市民が、孤立を未然に防ぎ、地域とのつながりを持つことができる環境を整備します。

主な事業

- ① 官民連携による交流促進
「空想ファクトリー」やその他のイベントを通じた、つながり合い機会を創出し、民間企業、住民団体、支援機関等の交流を促進します。
- ② 孤独・孤立対策ボードゲーム「コドクエ」などを活用した啓発
孤独・孤立対策ボードゲーム「コドクエ」を活用した出前講座等の実施や若年層等の市民参画により、孤独・孤立対策の「予防」啓発を推進します。
- ③ 「支援」を届ける仕組みづくり
メタバースやSNS、AI等のデジタルツールを活用した孤独・孤立対策における「支援」「脱却」につなげる仕組みづくりを行います。

空想ファクトリー コラム

コドクエ コラム

取組2 市民参画と多機関協働による身寄りのない高齢者等支援

【取組概要】

身寄りを頼ることができない高齢者等に対して、相談支援体制を整備し、市民参画と多機関協働による重層的な支援を展開することで、安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

主な事業

- ① 身寄りのない人を対象とした相談窓口運営
重層や権利擁護の仕組みを活用し、家族や親族を頼ることができない人への入院・入所時支援などの相談を受け止め、親亡き後など重層的に支援すべきニーズへの対応を含めて、支援の調整を行う相談窓口の運営をします。
- ② 「結サポート」事業の体制の強化
利用者を含めた市民の参画と多様な関係者とのネットワークを通じて、身寄りのない高齢者等を支援する「結サポート～暮らし安心事業～」を確立していきます。
- ③ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充
豊田市成年後見・法福連携推進協議会の傘下に、身寄りを頼ることができない人の支援に関する団体等による部会を設置し、成年後見制度利用促進を超えた形で、権利擁護支援の地域連携ネットワークを拡充させます。

結サポート※コラム

基本施策1 認め合う社会風土の醸成

- すべての市民が互いの違いや価値を尊重し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。年齢、障がい、国籍、言語、認知症など多様な背景を持つ人々がともに暮らす地域において、わかりやすい情報発信や対話の工夫を通じて、意思疎通と相互理解を深める取組を展開します。
- また、市民・企業・団体・行政が連携し、認知症や障がいに関する正しい知識の普及啓発や、当事者の活躍の場づくりを進めることで、誰もが地域の一員として尊重される社会風土の醸成を図り、偏見や孤立のない、共生のまちづくりを推進します。

【 関連する基本目標 】

認め・支え合う地域づくり

【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
障がい者・外国人・高齢者・子どもなどへ情報発信や会話をする際に、分かりやすい表現や伝え方を意識している割合 (市民意識調査)	% (令和7年度調査)	
障がいのある人に対する差別や偏見が改善していると答えた人の割合 (障がい者等実態調査)	% (令和7年度調査)	
認知症になっても安心して地域で暮らし続けることができると感じる市民の割合 (高齢者実態調査)	% (令和7年度調査)	
認知症チームオレンジの活動事例	エピソード等	—

取組1 相互理解と意思疎通の円滑化の推進

【 取組概要 】

多様な文化や特性を持つ市民が、互いを尊重し安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。相互理解の促進と情報・対話の環境整備を通じて、誰もが地域の一員として受け入れられる共生の社会風土を育みます。

具体的には、国際理解に関する教育・啓発、日本語教室の開催、多言語対応ややさしい日本語による情報提供などを行い、言語や文化の壁を越えたコミュニケーションを支援します。さらに、認知症や障がいに関する正しい理解の普及啓発を進め、当事者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、市民・行政・関係機関が連携して支援体制を整えます。

取組2 新しい認知症観の普及啓発

【 取組概要 】

認知症の人が地域の一員として役割を持ち、前向きに暮らし続けられる社会の実現を目指し、当事者の視点を尊重した支援を推進します。認知症を「支える対象」ではなく「地域をともにつくる存在」として捉える新たな認知症観の普及を通じて、誰もが尊重される共生のまちづくりを進めます。

具体的には、認知症当事者の登録制度の導入や、本人の希望や特性に応じた活躍の場とのマッチングを行います。さらに、当事者による情報発信やピアサポートの仕組みを整備し、地域住民との相互理解と共感を深めることで、認知症の人が主体的に地域に関わることのできる環境づくりを進めます。

基本施策2 意思決定支援の推進

- 市民・支援者・医療福祉関係者・関係機関が学び合い、多様な主体の参画を得ながら、分野を超えて本人の意思を尊重する支援の在り方への理解を広げていきます。意思決定支援に関する市全体での意識醸成を図り、制度や仕組みの整備を進めます。
- また、市民参画や多機関協働により、身寄りを頼ることができない人にも寄り添える支援体制を構築し、誰もが自分らしく選択し、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

【 関連する基本目標 】

認め・支え合う地域づくり

【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
豊田市が「病気や障がいがあることや、ことばの違いがあっても、誰もが自分の意思を大切にされている」まちだと思える市民の割合 (地域福祉計画アンケート)	－ (令和6年度調査)	
市民参画と多機関協働による意思決定支援の取組状況を踏まえた評価	エピソード等	－

【 取組概要 】

本人の意思を尊重した支援のあり方を地域全体で広げることを目的に、様々な立場の人が分野を超えて連携し、意思決定支援に関する理解と意識の醸成を図ります。多様な主体が関わることで、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざします。

具体的には、意思決定支援に関する学び合いや仕組みづくりを進めるほか、身寄りを頼ることができない人への支援として「結サポート～くらし安心事業～」を展開します。また、市民ボランティア「とよた意思決定フォロワー」の養成を通じて、本人の意思に寄り添う支援を地域で実践し、共生のまちづくりを具体化していきます。

「意思決定支援」「多機関共働」「共生のまちづくり」といったイメージに合うイラストを挿入してください（サイズは空白スペースとのバランスが取れていれば OK です）

基本施策3 支え合う地域づくりの推進

- 地域で生じる生活課題を住民自身が共有し、協力して解決に取り組む仕組みづくりを推進します。地域づくりミーティングなどを通じて、多様な主体が話し合い、地域資源の活用や社会資源の調整を行いながら、住民主体の取組を支援します。
- 地域課題の解決に向けた、企業・団体・社会福祉法人など多様な担い手による地域活動を支援し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

【 関連する基本目標 】

認め・支え合う地域づくり

【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
地域づくりミーティングに参加した市民の満足度 (豊田市社会福祉協議会アンケート)	% (令和7年度調査)	
地域づくりミーティングに参加した市民の取組事例	エピソード等	—
地域における課題解決に向けた自発的な取組の状況を踏まえた評価	エピソード等	—
企業・団体等による社会貢献活動の状況を踏まえた評価	エピソード等	—

取組1 持続可能な地域活動支援

【 取組概要 】

地域で生じる生活課題を住民自身が主体的に捉え、協力して解決に取り組む地域づくりを推進します。多様な主体が関わり合いながら、持続可能な地域活動を支える仕組みの構築をめざします。

具体的には、地域づくりミーティングなどを通じて、個別の課題を地域全体の課題として共有し、住民同士や関係者が話し合いながら解決に向けた取組を進めます。あわせて、地域の声を市の施策に反映させる共働の仕組みや、地域資源を活用する団体への補助制度、社会福祉法人による公益的な活動の促進などを通じて、継続的な地域活動を支援します。

取組2 企業による社会貢献活動の促進

【 取組概要 】

地域課題の解決や持続可能な社会の実現に向けて、企業との共働による社会貢献活動を促進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざします。

具体的には、包括連携協定を締結した企業との共働によるまちづくりや、高齢者の見守り活動などへの参画を通じて、地域との連携を強化します。また、SDGsに取り組む企業・団体を支援する「とよたSDGsパートナー制度」や「豊田市SDGs認証制度」を活用し、地域全体での取組の広がりや継続的な活動を後押しします。

基本施策4 配慮が必要な人の社会参加・就労支援

- 誰もが地域で自分らしく過ごし、社会とつながることができるよう、居場所づくりや社会参加・就労支援を推進します。重層的な支援の仕組みを活用しながら、多様な人が安心して関わることのできる場を広げます。
- 企業や関係機関と連携し、その人に合った働き方や参加の機会を提供するとともに、企業等の理解促進を図ります。住宅確保要配慮者への支援や空き家対策など、暮らしの基盤を整えながら、誰もが地域で自分らしく暮らせる環境づくりを進めます。

【 関連する基本目標 】

参加・活躍の機会づくり

【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
家、学校、職場以外に、自分らしく過ごせる場所がある市民の割合 (市民意識調査)	% (令和7年度調査)	
地域活動に参加したい(続けたい)と感じる市民の割合 (地域福祉計画アンケート)	% (令和7年度調査)	
コミュニティや市民活動など気軽に参加できる場があると感じる市民の割合 (地域福祉計画アンケート)	% (令和7年度調査)	
配慮が必要な人の社会参加に向けた取組状況を踏まえた評価	エピソード等	—
希望する働き方を実現できていると感じている市民の割合 (市民意識調査)	% (令和7年度調査)	
配慮が必要な人の就労に向けた取組状況を踏まえた評価	エピソード等	—
セーフティネット住宅・居住サポート住宅の登録数住宅確保支援の件数	件 (令和7年度調査)	

取組1 多様な人が自分らしく過ごせる居場所づくりの推進

【 取組概要 】

年齢、国籍、障がいの有無、こころの病などにかかわらず、誰もが地域で自分らしく過ごせるよう、つながりと参加の機会を広げる居場所づくりを推進します。重層的な支援の仕組みを活用し、多様な背景を持つ人々が安心して関わるができる場を整備し、地域福祉の実現をめざします。

具体的には、認知症カフェの設置支援や官民連携による介護予防事業、多世代交流の場の整備などを通じて、地域における交流と支え合いの機会を創出します。さらに、こころの病がある人への支援や、指定管理施設を活用した市民活動の拠点づくりを進めることで、誰もが安心して参加できる場の整備と地域福祉の推進につなげます。

取組2 配慮が必要な人への社会参加支援

【 取組概要 】

地域住民や事業者、支援機関が連携することで、既存の福祉サービスでは対応しきれない様々な課題を抱える人を地域で柔軟に受け入れる仕組みをつくり、誰もが安心して社会とのつながりを持てる社会をめざします。

具体的には、とよた多世代参加支援プロジェクトに参画する事業所・企業等との関係性を生かし、様々な資源を組み合わせ、その人に合った社会参加の機会や役割、場所等を提供します。また、社会参加支援の場面によりそう形での市民参画の検討を進めます。

取組3 配慮が必要な人の就労支援

【 取組概要 】

障がいや年齢、生活状況などにより配慮が必要な人が、自分らしく働ける地域社会の実現に向けて、就労支援の環境整備と関係機関との連携を強化します。誰もが安心して働ける機会を得られるよう、個々の状況に応じた支援と理解促進を図ります。

具体的には、「とよた多世代参加支援プロジェクト」に参画する事業所・企業等との連携を活かし、個別の状況に応じた支援を実施するとともに、企業等の理解促進に取り組みます。また、シルバー人材センターによる高齢者の就業機会の確保や、障がい者就労・生活支援センターによる相談支援・企業訪問など、多様な支援機関との連携を通じて、地域での就労環境を整備します。さらに、生活困窮者自立支援事業では、無料職業紹介の拡充などにより、経済的困難を抱える人への支援も強化します。

取組4 生活再建に向けた居住支援

【 取組概要 】

誰もが安心して暮らせる住まいを確保できるよう、住まいに関する課題の解決と支援体

制の充実を図り、持続可能で安全な居住環境の形成をめざします。

具体的には、空き家の発生予防や住まいに関する相談支援の機会を設けることで、地域の住宅課題に対応します。また、住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障がい者など）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、関係機関と連携して環境整備を進め、生活再建に向けた支援を推進します。

基本施策⑤ 配慮が必要な人への支援体制の強化

- 高齢者、障がい者、子ども・若者、ヤングケアラーなど、配慮が必要な人が地域で安心して暮らせるよう、支援体制の充実と連携強化を図ります。見守り支援や相談支援の体制整備、地域資源の活用による子ども支援、放課後児童クラブでの専門的支援など、ライフステージに応じた支援を展開します。
- 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりに向け、社会情勢や制度改正に対応しながら、刑事司法関係機関との連携による再犯防止や、権利擁護の新たな仕組みへの対応など、包括的な支援を推進します。

【 関連する基本目標 】

安心を得られる支援の充実

【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
高齢者が困ったときには、手助けをする風土や制度があると感じる市民の割合（高齢者実態調査）	% （令和7年度調査）	
必要な介護保険サービスを受けられると感じる市民の割合（高齢者実態調査）	% （令和7年度調査）	
豊田市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと感じる市民の割合（障がい者等実態調査）	% （令和7年度調査）	
自分のことが好きだと感じている子ども・若者の割合（子ども・子育て、若者に関する市民意向調査）	% （令和5年度調査）	
配慮が必要な人への支援体制の強化・充実に向けた取組状況を踏まえた評価	エピソード等	—

取組1 高齢者の見守り等支援

【取組概要】

少子高齢化の進展により高齢単身世帯が増加する中、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、孤立防止や安全確保に取り組むことが必要です。

配食サービス、緊急通報装置設置、福祉電話訪問、お元気ですかボランティア訪問事業を実施しながら、社会情勢や技術革新を踏まえた多様な見守り手法を検討することで、時代に即した見守り支援を実現していきます。

取組2 配慮が必要な家庭への支援

【取組概要】

高齢化や障がいの重度化、「親亡きあと」などの課題、さらにはヤングケアラーや貧困などの子どもや子育て家庭が抱える困難に対応するため、相談支援体制の充実と地域資源を活かした包括的な支援体制の構築をめざします。

具体的には、基幹相談支援センターの整備や地域生活支援拠点の活用を通じて、継続的かつ専門的な支援を提供します。また、子どもの支援においては、公的機関に加え、市民団体や地域ボランティアなどの地域資源を把握・連携し、包括的なネットワークを構築することで、困難を抱える子どもや子育て家庭を適切な支援につなげます。

取組3 配慮が必要な子どもへの支援

【取組概要】

困難を抱える子どもや若者が安心して相談・支援を受けられる環境を整えるとともに、すべての児童が安心して過ごせる居場所づくりを通じて、子どもたちの健やかな育ちを支援します。

具体的には、子ども・若者総合相談センター「RePP0-りっぽ-」の運営体制を強化し、利用者の増加に対応するために相談員の増員やスーパーバイザーの配置など、専門的な支援体制を整備します。また、放課後児童クラブでは、配慮が必要な児童も含めたすべての児童が安心して過ごせるよう、放課後ソーシャルワーカーの配置や支援員への専門的な助言、学校など関係機関との連携体制を構築し、地域全体で子どもたちの成長を支えます。

取組4 多機関協働による総合的な再犯防止の推進

【取組概要】

福祉的支援が必要な人の釈放・退所後の自立を支えるため、刑事司法と福祉の連携による支援体制を整備し、権利擁護施策と一体的に運用することで、総合的な支援の推進を図

ります。

具体的には、刑事司法関係機関と事前に情報共有を行い、成育歴や特性に応じた専門的アセスメントを通じて自立支援につなげる体制を構築します。あわせて、高齢者や障がい者の虐待防止、成年後見制度などの権利擁護施策と連動させた支援を展開します。また、毎年7月の再犯防止啓発月間に合わせた市民向けの再犯防止啓発活動を行い、社会を明るくする運動など保護司会による地域での啓発活動に協力します。さらに、福祉・司法関係者が参加する研修の実施を通じて、支援機関同士の連携強化を図ります。

取組5 権利擁護支援の新たな仕組みへの対応

【 取組概要 】

民法や社会福祉法制の改正の動向を注視しながら、中核機関の体制強化、日常生活自立支援事業等の実施体制の確保、新たな金銭管理の仕組みなどについて検討を進めます。

基本施策6 災害時の福祉支援体制の充実

- 災害時の避難に際し、特に支援を必要とする人の名簿を自治区や民生委員などに提供することで、地域における互助・共助の支援体制の整備を進めていきます。
- 災害関連死の認定に関わる体制の見直しを行うとともに、主に高齢者や障がい者、医療的ケアが必要な方などを対象とした福祉避難所の設置・運営に関する検討や調整を進め、地域と連携した支援体制の強化を図ります。

【 関連する基本目標 】

安心を得られる支援の充実

【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
避難行動要支援者名簿の支援者への情報開示に関する同意率	% (令和7年度調査)	
福祉避難所等の検討状況等の取組状況を踏まえた評価	エピソード等	—

取組1 福祉的災害マネジメントの推進

【 取組概要 】

災害時に高齢者や障がい者など支援が必要な人々が安心して避難・生活できるよう、福祉的対応の体制整備を進め、地域と連携した支援環境の構築をめざします。

具体的には、福祉避難所の設置・運営に関する検討や調整を行うほか、災害関連死の認定体制の見直しを進めます。また、避難時に特に支援が必要な人々の名簿を自治区や民生委員に提供し、地域での支援体制を整備します。さらに、被災者の状況に応じた情報伝達の実施や、情報を一元的に管理できる仕組みの構築に向けた調整も行い、災害時の対応力を高めています。

第7章

豊田市包括的な支援体制整備計画・ 重層的支援体制整備事業実施計画

第7章では、豊田市として包括的な支援体制と重層的支援体制整備事業にどう取り組んでいくのかの考え方について説明しています。

内容

- 1 計画の策定にあたって
- 2 豊田市が目指す地域共生社会とは
- 3 基本的な考え方
- 4 包括的な支援体制の充実に向けた課題
- 5 豊田市における重層的支援の枠組み・仕組み
- 6 ロジックモデルの考え方を取り入れた取組方針と
目標の設定：とよックモデル
- 7 重層的支援体制整備事業の実施について
- 8 地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画
部分の評価の仕組み

参考 本計画の策定プロセス

豊田市包括的な支援体制整備計画・ 重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

① 国の動向

社会福祉法では、地域福祉を進めるための考え方として、次のことが示されています（2017年6月改正社会福祉法）。

- 1 地域共生社会の実現を目指すこと
- 2 住民が相互に協力し、社会の一員として日々の暮らしと活動への参加が確保されること
- 3 支援を必要とする住民や世帯が抱える複合的な課題に対し、住民や関係機関が連携して解決を図ること
- 4 市町村は、住民の地域福祉活動への参加を促す環境を整え、分野を越えて相談や連携ができる「包括的な支援体制」を整備すること

また、この法律改正を踏まえ、国からは次の方針が示されました（2018年地域共生社会推進検討会）。

- 1 課題の解決を目指す支援のみならず、つながり続ける支援も重視すること
- 2 住民同士の支え合いと専門職の支援を両立させることで、地域のセーフティネットをより強く、重層的にしていくこと
- 3 福祉分野にとどまらず、多様な分野の人や団体が出会い、新たな連携が生まれるプラットフォームを整備すること

このような方向性で市町村における「包括的な支援体制」の整備を進めるため、その手段の一つとして、属性を問わずすべての住民を対象とし、断らない相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に行う新たな事業「重層的支援体制整備事業」が創設されました（2020年6月改正社会福祉法）。2021年4月からは同事業が施行され、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりが全国で進められています。

さらに、2040年に向けては、人口減少・単身世帯の増加などの社会情勢の変化、これに伴う地縁・血縁・社縁といった地域における支え合い機能の低下、成年後見制度の見直しの議論の進展などの状況を踏まえ、①福祉以外の分野との連携・協働の強化、②包括的な支援体制の整備における目標設定と評価・質の向上、③身寄りのない高齢者等への対応、④総合的な権利擁護支援策の充実などが、体制のさらなる充実に向けた観点として示されました（2025年5月地域共生社会の在り方検討会議）。

② 豊田市におけるこれまでの取組み

豊田市は、都市部と山村部をあわせ持ち、28の中学校区・75の小学校区・298の自治区からなる広大な市域を有しています。そのため、地域ごとに特性や資源、文化などが大きく異なり、「日本の縮図」とも言われる都市構造となっています。

こうした背景から、本市における包括的な支援体制の検討を開始した2016年当時から、「地域」を基盤にすることが特に重要と考えてきました。

また、豊田市は、自動車産業を中心に多くの労働者が転入してきた「若いまち」として発展してきましたが、近年は急速な高齢化が進み、担い手不足が課題となっています。このことを当時から予見していたため、「誰かが担う」から「誰もが担う」へと発想を早期に転換し、“共働”のまちづくりに早い段階から取り組むこととしました。

さらに、SDGs未来都市として、脱炭素社会の実現など持続可能なまちづくりを進める中で、「すべての人に健康と福祉を（SDGsのゴール3）」を達成するためには、

- 複合的な課題を抱える世帯
- 支援につながらず地域に埋もれている世帯
- 福祉サービスの利用だけでは課題解決が難しい世帯

への新たなアプローチが必要であることも明らかになりました。

これらの社会的背景を踏まえ、2015年に策定した第1次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画において、更なる基盤整備として「高齢者・障がい者・子ども等対象を限定しない『地域包括ケアシステム』の構築」を掲げ、社会福祉法が改正された2017年以前から、包括的な支援体制の整備を進めてきました。

そして、2021年の重層的支援体制整備事業の開始以後は、2023年の「地域共生社会推進全国サミットinとよた」の開催などを通じ、多様な主体や分野との共働により推進しています。

(2) 計画の位置づけと期間

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づく計画として位置づけ、重層的支援体制整備事業の実施に必要な事項を定めます。

また、法律上に規定はありませんが、住民や関係者、支援関係機関の意見も踏まえ、豊田市として包括的な支援体制をどのように整備していくかについての方針を定めるもの（包括的な支援体制整備計画）として策定しています。

これらは、社会福祉法第107条に基づく「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、計画の期間を令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）までの6年間とします。

【本市におけるこれまでの主な取組の流れ】

- 2014（平成26）年度
 - ・第1次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に「高齢者・障がい者・子ども等対象を限定しない『地域包括ケアシステム』の構築」を設定。
- 2016（平成28）年度
 - ・「包括的な支援体制の整備」に向け、民生委員など地域住民や地域包括支援センターなど支援関係機関から課題を抽出し、複合課題への対応、地域の支え合い、支援・サービスの再編などの対策について、市民福祉部と関係部（企画政策部・総務部・社会部・子ども部・健康部：名称は当時）にて検討。
- 2017（平成29）年度
 - ・前年の検討結果を踏まえ、第8次総合計画の重点施策「超高齢化社会への適応」として「包括的な支援体制の整備」に向けた各種取組を開始。
 - ・組織再編し、福祉部内に「地域包括ケア企画課」と「福祉総合相談課（当時）」を新設。
 - ・また、厚生労働省「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の採択を受け、「健康と福祉の相談窓口」を高岡地区に開設。併せて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を地域配置し、複合的な課題を抱える世帯の相談を“丸ごと”受け止め、個別支援と支え合いの地域づくりを連動させて支えることで、地域で安心して暮らせる仕組みづくりを開始。
- 2018（平成30）年度
 - ・モデル地区2か所目として、猿投地区に「健康と福祉の相談窓口」を開設。
 - ・全市展開に向けた検討を実施。
- 2020（令和2）年度
 - ・新たに福祉部・地域振興部（当時）・社会福祉協議会の連携により「福祉の相談窓口」を都市エリア（高岡地区、猿投地区、上郷地区、高橋・松平地区）に開設。
- 2021（令和3）年度
 - ・連携した支援体制を充実させるため、「重層的支援体制整備事業」を開始。
- 2023（令和5）年度
 - ・「地域共生社会推進全国サミット in とよた」の開催。
 - ・本市の地域共生社会の実現に向けた基本理念となる「とよた宣言」の発信。
- 2024（令和6）年度
 - ・孤独・孤立対策の推進も踏まえ、重層的支援体制の見直しを実施。
 - ・以下を柱として、庁内9部と委託先を含む幅広い共働体制を整備。
 - ◇ 3つの枠組み
（①地域づくり促進、②包括的な相談支援、③参加・活躍の支援）
 - ◇ 2つの基盤活動
（①豊田市重層的支援会議定例会、②豊田市重層的支援推進研修）
 - ◇ 多機関協働と市民参加
- 2025（令和7）年度
 - ・第9次総合計画のミライ実現戦略2030の取組目標の一つとして、「誰もがつながり合いの中で安心して自分らしく暮らすことができる（地域共生社会の実現）」を設定し、こども支援を含めたさらなる充実に着手。

2 豊田市が目指す地域共生社会とは

豊田市はこれまで、就労をきっかけに全国各地から本市に来た方と、もともと市内で暮らしている住民が、ともに支え合いながら暮らせるよう、「ふれあい豊かな地域社会づくり」に取り組んできました。

近年は、超高齢化社会の進展に対し、ここに保健・福祉・医療の取組を重ね合わせながら、地域で安心して生活を続けられる仕組みの充実を進めています。

しかし今、人口減少が進む中で、家庭や職場、地域での支え合いの基盤が弱まり、孤独や孤立の増加、生活や地域での課題の多様化・複雑化が懸念されています。

こうした課題に向き合うため、豊田市では2023年に「地域共生社会推進全国サミット in とよた」を開催し、市民・民間事業者・行政など多様な主体が、「つながり」を大切にす社会のあり方を改めて確認しました。

そして、このサミットの成果として、豊田市が目指す地域共生社会の姿を「とよた宣言」として発信しました。この宣言において、私たちが目指す地域共生社会を実現するためには、次の三つのことが大切であると整理しました。

- 1 多様な人や活動が自然とつながり合える地域・コミュニティをともにつくること
- 2 仮に病気や障がい、生活上の課題があっても、安心して地域で暮らせる関係性をともにつくること
- 3 一人ひとりが自分らしく多様な関係性に参加し、自分らしく過ごし、はたらき、活躍し続けられる環境をともにつくること

この実現のためには、制度や分野、官民の立場・主体といった枠を越えて、「ともにつくる」経験や機会を共有していくことが必要です。この積み重ねによって、市民一人ひとりが幸せを実感できる豊田市を目指します。

【 豊田市が目指す「地域共生社会」のイメージ 】

これまでの関係性をこえて
『つながり合える地域』『安心な暮らし』
『生きがい』をともにつくり
一人ひとりが幸せを感じられる社会

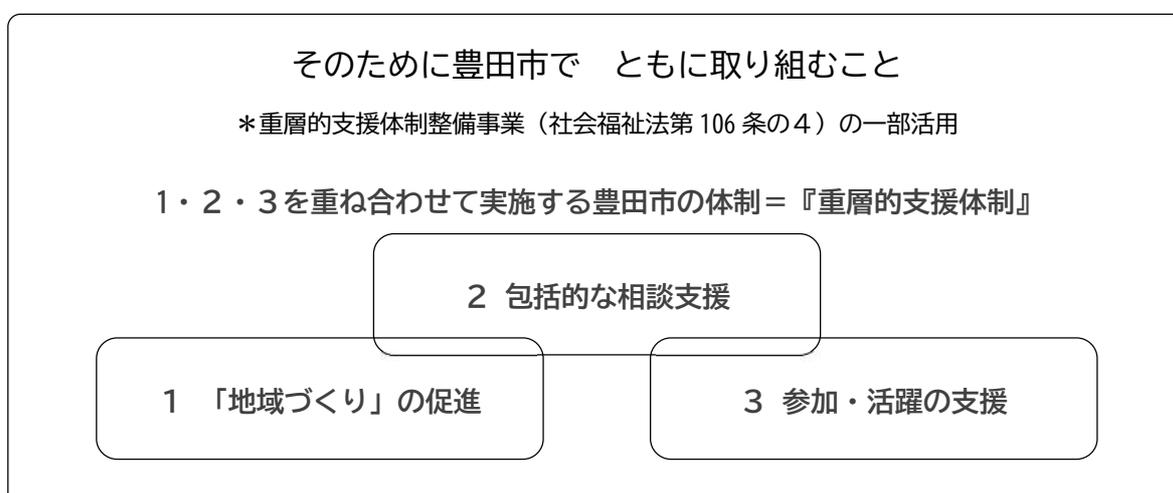
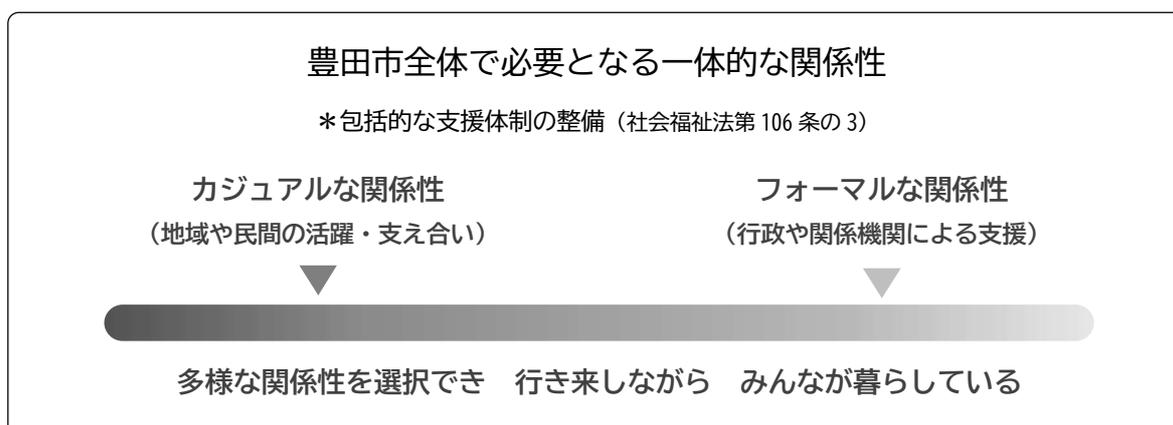
3 基本的な考え方

(1) 豊田市における包括的な支援体制づくりと重層的支援の考え方

第9次総合計画に基づく「ミライ実現戦略2030」の取組目標の一つとして、地域共生社会の実現を実現するためには、こどもから高齢者まで、すべての人が多様なつながりの中で支え合いながら暮らせるよう、地域共生社会の中に存在する様々な関係性を、個別ではなく包括的に捉える視点が必要です。

また、地域や民間団体の活動を通じた個人の活躍やゆるやかな支え合い（カジュアルな関係性）から、行政や支援関係機関による専門的・公的なサポート（フォーマルな関係性）までを一体として捉え、市民が自分の状況や意向に応じて、どういった関係性の中で暮らしていくのかを選べるような地域体制（包括的な支援体制）の整備が重要になります。

そこで、豊田市では、市民がこうした多様な関係性を得られるよう、「地域づくりの促進」・「包括的な相談支援」・「参加・活躍の支援」の三つの取組を重ね合わせながら進めます。なお、豊田市では、これらの三つを多様な主体とともに一体的に取り組むことを「重層的支援」と呼び、その推進のための仕組みを「重層的支援体制」といいます。



【豊田市の重層的支援を構成する三つの取組】

- 1 地域づくりの促進：つながり合える多様な関係性をつくること
- 2 包括的な相談支援：困り事を受け止め、社会とつながり合いながら生活できるように支えること
- 3 参加・活躍の支援：一人ひとりが自分らしく社会に居続けられるように参加や活躍を支えること

なお、重層的支援体制内の社会福祉に関する4分野の事業（介護、障がい、子育て、生活困窮）では、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを全体の実施目的として、重層的支援体制整備事業を活用していきます。

（2）豊田市における重層的支援のコンセプト

「重層」とは、仕組みや体制が少しずつ重なり合いながらつながっている状態を指します。それによって、多様な主体同士が関わりやすくなり、様々な活動や支援が自然と結びついていきます。

豊田市では、重層的支援体制の中で活躍するすべての主体が、「+（プラス）あそび」の視点を持ちながら活動することが大切であると考えています。この「+（プラス）あそび」には、次の2つの意味があります。

- 1 仕組みや心の中にある“ゆるさ・余裕”
物事をスムーズに進めたり、想定外の出来事に柔軟に対応できたりする力を生み出します。
- 2 自発的に行われる“楽しみや満足”を感じる活動
心を満足させることを目的として行うものであり、楽しみやワクワクにより、人と人との新しいつながりや関わりのきっかけになります。

この「+（プラス）あそび」は、地域共生社会を目指すうえで、一人ひとりの幸福感（Well-being）を感じながら、新しい価値を生み出したり、異なる価値観に気づいたりすることにつながります。

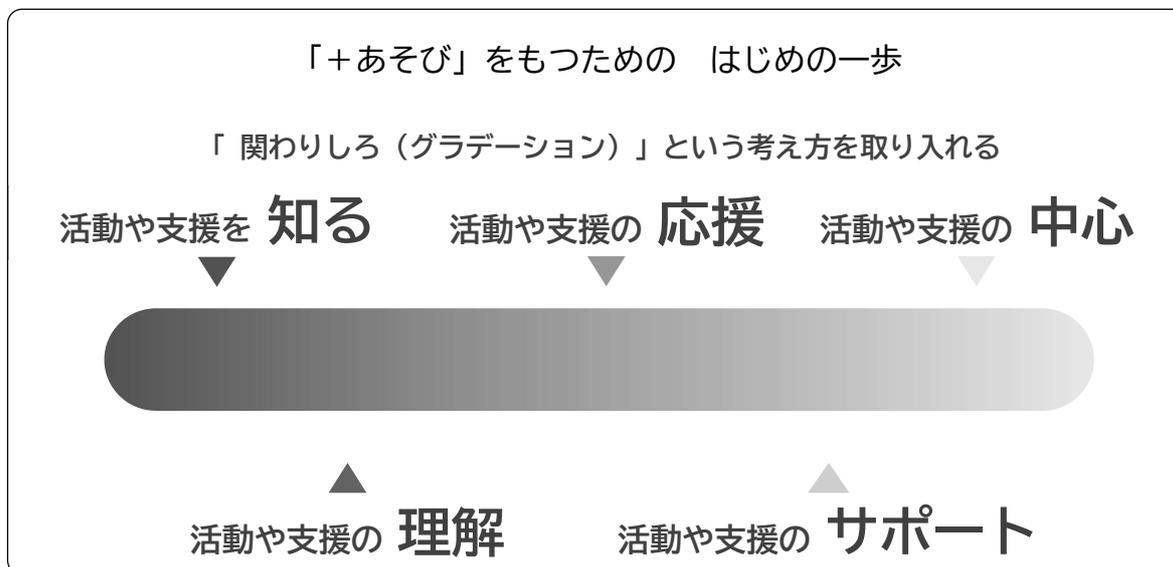
では、私たちが「+（プラス）あそび」の視点をもって行動するためには、どんな第一歩を踏み出せばよいのでしょうか。

その鍵となるのが、「関わりしろ」という考え方です。

「関わりしろ」とは、他者との関わり方を“ゼロか百か”ではなく、グラデーションで捉えることです。「自分のことではない」と完全に切り離すのではなく、「サポートする」「応援する」「理解する」「知る」といった形で、できる範囲で関わることです。

そうした“ゆるやかな関わり”があることで、誰もがつながりやすくなります。

豊田市の重層的支援では、この「+（プラス）あそび」と「関わりしろ／グラデーショ
ン」をコンセプトに据え、多様な主体がともに学び、ともに行動し、ともに支え合うこと
を進めていきます。



なお、こうしたコンセプトのもとで、重層的支援体制整備事業を活用する社会福祉に関
する4分野の事業の推進については、次の2点を共通する基本方針とします。

- 相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築すること
- 単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、地域活動など
とも関わりながら、チームとして支援すること

4 包括的な支援体制の充実に向けた課題

① 早期発見・対応の充実

「2024年度豊田市地域福祉に関する相談支援関係者アンケート調査」によると、相談支援の現状に対し、「世帯全体を意識した支援ができていない」「制度や分野上の縦割り意識に変化が見られる」といった点については、回答者の半数以上が肯定的に評価していました。

一方で、「複合課題を抱える世帯を早期発見・対応できているか」については、60%以上の回答者が十分な状況ではないと捉えていました。

これらの結果から、今後は特に、「住民が多様なつながりの中で自分らしく過ごせる場所や機会を得て課題が重篤な状況にならないことを進めるとともに、複合課題を抱える世帯を早期に把握し、的確に支援につなげる体制を強化すること」が重要な課題であると確認できます。

② 重層的支援体制の活用した新たな課題への対応

豊田市では、重層的支援体制の構築以降、権利擁護支援、再犯防止支援、ヤングケアラー支援、犯罪被害者等支援、困難な課題を抱える女性支援など、新たに対応が求められる施策についても、個別に新たな仕組みをつくるのではなく、重層的支援体制という共通の枠組みを活用してきました。

現在、ミライ実現戦略2030に基づき対応が求められている「こども支援」や“つながり合いながら、自分らしくいられる居心地の良い場や機会”である「居場所の充実」を始めとして、新たに対応が求められる施策が生じた際には、今ある重層的支援体制を活用したり見直したりして、市民にとって多様な関わりが分断されず、適切に支援できる環境を整え続けることが今後の課題だといえます。

③ 目標の設定と評価の仕組みの定着化

本市では、二つの基盤活動である「豊田市重層的支援会議定例会」及び「豊田市重層的支援推進研修」を通じて、実例の共有や事業間の連携に関する対話を重ね、関係者間の意識の共有や情報連携体制を構築してきました。

一方で、包括的な支援体制の整備の充実に向けて、アウトカムまでを含めた「具体的な目標の設定」までは十分に取り組めていない状況でした。また、行政の目標管理との連動は2025年度から取り組み始めたばかりです。

さらに、「評価」について、市民の視点から、社会福祉審議会を通じて評価を確認してきたものの、地域共生社会の実現に向けては、より具体的な取組事例の効果などを市民と共有する必要があります。

以上を踏まえ、本計画の策定と進行管理を通じて、目標設定と評価の仕組みを定着させることが課題として確認できます。

5 豊田市における重層的支援の枠組み・仕組み

(1) 豊田市における重層的支援の枠組み

豊田市の重層的支援は、「地域づくりの促進」・「包括的な相談支援」・「参加・活躍の支援」の三つの枠組みを連動させながら、多様な活動や支援を進めるものです。これらの枠組みが相互に重なり合うことで、様々な取組みが推進され、そして市民一人ひとりが安心して自分らしく暮らせることにつながります。

① 地域づくりの促進

地域共生社会の実現には、市民同士が多様な関係性をつくり、楽しみ、支え合うことが欠かせません。豊田市では、地域共生社会における「つながり」や「関係性」をつくる枠組みを「地域づくり」として、以下の取組を重ね合わせながら進めています。

○ 交付金5事業※の一体的推進

※ 地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業

○ 高齢介護、障がい福祉、こども家庭福祉、生活困窮に加え、コミュニティづくり、市民共働、こども・若者支援、労働、芸術、教育、多文化共生など多様な分野の活動との共働による地域づくりの推進

○ コミュニティソーシャルワーカーが中心となった地域づくり関係者のプラットフォーム（地域づくりミーティング）を通じた、住民や関係者の思いの共有や地域づくりに資する取組の連携の推進

◎早期発見・対応の充実に向けて

～地域づくりとして取り組む『居場所の充実』～

今後コラムを掲載

② 包括的な相談支援

市民の困りごとを受け止め、制度による支援や希望の実現を支えることを通じて、地域共生社会での多様な関係性との「つながり合い」を支える枠組みです。

豊田市では、交付金4事業を始め、多様な機関が連携して包括的に相談支援（相談の受け止め、つなぎ、継続的支援、連携による直接支援など）を実施しています。

○ 交付金4事業※の一体的推進

※ 地域包括支援センター事業、障がい者相談支援事業、利用者支援事業、生活困窮者自立相談支援事業

- 高齢介護、障がい福祉、こども家庭福祉、生活困窮の4分野に加え、在宅療養、再犯防止支援、権利擁護支援、身寄りを頼ることができない人への支援、生活保護、消費生活、DV対策・困難な問題を抱える女性支援、犯罪被害者等支援、子どもの権利相談、若者支援、母子保健、ヤングケアラー支援、ひとり親家庭、保育・子育て、健康、精神保健福祉、消福医連携、スクールソーシャルワークなどの相談に関する機関がお互いに連携し、つなぎ合うことで共働する支援の実施

◎早期発見・対応の充実に向けて

～包括的な相談支援として取り組む『こども支援の充実』～

今後コラムを掲載

③ 社会への参加・活躍の支援

市民が地域共生社会での多様な関係性の中で、自分らしく過ごし、働き、活躍し「つづける」ことを支える枠組みです。

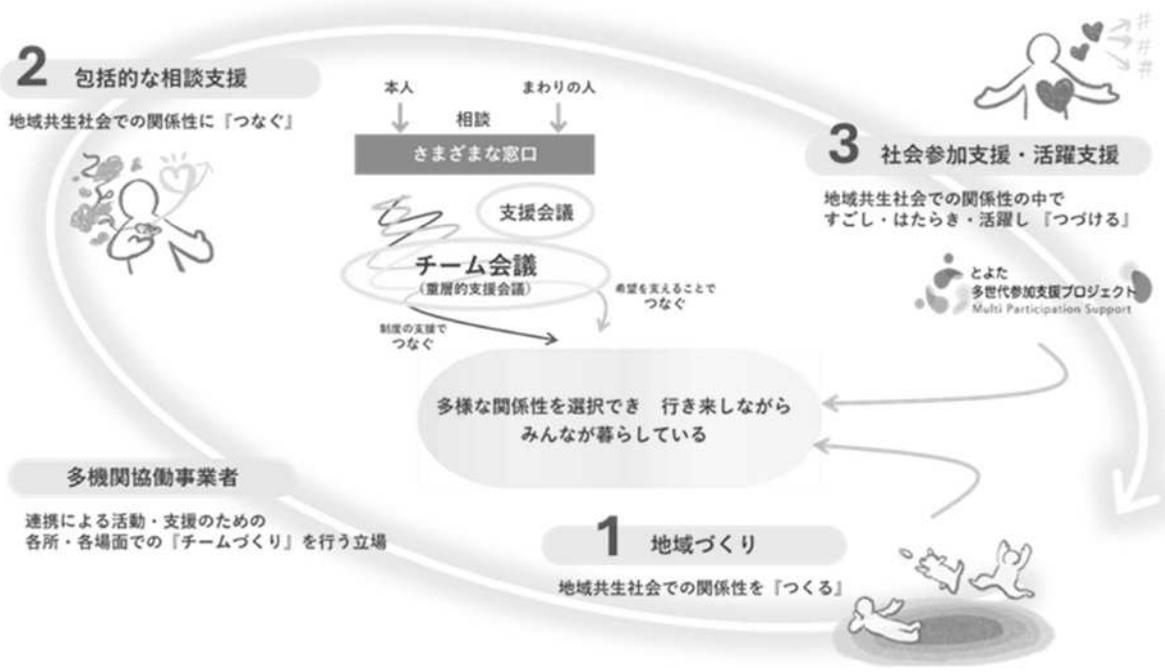
豊田市では、重層事業の参加支援事業に加え、就労支援や地域活動の促進などを幅広く展開し、市民一人ひとりの社会参加と活躍の機会を広げています。

- とよた多世代参加支援プロジェクトを通じた参加支援事業の実施
- 多様な働き方、就労準備支援、就労的活動支援などの一体的推進
- その他、若年性認知症など配慮が必要な市民の多様な社会参加と活躍を支援する取組

◎とよた多世代参加支援プロジェクトと多様な部署・主体との“カジュアル”な取組

今後コラムを掲載

【重層的支援の枠組み】



(2) 重層的支援の3つの枠組みを連動させる共働の仕組み

① 多機関協働事業者

関係機関が協力して支援や活動を進めるため、各所・各場面での「チームづくり」を推進する役割を担います。

② 支援会議

社会福祉法に基づき、個人情報保護の適用除外と守秘義務のもとで、本人の同意が得られていない段階でも、関係機関が情報を共有し、アプローチ方法を検討できる会議の仕組みです。

豊田市では、多機関協働事業者が関わることで、既存のケース検討会議等に「支援会議」の機能を重ねて適用し開催することができます。

③ チーム会議（重層的支援会議）

本人の参加または同意を得たうえで、本人が望む生活や課題への向き合い方を共有し、関係者がチームとしてどのように支えていくかを検討する会議の仕組みです。

豊田市では、多機関協働事業者が関わることで、既存のケース検討会議等に「チーム会議（重層的支援会議）」の機能を重ねて適用し開催することができます。

◎『チーム会議』に込められた意味～権利擁護支援の経験から～

今後コラムを掲載

(3) 重層的支援体制の基盤となる活動

① 豊田市重層的支援会議定例会

各所属等が定期的に主体的な意見交換をするための「対話」の場です。情報提供、事例紹介、連携相談の枠組みの中で、ワークショップ形式にて運営しています。

② 豊田市重層的支援推進研修

広がりのある支援・取組と共働の意識を育むための「学び合い」の場です。合同研修、テーマ・階層別研修、分野別研修の枠組みの中で、必要な知識や情報のほか、現場の課題感や希望などを確認してプログラムを設定しています。



◎重層定例会の“カジュアルさ”から生まれた『健康づくり』

今後コラムを掲載

6

ロジックモデルの考え方を取り入れた取組み方針と目標の設定：とよックモデル

(1) とよックモデルとは

包括的な支援体制の整備を進めるにあたっては、「豊田市が地域共生社会になっている」状態から考え、その実現ためには何がどんな状態になっているべきかを整理していきながら、取組の方針と目標を設定することが重要です。

この考え方に基づき、豊田市では、ロジックモデルの手法を参考にし、多様な主体の意見や思いを反映させながら、豊田市まちづくり基本条例で定義する「市民」を想定して、包括的な支援体制の整備に向けたアウトカムを段階的に設定しました。

- 最終アウトカム：重層的支援の三つの枠組みの中で目指す「市民」の状態像
- 中間アウトカム：実現に向けた「市民」の行動変化
- 直接アウトカム：具体的な取組の成果として目指す姿

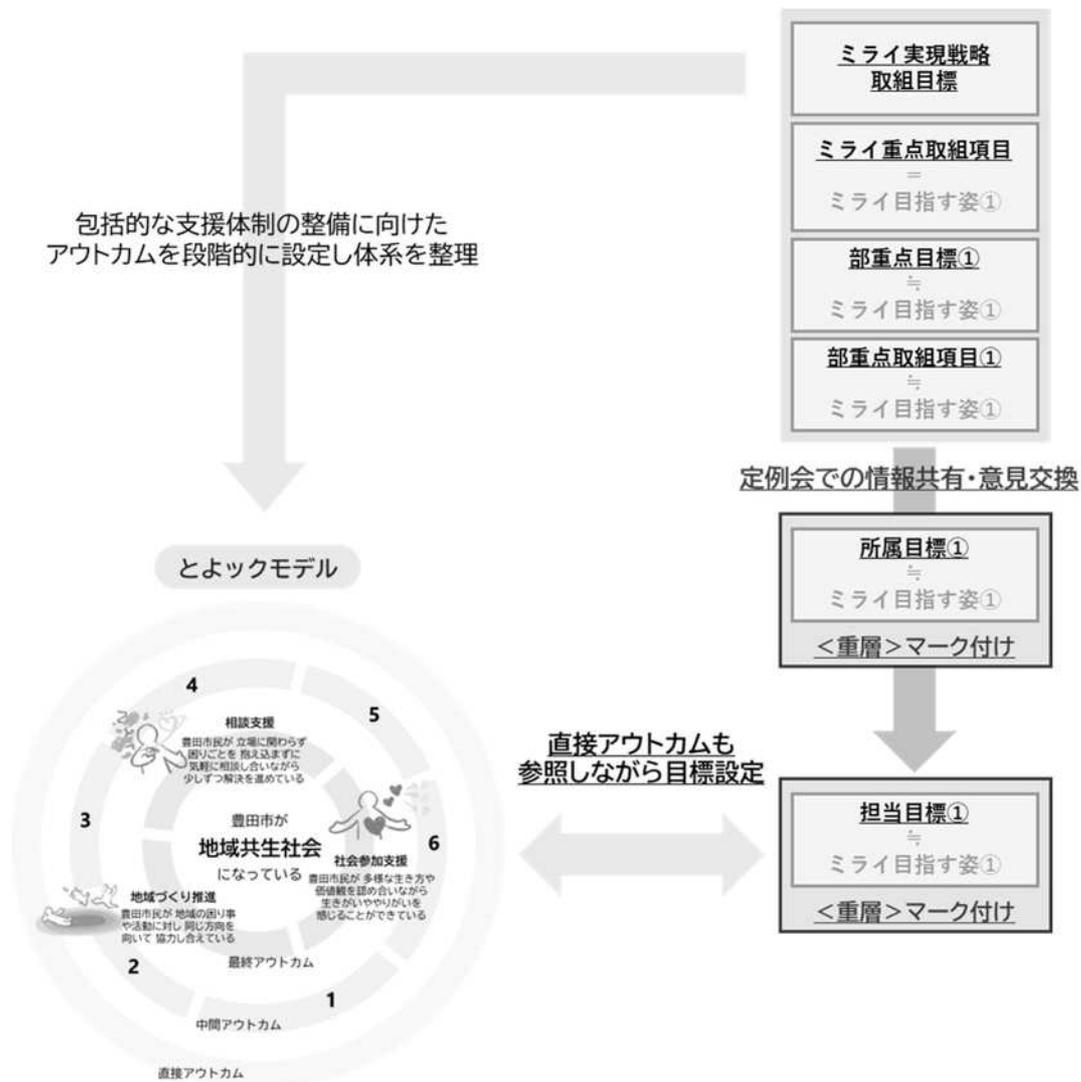
これらを体系的に整理したものを、豊田市では「とよックモデル」と名付け、行政の各所属や各機関が、包括的な支援体制の整備に向けた取組を考える際の基本方針として活用することとします。



(2) 目標管理制度との連動による推進

具体的な活用として、豊田市では、行政の目標管理制度と重層的支援体制による取組を連動させて推進しています。従来は、「ミライ実現戦略2030」に掲げる取組目標や各部門の取組目標をもとに、所属・担当レベルで目標を設定してきました。

今後は、具体的な実践につなげていくため、「とよックモデル」の直接アウトカムも参照しながら「担当目標」を設定し、重層的支援を推進していきます。



<A3 見開きで 中間アウトカム・直接アウトカム・直接アウトカムの指標を掲載>

7 重層的支援体制整備事業の実施について

豊田市において、重層的支援体制整備事業交付金の対象となる5事業については、以下のとおり実施します。

(1) 重層的支援体制整備事業5事業の提供体制及び事業目標について

① 包括的相談支援事業

○ 包括的支援事業（地域包括支援センター事業）

設置箇所数	市内 29 箇所（2024 年度）
主な対象分野	高齢者及びその家族等
設置形態	基幹型 1 箇所、地域型 28 箇所
運営形態	委託実施／社会福祉協議会、社会福祉法人等
実施内容	高齢者の介護・福祉・保健・医療等の総合相談、高齢者の権利擁護の支援、地域のネットワークづくり。
対象圏域	市内全域（中学校区別）
事業目標	相談受付件数：160,473 件（2024 年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 高齢福祉課

○ 障がい者相談支援事業

設置箇所数	市内 24 箇所（2024 年度）
主な対象分野	障がい者（児）及びその家族等
設置形態	障害者相談支援事業型 24 箇所
運営形態	委託実施／社会福祉協議会、社会福祉法人等
実施内容	生活支援、相談、福祉サービス利用に関する助言等。
対象圏域	市内全域（中学校区別）
事業目標	相談受付件数：14,769 件（2024 年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 障がい福祉課

○ 利用者支援事業

設置箇所数	市内1箇所（2024年度）
主な対象分野	妊婦、こども及びその保護者等
設置形態	こども家庭センター型
運営形態	直営実施
実施内容	妊婦、こども及びその保護者への対応及び養育支援が必要な家庭に対する助言、支援等。
対象圏域	市内全域
事業目標	相談受付件数：2,691件（2024年度）の増加 人口規模に沿った相談体制の確保（児童福祉機能相談員：常時6名以上）
所管課	豊田市 こども・若者部 こども相談課、おやこ応援課

○ 自立相談支援事業

設置箇所数	市内5箇所（2024年度）
主な対象分野	生活全般に困っている方、不安のある方
設置形態	自立相談支援事業実施5箇所
運営形態	委託実施／社会福祉協議会
実施内容	生活の困り事全般にわたり相談支援を行い、関連機関や他制度を活用しながら、支援プランに基づいた継続的な支援を実施。
対象圏域	市内全域
事業目標	相談受付件数：797件（2024年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

② 地域づくり事業

○ 地域づくりのコーディネート機能やプラットフォームを担う体制等

体制等	コミュニティソーシャルワーカーが中心となった地域づくり関係者のプラットフォームの設置（地域づくりミーティングの開催）
実施内容	住民や関係者の思いの共有や、地域づくりに資する取組の連携の推進。
事業目標	参加機関：〇〇機関（2024年度）の増加 拠点数：5地域（2024年度）での地域づくりミーティングの継続
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

○ 地域介護予防活動支援事業

設置箇所数	市内205箇所（2024年度）
主な対象分野	高齢者等
設置形態	自主活動グループ化
実施内容	介護予防に関するボランティア等の人材を養成するための講座及び介護予防に資する多様な地域活動支援組織の育成及び支援。
事業目標	参加者数：178人（2024年度）の増加
所管課	豊田市 保健部 健康づくり応援課

○ 生活支援体制整備事業

設置箇所数	市内〇箇所（2024年度）
主な対象分野	高齢者等
設置形態	協議体
実施内容	生活支援コーディネーター※が、地域の中で受け止めた個別の生活課題を地域の課題として捉え、その課題解決に向けて住民等への働きかけ、多様な主体が話し合う場（協議体）を開催し、住民主体の取組支援を実施。 ※豊田市では、コミュニティソーシャルワーカーが役割を担う。
事業目標	参加者数：〇人（2024年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

○ 地域活動支援センター機能強化事業

設置箇所数	市内3箇所（2024年度）
主な対象分野	精神障がい者及びその家族等
設置形態	I型2箇所、III型1箇所
実施内容	相談や日中活動場所等の提供。
事業目標	参加者数：3,367人（2024年度）の増加
所管課	豊田市 保健部 保健支援課

○ 地域子育て支援拠点事業

設置箇所数	市内16箇所（2024年度）
主な対象分野	乳幼児及びその保護者等
設置形態	一般型16箇所
実施内容	子育て支援センターを設置し、子育て中の家庭への育児支援を目的とした講座等の開催、育児相談、遊び場の提供及び情報提供。
事業目標	参加者数：251,046人（2024年度）の増加
所管課	豊田市 こども・若者部 保育課

○ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

設置箇所数	市内1箇所（2024年度）
主な対象分野	地域住民
設置形態	〇〇
実施内容	
事業目標	参加者数：〇〇人（2024年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

③ 多機関協働事業

調整機関を担当する機関の設置方法	コミュニティソーシャルワーカーの地域配置 支援調整アドバイザーの設置
実施内容	支援関係機関との定期的な連絡会等を通じ当該地域でのネットワークを構築。個別支援においては世帯が抱える課題をアセスメントし、多機関協働事業としての関わりが必要なケースについては、支援関係機関とのコーディネート（重層的支援会議の開催、重層的支援会議定例会の参加等）を実施。
事業目標	相談件数：120件（2024年度）の増加 プラン作成数：7件（2024年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等	コミュニティソーシャルワーカーの地域配置
実施内容	コミュニティソーシャルワーカーによる積極的なアウトリーチの実施、必要な支援が届いていない住民の潜在的な課題の把握、継続訪問、本人との信頼関係形成、支援のつなぎを実施。
事業目標	相談件数：2,697件（2024年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

⑤ 参加支援事業

地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等	コミュニティソーシャルワーカーの地域配置 官民連携プラットフォーム（とよた多世代参加支援プロジェクト）の設置
実施内容	既存の地域資源を活用した社会参加の支援、民間企業との連携による社会参加の支援。 （活用可能な社会資源） ・コミュニティソーシャルワーカーが把握した地域資源 ・官民連携プラットフォームの会員団体が有する人、場所 など （想定される連携先） ・地域の自治区、民生委員、地域活動・ボランティア団体 ・官民連携プラットフォームの会員団体 など
事業目標	支援対象者数：64人（2024年度）の増加 協力事業者数：117件（2024年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

(2) 関係機関の一体的な連携に関して

① 関係機関の情報連携

多機関協働事業の役割を既存の支援関係機関が正しく理解し、個別ケースを連携して対応するための共通認識を持つことを目的とし、多機関協働事業の実施主体が「重層的支援会議定例会（支援円滑化定例会）」を定例開催し、構成団体・構成員間の定期的な情報連携を行います。

② 重層的支援会議の実施方法

重層的支援会議に求められる役割のうち「プラン作成、プランの適切性の判断」及び「プランに基づく支援終了時等の評価」については、多機関協働事業の実施主体（豊田市）と多機関協働事業の受託者が会議を随時開催し、必要な構成団体・構成員を参集して実施します。

重層的支援会議に求められる「社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討」の役割については、多機関協働事業の実施主体（豊田市）が「重層的支援会議定例会（全体会）」を定期開催し、構成団体・構成員とともに検討します。

(3) 重層的支援体制整備事業における災害対応や感染症対策に関して

災害発生や感染症まん延といった非常時においては、各事業の所管課におけるBCP（部門別行動計画）に従って実施します。

地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価の仕組み

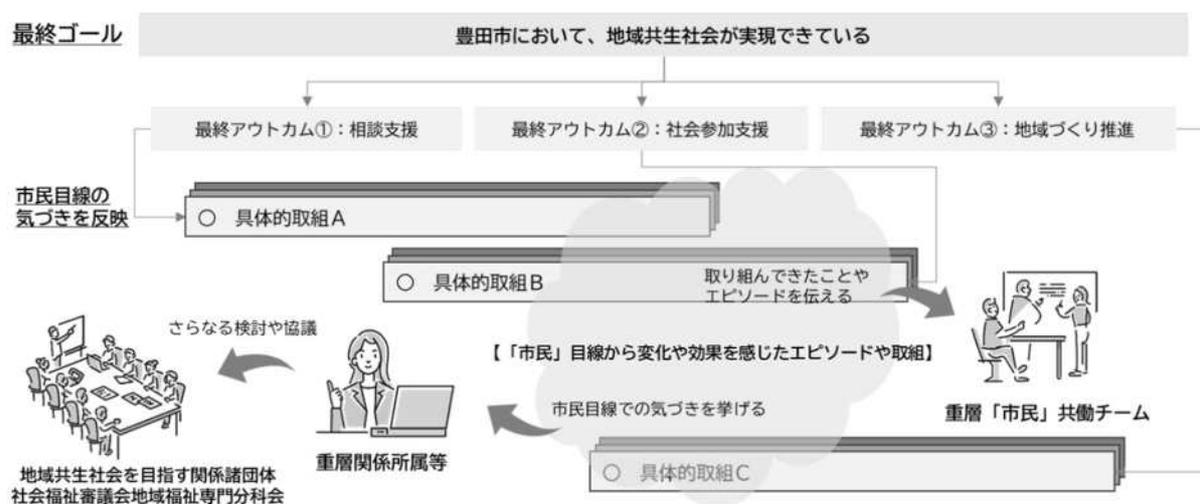
本計画は、住民の参加を旨とする「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に包含して策定することに加え、前述した課題から、「市民」の視点からの評価を充実させる必要があります。

具体的な評価の方法として、定期的に、計画内で設定した各種アウトカムの状況がどう変化しているかの確認を行います。

これに加え、豊田市の重層的支援体制から具体的なエピソードや取組を抽出し、その中から、重層「市民」共働チーム（若年性認知症のある市民、障がいのある市民、子育ての市民、企業の立場である市民、大学生等）と連携し、「市民」の視点から変化や効果を感じたエピソードや取組を選ぶ作業を行います。

重層「市民」共働チームが選んだエピソードや取組は特徴などを整理した上で、社会福祉審議会地域福祉専門分科会に報告し、多機関の視点からの確認も重ね合わせた上で、さらなる提案があるかどうかを協議します。

このプロセスを経た結果については、重層的支援体制の関係所属や関係諸団体と共有し、それを踏まえて、関係所属や関係諸団体では市民の声を参考に取組や活動の充実や見直しに反映させることとします。



参考 本計画の策定プロセス

(1) 重層計画全体に関する協議・意見交換等の実施状況

時期	参加対象	概要	参加者数
令和6年度通年	・地域住民 ・地域活動を行う団体等	空想ファクトリー：共通質問である「どんな豊田市にしていきたいか」に対する登壇者の回答など	305人
	・地域活動を行う団体等 ・社会福祉協議会 ・重層関係所属	専門フェロー（福祉ブランディング担当）によるコンセプトペーパーづくりヒアリングでの声	35人
令和7年4月	・地域活動を行う団体等 ・社会福祉協議会 ・重層関係所属	令和7年度重層的支援会議定例会第1回全体会	57人
令和7年5月	・地域活動を行う団体等 ・社会福祉協議会 ・重層関係所属	重層参画各所属等と事務局の意見交換	74人
令和7年7月	・地域住民 ・民生委員、児童委員 ・地域活動を行う団体等 ・社会福祉法人 ・支援関係機関 ・社会福祉協議会	令和7年度第1回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議	45人
令和7年8月	・地域活動を行う団体等 ・社会福祉協議会 ・重層関係所属	令和7年度重層的支援会議定例会第2回全体会	29人
		第9次総合計画ミライ実現戦略2030事業ローリング協議	
	・社会福祉協議会 ・重層関係所属	武蔵野大学 清水講師・愛知淑徳大学 黒川教授との評価に関する意見交換	6人
令和7年11月	・地域住民 ・民生委員、児童委員 ・地域活動を行う団体等 ・社会福祉法人 ・支援関係機関 ・社会福祉協議会	令和7年度第2回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議	●人
令和7年12月	・地域住民	パブリックコメントの実施	●人
令和8年2月	・地域住民 ・民生委員、児童委員 ・地域活動を行う団体等 ・社会福祉法人 ・支援関係機関 ・社会福祉協議会	令和7年度第3回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議	●人

(2) 地域づくり推進に関する協議・意見交換等の実施状況

時期	対象	概要	参加者数
令和7年4月	・地域活動を行う団体等 ・社会福祉協議会 ・重層関係所属	令和7年度重層的支援会議定例会 第1回地域づくり推進チーム	35人
令和7年5月	・社会福祉協議会 ・重層関係所属	よりそい支援課・コミュニティソーシャルワーカー定例会（5月度）	10人
令和7年6月	・地域活動を行う団体等 ・社会福祉協議会 ・重層関係所属	令和7年度重層的支援会議定例会 第2回地域づくり推進チーム	28人
令和7年9月	・地域活動を行う団体等 ・社会福祉協議会 ・重層関係所属	令和7年度重層的支援会議定例会 第3回地域づくり推進チーム	36人
令和7年10月	・地域活動を行う団体等 ・支援関係機関 ・社会福祉協議会 ・重層関係所属	重層的支援推進研修 地域づくり研修	137人

(3) 包括的な相談支援に関する協議・意見交換等の実施状況

時期	対象	概要	参加者数
令和6年度通年	・社会福祉協議会 ・重層関係所属	厚生労働科学研究「市町村における包括的支援体制の体制整備の評価枠組みの構築のための研究」	—
令和7年6月	・支援関係機関 ・地域活動を行う団体等 ・社会福祉協議会 ・重層関係所属	重層的支援推進研修 支援会議研修	59人
	・地域活動を行う団体等 ・社会福祉協議会 ・重層関係所属	令和7年度重層的支援会議定例会 第1回支援円滑化チーム	29人
令和7年9月	・地域活動を行う団体等 ・社会福祉協議会 ・重層関係所属	令和7年度重層的支援会議定例会 第2回支援円滑化チーム	27人

(4) 参加・活躍の支援に関する協議・意見交換等の実施状況

時期	対象	概要	参加者数
令和7年5月	・地域活動を行う団体等 ・社会福祉法人 ・社会福祉協議会	とよた多世代参加支援プロジェクト 総会	39人
令和7年6月	・地域活動を行う団体等 ・社会福祉法人 ・社会福祉協議会	とよた多世代参加支援プロジェクト 第2回運営委員会	18人
令和7年9月	・地域活動を行う団体等 ・社会福祉法人 ・社会福祉協議会	とよた多世代参加支援プロジェクト 第3回運営委員会	20人

(5) 地域生活課題に関する調査（ニーズ調査）の実施

① 豊田市地域福祉に関する市民アンケート調査

時期	対象	概要	回答率
令和6年9月	①地域住民 ※18歳以上の市民から無 作為に抽出した4,000人 ②民生委員、児童委員 ※令和6年8月時点の民 生委員・児童委員594人 ③地域活動を行う団体等 ※令和6年8月時点の自 治区長 298人	「第3次豊田市地域福祉計画・地域福 祉活動計画」の策定にあたり、市民の福 祉に関する考えや意見からニーズを把 握し、計画づくりに活用することを目 的として実施	①42.6% ②93.3% ③83.9%

② 豊田市地域福祉に関する相談支援関係者アンケート調査

時期	対象	概要	回答率
令和6年11月	・支援関係機関 ・地域活動を行う団体等 ・社会福祉協議会 ・重層関係所属	包括的な相談支援に関する現状や課題 などニーズを把握するために実施	77.7%

第8章

豊田市権利擁護支援推進計画・ 成年後見制度利用促進計画

第8章では、豊田市として権利擁護支援と成年後見制度利用促進にどう取り組んでいくのかの考え方について説明しています。

内容

- 1 計画の策定にあたって
- 2 豊田市における権利擁護支援の現状
- 2 権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題
- 3 豊田市における権利擁護支援の推進体制
- 4 本計画を推進するための主な取組み
- 5 地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価の考え方

豊田市権利擁護支援推進計画・

成年後見制度利用促進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

高齢化に伴い、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の数は年々増加傾向にあることから、介護保険サービス利用の契約や金銭管理などに対し、判断能力が不十分なことにより、生活に不安を抱える方が増えています。

こうした判断能力が不十分な方の権利擁護を行う手段として、2000年に成年後見制度が創設されました。しかし、成年後見制度の利用者は、前述した認知症高齢者数などの増加と比べて、著しく低調であり、本来制度が必要な方が適切に制度を利用できていないといった課題が顕著となっています。

このため、国では2016年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定するとともに、2017年に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」を、2022年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、

他方、豊田市では、2017年の豊田市成年後見支援センターの開設以後、同年に市と豊田市成年後見支援センターの共働型による「中核機関」の整備、2019年にとよた市民後見人養成講座の開講、2020年に豊田市成年後見制度利用促進計画の策定など、成年後見制度利用促進に注力してきました。

また、豊田市成年後見・法福連携推進協議会では、当初から成年後見制度利用促進に留まらず、司法と福祉の連携により取り組むべき課題を検討してきたこともあり、全国に先駆けて、意思決定支援や身寄りを頼ることができない方への支援など広義での権利擁護支援の推進に努めてきました。

こうした国の動向と、豊田市が培ってきた権利擁護支援の知見を活かしながら、第2次計画となる本計画では、地域福祉と連動し、よりきめ細やかな支援と、関係機関・団体との連携強化を図ることで、権利擁護支援と成年後見制度利用促進をさらに推進していきます。

(2) 計画の位置づけと期間

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく計画として位置づけ、成年後見制度利用促進に必要な事項を定めます。

また、法律上に規定はありませんが、住民や関係者、支援関係機関の意見も踏まえ、豊田市として権利擁護支援をどのように推進していくかについての方針を定めるもの（権利擁護支援推進計画）として策定しています。

これらは、社会福祉法第107条に基づく「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、計画の期間を令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）までの6年間とします。

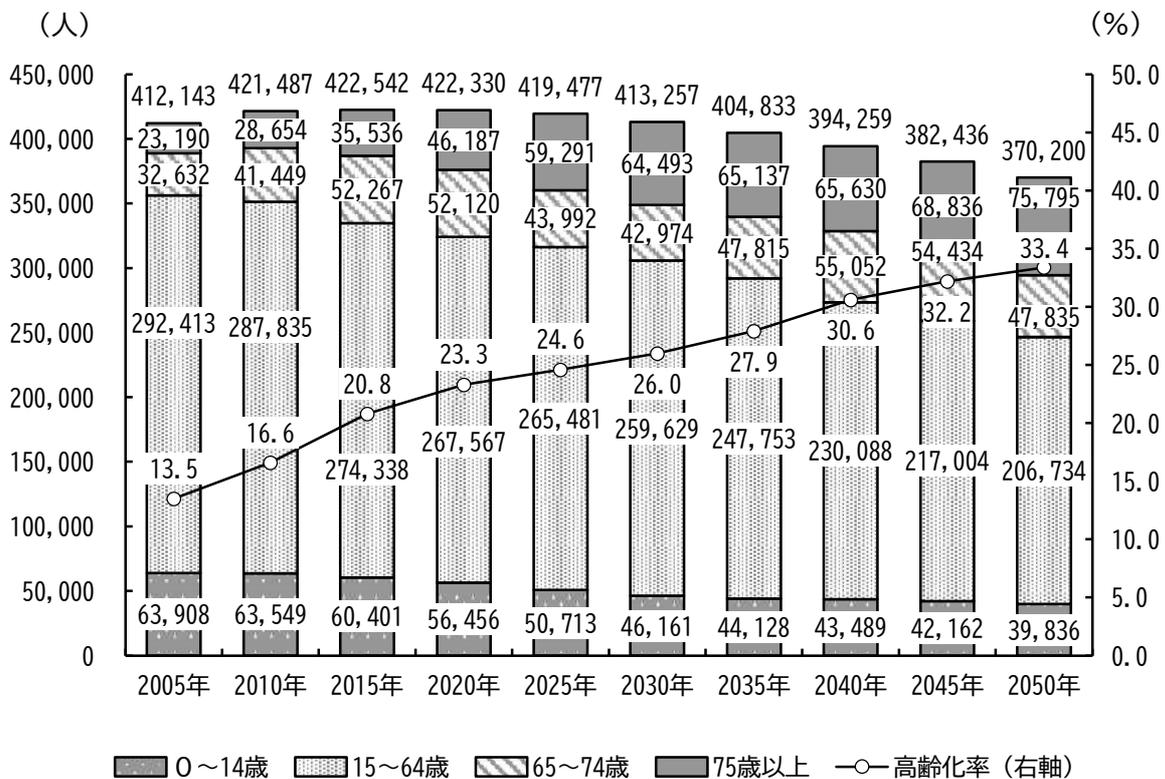
2 豊田市における権利擁護支援の現状

(1) 「豊田市の現状」

本市の総人口は、2019年をピークに人口減少に転じており、2025年9月1日時点で41万4,512人となっています。その一方で、高齢者数は10万5,744人、高齢化率は24.9%と年々増加しています。そして、この高齢者数の増加に合わせて認知症高齢者数（推計）も年々増加しており、今後も増加の一途をたどる見込みです。

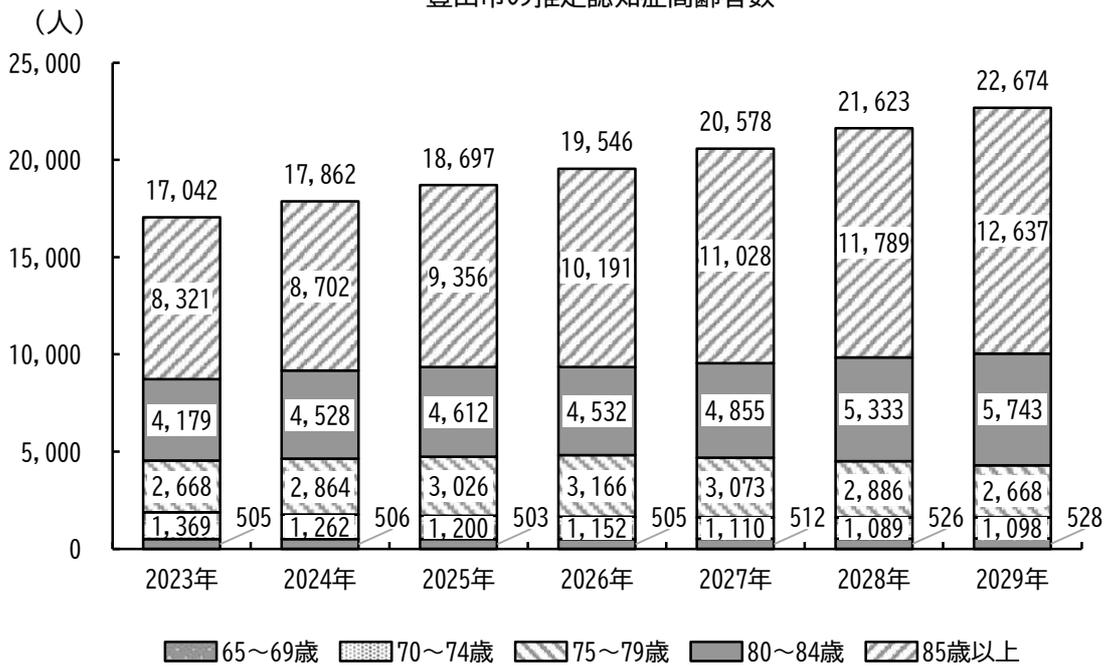
また、療育手帳所持者と精神保健福祉手帳所持者を基準にすると、障がい者数も年々増加している状況です。

本市の将来人口推計



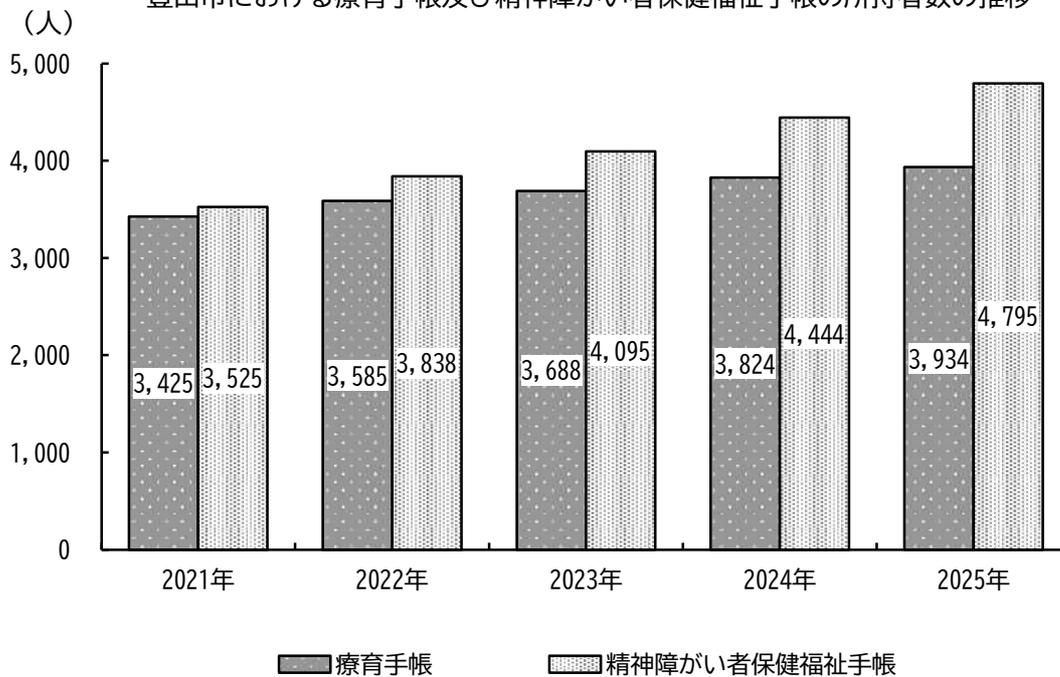
出典：国勢調査、国立社会保障・人口研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

豊田市の推定認知症高齢者数



出典：豊田市推計

豊田市における療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数の推移



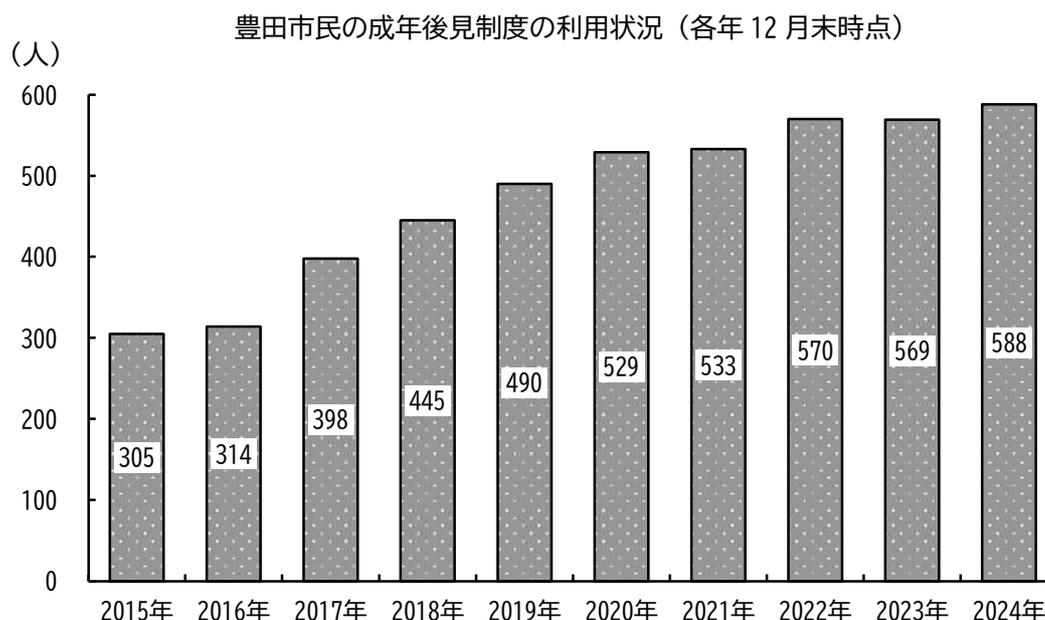
(2) 豊田市における権利擁護支援の現状

本市では、2017年に豊田市成年後見支援センター（以下、「センター」といいます。）を開設しました。センター開設以降、毎年約300件の新規相談があるなど、2015年時点で成年後見制度を利用している市民は305人でしたが、2024年には588人に増加しています。

さらに本市では、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が増加する傾向にありますので、今後も成年後見制度の利用に対するニーズは高いものと想定されます。

また、権利擁護支援を必要とする方は、必ずしも成年後見制度の利用による支援が必要とは限りません。豊田市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業や生活支援員派遣事業といった権利擁護支援を実施しており、毎年約50人が契約しています。

さらに、近年では、身寄りを頼ることができないことによる生活上の課題についての相談も増えている状況にあります。



(3) 豊田市における権利擁護支援のこれまでの取組・第1次計画の評価

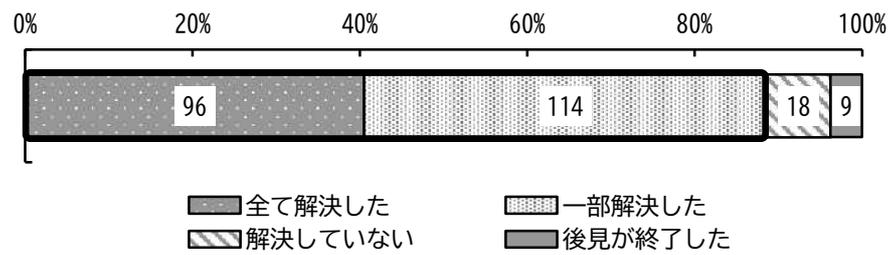
豊田市では、2020年に成年後見制度利用促進計画（以下、「第1次計画」といいます。）を策定して以降、この計画に基づき様々な取組を進めてきました。こうした権利擁護支援の体制づくりの結果、第1次計画全体の到達状況を評価する「後見人等が選任された1年後に申立て当初の課題が解決された割合」は88.6%と権利擁護支援が必要な市民に高水準の効果をもたらしました。

第1次計画の重点取組 (中間見直し後)	2024年度末までの達成状況
① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座を5期開講し、計125名の修了生を輩出。 ・市民後見人として、延べ33名が受任し活躍。 ・権利擁護基金の設置。
② 身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りを頼ることができない市民の生活課題を受け止める相談窓口の開設。 ・多機関協働及び市民参加（意思決定フォロー）を取り入れた形での支援の事業化（結サポート～くらし安心事業～）。
③ 市民・多職種と連携した意思決定支援の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定フォロー講座の開講。 ・医療や高齢者・障がい者支援など各分野での意思決定支援研修の実施。
④ 消費生活センターとの連携策の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援ネットワーク（協議会）と重層的支援体制への消費生活センターの参画。
⑤ 送付先変更に係る手続き事務のスマート化	<ul style="list-style-type: none"> ・送付先変更に係る手続き事務の集約とオンライン化の完了。
⑥ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・専門フェローの登用完了。 ・高齢者・障がい者虐待対応のフローの見直し実施。
第1次計画での懸案事項 (中間見直し後)	2024年度末までの達成状況
○ 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・市内社会福法人による社会福祉連携推進法人の立ち上げ支援の実施。 ・同社会福祉連携推進法人による法人後見実施に向けた支援の実施。

計画の目的達成状況の評価 ……88.6%

○ 豊田市の成年後見制度利用促進の各種取組により、市民の権利擁護が図られたかを「後見人等が選任された1年後に申立て当初の課題が解決された割合※」で確認。

※ 2021～2024年度における後見人等アンケートで申立て当初の課題が「全て解決した又は一部解決した」と回答した割合（4か年累計）。



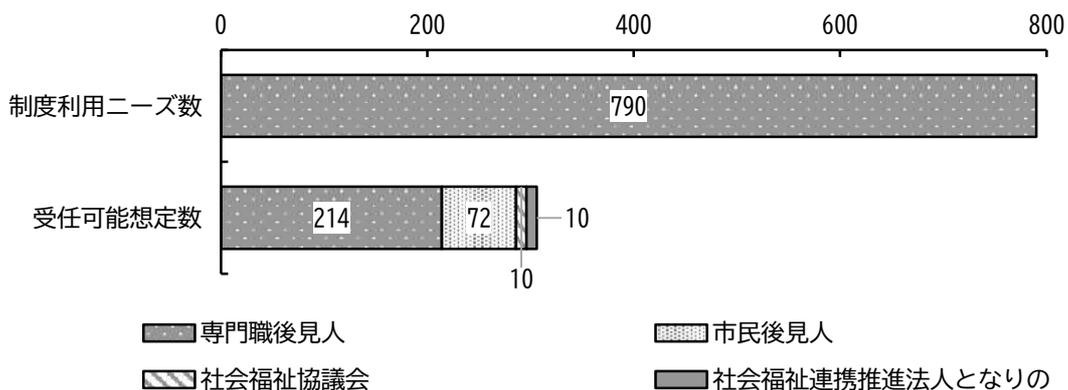
3 権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題

(1) 担い手の確保と活躍に向けて

第1次計画時に調査した成年後見制度の利用ニーズ数に対し、認知症高齢者の増加率を用いて2025年時点の参考値を試算したところ、790人となりました。また、同様に、各主体における受任可能数の参考値は306件となり、これらの差として、本市において担い手の不足している状況は484人分であることが明らかになりました。

このギャップを埋めていくことが本市では直近で大きな課題となります。ただし、この対応としては、ニーズはすぐさま成年後見制度が必要な状況を示しているわけではないこと、また成年後見制度以外の支援策での対応の方が本人にとって望ましいニーズが含まれている可能性などに留意しながら、計画的かつ総合的に取組みを進めていく必要があります。

よって、今後の充実に向けては、市民後見人との複数受任や受任リレーのさらなる発展、セーフティネット後見の役割分担を含めた受任フローの見直し、成年後見制度以外の支援策の充実など、多様な主体による「ベストミックス」の体制を整えることが大切です。



出典：「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査（2018）」結果、各所への聞き取り結果及び最新の統計情報から、豊田市推計

(試算方法など)

- 実際は、本人の特性や課題によりケースバイケースの受任が行われることや、複数受任もあるので、あくまでボリューム感をつかむ趣旨であることや統計的な正確性を求めているものではないことに留意。
- 制度利用ニーズ数については、2018年調査結果の664名に対し、2017年から2025年かけての認知症高齢者数の増加率18%を乗じて算出した。
- 受任可能想定数のうち、専門職後見人は2018年調査の結果をそのまま採用（2018年以降に受任した件数もあるが、一方で後見等終了のケースもあること、また後見人等支援や送付先変更などの環境が整ったことから設定として差し引きゼロとした）。市民後見人は2025年6月時点バンク登録者数から受任している人数を引いたもの。社会福祉協議会及び社会福祉連携推進法人となりの分は聞き取り情報。

(2) 身寄りを頼ることができない市民の支援ニーズへの対応

多くの方にとって最も身近な存在である家族を頼ることができないことにより、入院・入所時や死後等に不安を抱えてしまう方がいるという状況が生じています。かねてより就労を機会に故郷を離れて移り住まれる方が多い本市では、特にこの不安が大きいといえます。しかし、自分らしく暮らすという市民としての権利に支障をきたしては、地域共生社会の実現には至りません。

そこで、この状況を明らかにするため、市民アンケート調査結果と高齢者人口から、高齢者（65歳以上）で身寄りを頼ることができない豊田市民が約 4,000人いると推計されました。併せて、介護や医療の必要性が高くなると言われる後期高齢者（75歳以上）では、約 2,000人いるとの結果となりました。

また、詳細分析により、身寄りを頼ることができない高齢者のうち「孤立」状態にある方は約400人、さらに「相談したくない」と思っている方が約300人いることもわかったことから、身寄りを頼ることができない人の支援策の充実を進める上では、どの支援ニーズ層にこういった支援のアプローチを行うべきかを整理しながら取り組む必要があります。



出所：「豊田市地域福祉に関するアンケート調査（2025）」からの推計結果 及び豊田市成年後見・法福連携推進協議会「身寄りのない市民への支援あり方検討部会」検討内容より豊田市作成。

(3) 地域福祉とのさらなる連動に向けて

○ 権利擁護基金の充実

- ・本市の社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、豊田市社会福祉協議会は権利擁護基金を設立しており、地域から寄付という形で多様な主体の権利擁護支援の取組みへの参加を促すだけでなく、将来的には遺贈を受け入れることで、資力のない方の支援に対応できる仕組みづくりが進められるのではないかと意見がありました。
- ・こうした声も踏まえて、寄付や遺贈を地域福祉の形として権利擁護支援に生かしていくことが必要になります。

○ 社会参加支援との連動

- ・同審議会では、意思決定フォロワーとして市民が参画する仕組みを充実させることで、判断能力が不十分であってもなくても、身寄りがあってもなくても、様々な方が社会に参画することを後押しできる仕組みにしていくことができるといった意見がありました。
- ・今後は重層的支援体制の中で、市民も参画する形での社会参加支援を充実させていくことが重要になります。

【ポイント】民法や社会福祉法の改正を踏まえた対応

- ・国の法制審議会民法部会では、今後の成年後見制度のあり方について議論されており、民法改正の観点として、法定後見の終了や期間を設ける形での制度とする可能性について言及されました。
- ・また、今後の地域共生社会の進め方を議論する「地域共生社会の在り方検討会議」にて、日常生活自立支援事業の見直し後は多様な主体が同事業を基にした新事業の実施主体を担えるようにすることや、中核機関の法定化、個別支援に関する会議体の設置等の必要性について考え方が示されました。
- ・本計画策定時点の2025年段階では、これらの法制度の改正の具体的内容が示されている状況ではありませんが、今後を見据えて、あらかじめ本市における権利擁護支援体制の充実を進め、改正のタイミングが来た際に着実に対応できるような準備が必要です。

<「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめ>

○ 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

- ・福祉サービスの提供等に当たっては、意思決定支援への配慮の必要性を明確化することについて、法令上の規定の整備の検討を進めるべきである。

○ 身寄りのない高齢者等への対応

- ・身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方については、既存の支援体制の枠組みにおいて、その相談を受け止めることとし、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである。
- ・民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。
- ・新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。
- ・生活に困窮する者については、生活困窮者自立支援制度の他事業と一体的な支援を行う観点から、既に民間において進んでいる互助会等のインフォーマルな取組とも連携しつつ、地域居住支援事業などの支援を拡大して対応していく必要がある。

○ 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

- ・福祉行政による意思決定支援の範囲としては、現行の日常生活自立支援事業における支援と概ね同範囲、すなわち、預貯金の入出金を含めた日常生活費の範囲における簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等の生活支援サービスの利用に関する意思決定を基本とする必要がある。
- ・意思決定支援の確保や市民参画の充実を図る観点から、事業化の検討も含めて、地域の実情に応じ、本人に対して、市民が本人目線で意思決定支援を行う取組を促進する必要がある。

4 豊田市における権利擁護支援の推進体制

豊田市では、多様な主体や機関との連携により、以下の取組を重ね合わせて実施し、地域共生社会での市民生活を支える仕組みとして、『重層的支援体制』を整えています。

- ① 選択し つながり合えるような「地域づくり」の促進
～地域共生社会での関係性を『つくる』～
- ② 困り事を受け止め つなぎ戻すための「包括的な相談支援」
～地域共生社会での関係性に『つなぐ』～
- ③ 自分らしく社会に続けるための「参加・活躍の支援」
～地域共生社会での関係性の中ですごし・はたらき・活躍し『つづける』～

この重層的支援体制の中では、権利擁護支援についても推進してきています。地域づくりとしては、福祉や医療の関係者のみならず、弁護士や司法書士、家庭裁判所といった司法関係者、金融機関などと研修や勉強会などの学び合いの場などを通じて、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下、「地域連携ネットワーク」といいます。）を形づくってきています。

包括的な相談支援について、市民の様々な困り事の中には、もちろん権利擁護支援に関するものも含まれるわけですから、判断能力が不十分な方が相談し得る機関（地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等）を権利擁護支援の1次窓口としても位置付けたり、センターの相談と身寄りのない人の相談窓口を一体的に運用することなどに取り組んでいます。

参加・活躍の支援では、市民後見人の養成を通じて、後見活動だけでなく、意思決定支援に市民が参画する活動が生まれたりするなど、判断能力が不十分な人の参加だけでなく、権利擁護支援活動に取り組む市民の社会参加にも努めています。

こうした取組みは多様な主体・機関の連携が必要であり、こうした活動・支援のための各所・各場面での「チームづくり」を行う立場として『多機関協働事業者』をいくつかの所属や機関を位置づけていますが、センターも多機関協働事業者の一つとしています。

今後も、本計画に基づいて、様々な体制を整えたり、地域連携ネットワークを充実させていくこととなりますが、こうした重層的支援体制という全体像の中で、様々な仕組みを機能させていくことが本市における基本的な体制づくりの考え方となります。

その上で、本市においては、地域連携ネットワークとして整えるべき、『中核機関』『協議会』『権利擁護支援チーム』の3つの仕組みについて、以下のような考え方と推進体制にて取り組んでいくものとしています。

(1) 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担うものとされています。

- ① 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ② 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

本市においては、市長申立てによる権利侵害からの回復支援と政策的な判断・対応を行いつつ、具体的支援の実践・権利擁護の視点から多機関協働による連携の調整を担うセンターと共働することで、これらの役割を果たすことができると考えています。

今後も、豊田市では、センターと相互に協力・連携しながら中核機関となり、権利擁護支援を進めます。

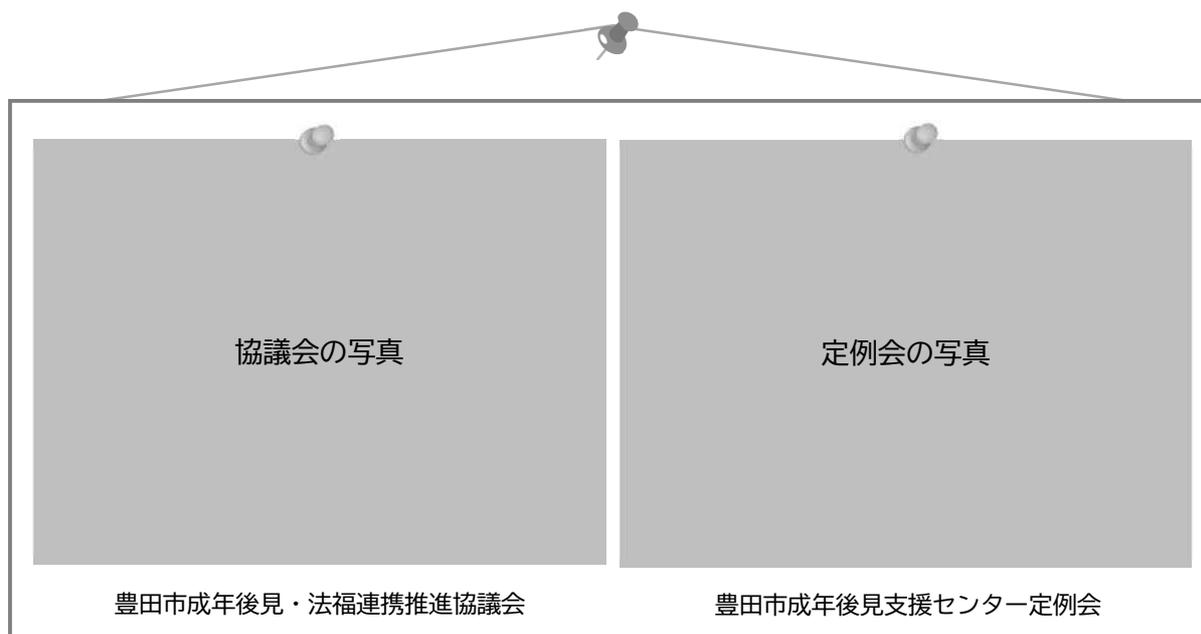
(2) 協議会

① 豊田市成年後見・法福連携推進協議会

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、支援に必要な機能が発揮されるよう、支援者や専門職が組織単位で連携し、地域課題の解決に向けた協議を行います。また、必要に応じて部会を設置し、具体的な対応を進めます。
- ・具体的には、「①センターの運営状況の評価・検討、②成年後見制度の利用促進策の検討・協議、③司法と福祉の連携により解消すべき課題等に関する検討・協議」を行います。

② 豊田市成年後見支援センター定例会

- ・制度の利用により権利擁護支援が確実に実施されるためには、「①福祉＋司法の視点で制度利用が必要かどうか、②誰が申し立て、誰を候補者にするか、③チームが機能しているか」について各場面で確認する必要があります。
- ・豊田市では、「①相談及び後見人等支援の進捗状況と対応の方向性の確認、②候補者の調整、③各主体が有する情報の共有」について、豊田市役所とセンター、専門職・法人後見実施団体が協議する定例会を月1回開催し、支援を進めます。

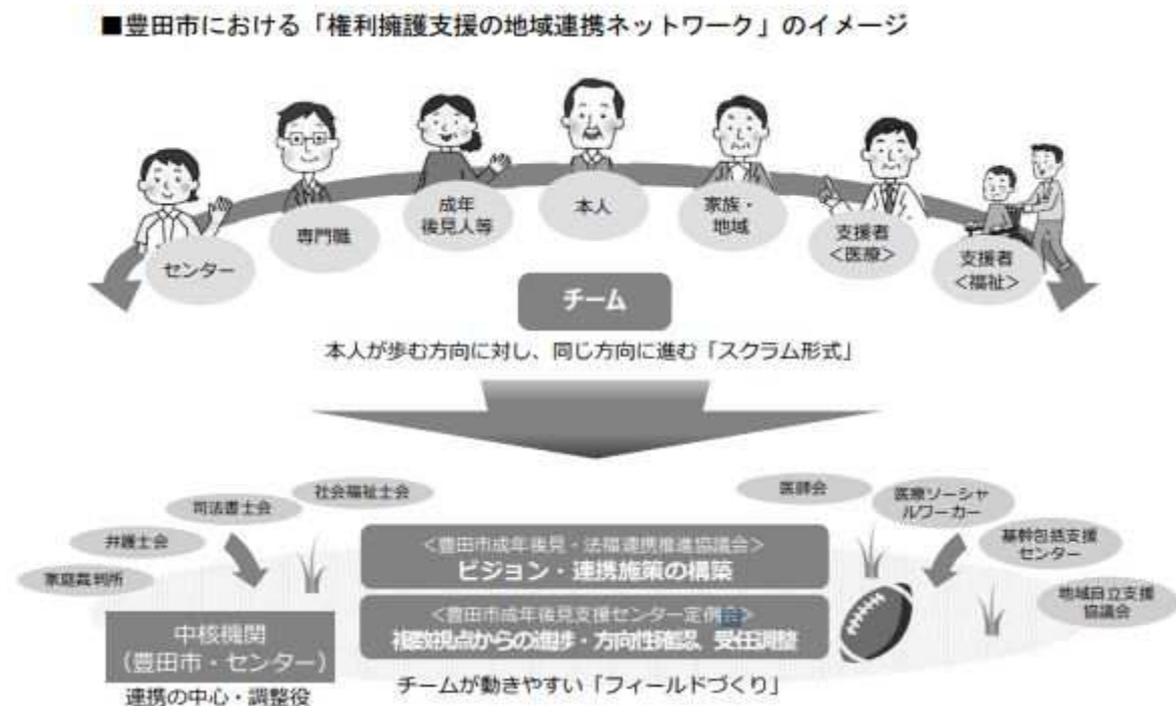


(3) 権利擁護支援チーム

豊田市では、本人は単に支援を受ける立場ではなく、支援を受けながらも役割を持って社会に参加し続けることを目指しています。そのためには、本人の周りを支援のために関係者が囲む「鳥かご形式」のチームではなく、本人が主体的に歩む方向に対し、関係者が肩を組みながら同じ方向に進む「スクラム形式」のチームが必要です。

そこで、本人主体で、本人に身近な家族や、地域の関係者、福祉・医療の支援者、後見人等が「チーム」として関わる体制づくりを進めるため、センターが候補者を受任調整した事案は、すべて「チーム会議」を開催します。

また、後見人からの相談に応じる中で、必要に応じて「チーム会議」として招集したり、支援者が実施するケース会議や地域ケア個別会議等に、センターや後見人等が参加するなどして、支援の充実に努めます。



5 本計画を推進するための主な取組み

さらなる充実に向けた課題に対し、豊田市成年後見・法福祉連携推進協議会及び豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会合同会議での議論を踏まえて、本計画を推進するための重点取組を設定します。重点取組以外にも、これまで重層的支援体制の中で取り組んできた支援や活動についても、従前どおり推進していきます。

これらの具体的な進め方や年度ごとの到達目標などについては、豊田市成年後見・法福祉連携推進協議会に随時諮りながら設定することで、その時折の現状に合わせた対応を柔軟に行えるようにします。

なお、民法や社会福祉法の改正を踏まえた対応は、懸案事項として定め、今後の国の動向を見ながら対応していきます。

第2次計画の重点取組	取組みの概要
① バストミックスによる権利擁護支援の担い手の確保と活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> ①専門職後見人の活躍支援、②市民による多様な権利擁護支援の推進、③セーフティネット後見の役割分担を含めた受任フローの見直し、④成年後見制度以外の支援策の充実を一体的に進めながら、総合的に担い手を確保していきます。
② 市民参画と多機関協働による身寄りのない高齢者等支援	<ul style="list-style-type: none"> 重層や権利擁護の仕組みを活用し、家族や親族を頼ることができない方への入院・入所時支援などの相談を受け止め、支援の調整を行う相談窓口の運営と多様な関係者による地域連携ネットワークの充実を進めます。 親亡き後など重層的に支援すべきニーズへの対応も踏まえて、市民の参画と多様な関係者とのネットワークを通じて、「結サポート～くらし安心事業～」を確立していきます。
③ 市民参画と多機関協働による意思決定支援	<ul style="list-style-type: none"> 市民、認知症高齢者や障がい者の支援者、医療従事者、重層関係機関等それぞれが意思決定支援に対する学びを深めるとともに、多様な主体の参画を得ながら、対象者や分野を問わず、本人の意思の尊重の重要性について市全体の理解を深めるための方策について検討し取組みを進めていきます。
④ 権利擁護基金の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民・市内企業等による寄付の充実、事業内等で生じる遺贈相談の透明化、ふるさと納税等新たな仕組みの検討を通じて、基金を充実させます。 基金を原資に担い手の活躍を応援できる環境づくりに努めます。
⑤ 配慮が必要な方への社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会参加支援の場面によりそう市民の参画方策について検討し、取組みを進めていきます。
第2次計画での懸案事項	取組みの概要
○ 権利擁護支援の新たな仕組みへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 民法や社会福祉法制の改正の動向を注視しながら、中核機関の体制強化、日常生活自立支援事業等の実施体制の確保、新たな金銭管理の仕組みなどについて検討を進めます。

地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価の考え方

(1) 評価における基本的な考え方

第2次となる本計画においても、第1次計画同様に「市民の権利擁護が図られたか」とうかの視点から、計画の目的達成状況を評価していくことが重要だと考えます。ただし、第1次計画では「課題解決」の視点だけでしたが、これに加え、これまでの本市の取組や国の動向等を踏まえ「意思尊重」の視点でも評価することとします。

また、目的達成に向けて、どれか一つの取組だけを進めれば良いものではありません。そのため、第1次計画同様に、豊田市成年後見・法福連携推進協議会を通じて、①各重点取組に対し、年度ごとの到達目標（当該年度に何を取り組むか）を設定するとともに、②定期的に変化を測定する指標を設定します。

なお、従前より取り組んできた基本的な活動に対しては、相談件数などの数値目標は設定しません。ただし、センター定例会の中で、相談件数の変化などは継続的に確認し、実務的な改善や見直しにつなげていきます。

(2) 市民参加型の変化・効果を感じたエピソードを踏まえた評価への挑戦

第2次となる本計画は、住民の参加を旨とする「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に包含して策定することに加え、権利擁護支援は本来「本人を主体」として実施すべきものであるため、「市民」の視点からの評価を充実させる必要があります。

具体的には、豊田市成年後見・法福連携推進協議会を通じて、本計画の取組やそれを通じた具体的な支援事案の中で、本市において市民の権利擁護支援を推進することにつながったエピソードや事例を抽出し、市民後見人バンク登録チームと連携し、「市民」の視点から変化や効果を感じたものを選んでもらいます。

市民後見人バンク登録チームが選んだエピソードや事は特徴などを整理した上で、豊田市成年後見・法福連携推進協議会にフィードバックすることで、今後の取組において、さらに市民目線に意義があるように軌道修正や見直しが期待できます。

また、同様に、市民後見人バンク登録チームからも市民後見活動の中からエピソードや事例を収集し、豊田市成年後見・法福連携推進協議会で、「支援者」として変化や効果を感じたものを選定し、市民後見人にフィールドバックし、改めて「市民」による活動の良さや効果、「支援者」ではできない関わり方を確認していきます。

第9章

再犯防止推進計画

第9章では、「再犯防止推進計画」について説明しています。

内容

- 1 計画の策定にあたって
- 2 豊田市における再犯防止を取り巻く状況
- 3 豊田市における再犯防止のさらなる推進に向けた課題
- 4 豊田市における再犯防止の推進体制
- 5 本計画を推進するための主な取組

再犯防止推進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

全国的に刑法犯の検挙者数および検挙者中の再犯者数は年々減少傾向にあります。初犯者数の大幅な減少に伴い、再犯者率は依然として高止まりしており、再犯防止は引き続き重要な社会的課題となっています。

平成16年から17年にかけて重大な再犯事件が相次いだことを契機に、国では「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年）、「犯罪に戻らない・戻さない」宣言（平成26年）、「薬物依存症・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年）など、再犯防止に向けた施策を段階的に推進してきました。

また、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が成立し、国による「再犯防止推進計画」の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体にも再犯防止への取組が求められ、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務として位置付けられました。

こうした国の動向や社会的背景を踏まえ、本市では令和4年度に「豊田市再犯防止推進計画（以下、「第1次計画」という。）」を策定し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、市民の犯罪被害の未然防止と安全・安心な地域社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和5年3月には、国において「第2次再犯防止推進計画」が策定され、地域社会における再犯防止の取組を一層強化する方向性が示されました。この計画では、特に「地域における支援体制の充実」「出所者等の居住・就労支援」「若年者・高齢者・障害者・薬物依存者等の特性に応じた支援」「官民連携の推進」など、より実効性の高い施策が盛り込まれています。また、デジタル技術の活用や関係機関の連携強化を通じて、支援の継続性と包括性を高めることが重視されています。

こうした国の新たな方針を踏まえ、本市では第2次計画の策定にあたり、地域の実情や第1次計画で得られた知見を活かしながら、よりきめ細やかな支援体制の構築と、関係機関・団体との連携強化を図ることで、再犯防止の取組をさらに推進していきます。

(2) 計画の位置づけと期間

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく計画として位置づけ、社会福祉法第107条に基づく「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

なお、計画の期間は令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）までの6年間とします。

(3) 再犯防止における市の役割

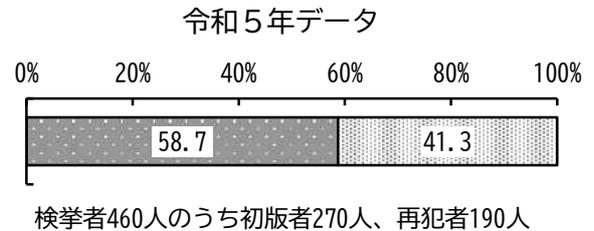
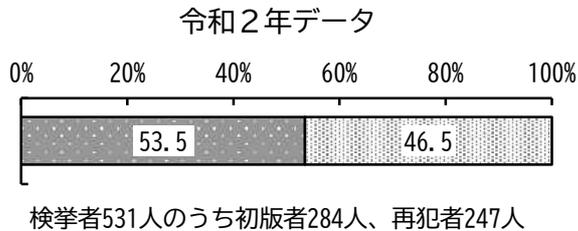
- ・再犯防止推進法において、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、再犯防止施策を講ずることとしています（第24条）。
- ・国の第二次再犯防止推進計画においては、国は「各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続きの枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。」としています。
- ・また、市町村の役割については、「保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪を犯した者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。」としています。
- ・こうしたことを踏まえ、市は、国・県や刑事司法関係機関等、様々な機関と連携しながら、再犯防止の推進に向けた具体的な取組を進めていきます。

2 豊田市における再犯防止を取り巻く状況

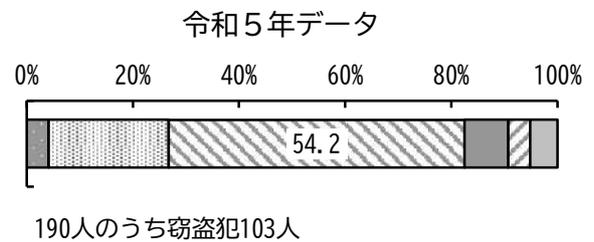
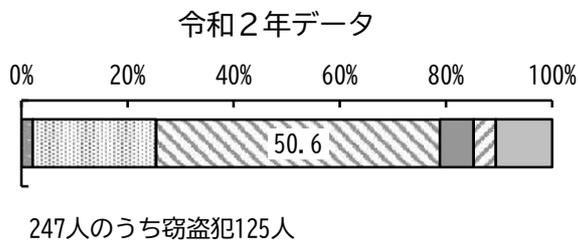
(1) 豊田市における再犯防止の現状

■ 令和2年と令和5年の統計データ比較から

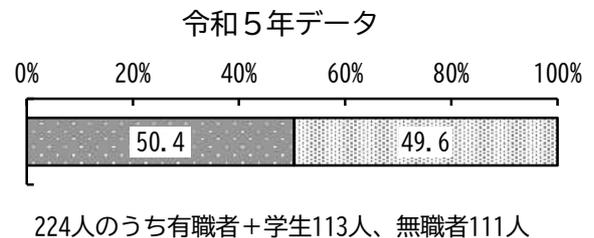
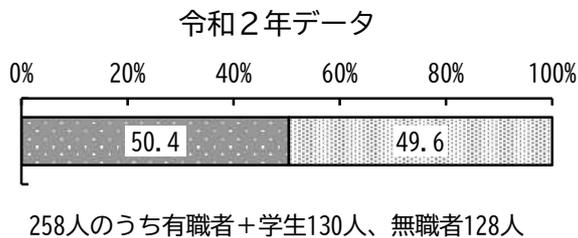
(1) 初版者・再犯者の内訳



(2) 刑法犯の罪種の内訳（再犯）



(3) 窃盗犯の犯行時の無職者の割合



- ・令和5年の統計データによると、刑法犯検挙者460人のうち、初犯者270人（58.7%）、再犯者190人（41.3%）となっており、再犯者が約4割を占めています。第1次計画策定時の統計データ（令和2年）と比較すると、刑法犯検挙者数が減少していますが、再犯者数の減少が寄与しているものと想定されます。
- ・刑法犯（再犯）における罪種内訳では、刑法犯（再犯）190人のうち、窃盗犯が103人（54.2%）と半数以上を占めており、これは全国と同様の傾向となっています。
- ・そして、窃盗犯の犯行時の職業状況は、窃盗犯224人中、有職者+学生113人（50.4%）、無職者111人（49.6%）となっています。
- ・刑法犯検挙者の約半数を再犯者が占めること、再犯者に占める窃盗犯の割合が最も高いこと、窃盗犯に占める無職者の割合が半数を占めることから、窃盗の大きな要因となる生活困窮や、社会的孤立に陥らないための福祉的支援に確実につなぐため、関係機関との連携体制を引き続き強化していくことが大切です。

(2) 豊田市における再犯防止のこれまでの取組・第1次計画の評価

■ 第1次計画の重点取組

第1次計画の重点取組	2024年度末までの達成状況
① 刑事司法関係機関と連携した円滑な地域移行の推進(入口・出口支援モデル実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事司法関係機関との連携により、入口支援26件、出口支援8件を実施。 ・特に出口支援においては、弁護士との連携により出所前から面会を通じた情報収集をするなど、支援に向けた事前検討が実施できた。
② 地域の支援者を巻き込んだ見守り支援体制の構築(保護観察所等との連携、重層的支援会議の実施、多世代参加支援PJ活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所等との連携により、保護観察期間中からの支援を6件実施。 ・多様な機関の参加する重層的支援会議を10件実施し、本人の地域移行のための支援策を検討。 ・多世代参加支援プロジェクトを活用し、新たなサービスを創出した支援を1件実施。
③ 更生保護活動を行う民間協力者への活動支援(連携体制、負担軽減等)	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援会議へ参加いただくなど、支援方針の検討を一緒に行うことで連携を実施。 ・保護司会活動経費の一部補助や、公共施設の無償提供、担い手確保に向けた保護司セミナー等を実施。 ・協力雇用主、保護司会、更生保護女性会の情報交換会を実施。
④ 再犯防止の推進等に関する周知・啓発(広報等による啓発、研修開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報とよたや啓発ポスター設置等による市民・支援者に向けた周知啓発を実施。 ・中部ブロック再犯防止シンポジウムに参加し、本市の計画や支援体制について発信。 ・司法修習生や県地域生活定着支援センター等に向けた再犯防止の研修を実施。

■ 第1次計画の評価

- ・本計画策定段階から国の機関(地方検察庁、矯正管区、刑務所、少年院、保護観察所等)や県の機関(地域生活定着支援センター)、民間団体(弁護士会、社会福祉士会、就労支援事業者機構、保護司会、協力雇用主会等)とのヒアリング、議論を通して新たな連携に向けた関係性を構築してきました。
- ・現在、本市においては「重層的支援体制整備事業」を活用し、支援対象者を受け止め、入口支援・出口支援いずれにおいても適切な支援につなぐ体制が整備されており、刑事司法関係機関との連携により本人の地域移行を支援する事例が増えてきています。
- ・刑事司法関係機関や国・県の機関との共同研修等を通し、本市の支援スキームや事例を周知することをきっかけに事案の相談につながるケースがあるなど、連携体制も着実に強化されてきています。

3 豊田市における再犯防止のさらなる推進に向けた課題

(1) 関係機関とのさらなる連携強化

- ・特に入口支援においては、刑事司法関係機関からの相談から本人との対面までタイトなスケジュールになることが多いため、よりスムーズな支援に向けた連携の強化が必要です。
- ・また、対象者の地域移行にあたって、対象者を受け入れる福祉事業所、地域、事業者などに対しては、引き続き丁寧な周知・啓発活動を行い、様座穴機関との連携による継続的・伴走型の支援ができる体制を強化していく必要があります。

(2) 刑余者の居住環境確保に向けた取組の強化

- ・国の第二次再犯防止推進計画において「就労・住居の確保等」が重点課題とされ、令和7年度には住宅確保要配慮者の住居確保を円滑化するため「住宅セーフティネット法」も改正されました。
- ・本市においても、刑余者が住居を確保できないことで適切な支援が遅れて、生活困窮に繋がり、犯罪を繰り返すケースも見られるため、刑余者の生活基盤を整える上で、地域における安定した居住環境の確保に向けた理解啓発等の取組を強化することが重要です。

(3) 民間協力者への支援の充実

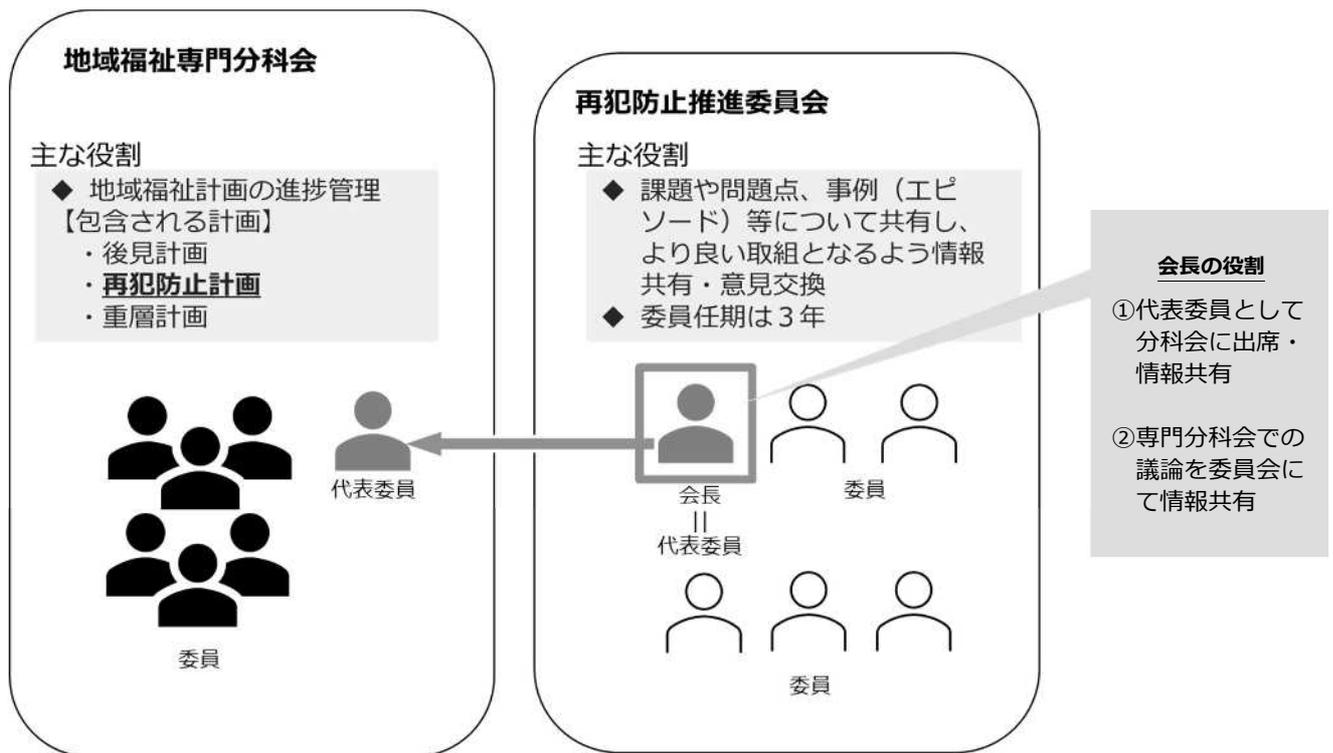
- ・地域の支援者である保護司の高齢化・減少により、地域での更生支援の担い手の不足が懸念されています。保護司の確保については、法務省が取り組んでいるところですが、地域でも保護司の活動しやすい環境を整えるとともに、保護司とともに対象者を支援できる体制を構築していく必要があります。
- ・また、就労後の継続的な支援やトラブル発生時の相談先の確保、福祉的支援への理解啓発など、協力雇用主が安心して対象者を雇用できるよう、取組を充実させていく必要があります。

4 豊田市における再犯防止の推進体制

< 再犯防止推進委員会 >

- ・第1次計画においては、計画の進捗管理を目的として「再犯防止推進委員会」を設置し、計画に基づく取組の進捗や成果、課題点・問題点について情報共有・協議を実施してきました。
- ・第2次計画は地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含することから、計画の進捗管理や評価の役割は豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が担うこととなります。
- ・第2次計画においては、再犯防止推進委員会は、再犯防止の取組を実施する中での課題や問題点、事例（エピソード）等について共有するとともに、好事例・難事例からの学びや、参画する支援者・関係機関の専門的経験・知見に基づく議論を実施し、「支援の質の向上」と「支援の在り方の探求」を目的とした協議体として、本市における再犯防止を推進する役割を担います。

< 第2次計画における再犯防止推進委員会の位置づけ・役割イメージ >



5 本計画を推進するための主な取組

- ・さらなる推進に向けた課題に対し、豊田市再犯防止推進委員会及び豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会合同会議での議論を踏まえて、本計画を推進するための重点取組を設定します。なお、重点取組以外にも、これまで再犯防止推進計画や重層的支援体制の中で取り組んできた支援・活動についても、従前どおり推進していきます。
- ・再犯防止推進に係る支援の具体的な事例や、各機関における課題等については、豊田市再犯防止推進委員会で共有・議論することで、知見の共有やさらなる連携強化につなげていきます。

第2次計画の重点取組	取組みの概要
① 社会支援活動の担い手支援	<ul style="list-style-type: none"> ・協力雇用主や保護司会、更生保護女性会等の民間協力者が活動しやすくなるよう、活動費の一部補助や公共施設の無償提供により、負担軽減や担い手確保に向けた取組を進めます。 ・団体同士の情報交換の場を設けることで、さらなる連携を図ります。
② 生活再建に向けた居住支援	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者や高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境の整備に向けた取組を進めます。
③ 多機関協働による総合的な再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的な支援が必要な人が釈放・矯正施設などから退所する際に、適切な自立支援を行い、再犯を防止できるよう、刑事司法関係機関と事前の情報共有を行う仕組みを整えるとともに、本人の成育歴や特性に応じた専門的アセスメントができるような体制を整えます。 ・高齢者や障がい者の虐待防止、成年後見制度など関連する権利擁護の取組と一体的に運用し、総合的に支援できるように取り組みます。 ・毎年7月の再犯防止啓発月間に合わせて市民への啓発活動を実施するとともに、社会を明るくする運動など保護司会の啓発活動に引き続き協力していきます。 ・福祉・司法関係者が参加する研修を通じて、支援機関同士の連携強化を図っていきます。

評価の考え方

- ・第1次計画では、「相談件数」や「支援件数」などの定量的な観点での評価が主でしたが、第2次計画においては、包含される第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価の考え方（●ページ）に則り、①取組の評価、②中間アウトカムの評価、③総合アウトカムの評価の3つの段階に分けて評価を実施します。
- ・したがって、本計画個別での評価は行わず、本計画の重点取組については、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画に位置付けられた取組として、計画全体と一体的に評価します。
- ・なお、②中間アウトカムの評価にあたっては、再犯防止推進委員会で挙げた支援の具体的なエピソードや、事例の検討などを通じた関係機関からの意見なども踏まえ、豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に共有し、計画の評価に反映していきます。